

## 第2回定例会議事日程（第2号）

### 第1 一般質問

下迫田良信君

#### 1. 行財政運営について

- (1) 本市全会計市債残高312億円は、市民一人当たりに換算すると109万円となる現状である。市長の見解を伺う。
- (2) 合併特例債の主なる活用成果と、今後の充当事業計画について。
- (3) 県内ワースト2位の経常収支比率94.1%の改善策は。
- (4) 義務的経費3%カットという高い目標設定での行財政改革運営は考えられないか。
- (5) 入札制度の現状について。
  - ①予定価格のあり方、高い水準の落札結果等について所見を伺う。
  - ②不燃物、リサイクル運搬業務における入札制度について。
  - ③政治倫理が懸念される建設協会看板のキャッチフレーズについて。

#### 2. 道路行政について

- (1) 向井原線と旧国道線の交差点改良について。
- (2) 褐田線、今屋敷線起点の民有地の市道利用について伺う。
- (3) 旧国道線、別府・島平線等の現状と今後の取り組みについて。
- (4) 市道等における市民ボランティア作業のあり方と寄付採納された土地について。
- (5) 尻塞地域の里道について。

#### 3. 串木野新港利用促進について

- (1) 甑島航路の現状と課題について。
- (2) 自衛隊艦船の寄港を誘致し、港を利用促進して活性化は図られないか。

中村敏彦君

#### 1. 避難道路としての市道整備について

- (1) 平成26年3月議会の一般質問における「避難道路としての市道伊倉ヶ迫線整備について」の質問に対し、「実施の方向で検討」との答弁であった。その後の検討結果は。
- (2) 「袴田2号線東側の生活道路について」の質問に対し、「市道認定のうえで改良を進める」との答弁であった。その後の検討結果は。

#### 2. コミュニティ交通の現状について

- (1) 木原墓地ルートや土川ルートなど改善がなされたが、その後のいきいきバス・タクシーの利用状況はいかがか。
- (2) 串木野駅と冠岳宇都集落を結ぶルートの所要時間が2時間弱であり、高齢者にとっては利用を躊躇するという声を当局に伝えてきたが、改善のための検討はされたか。
- (3) 試験導入予定のコミュニティ自動車と、いきいきバスの位置づけはいかがか。

#### 3. 指定管理者制度のあり方について

- (1) 経済対策の一環として政府主導による最低賃金の引き上げが行われてきたが、指定管理料や納付金において考慮されたか。
- (2) 3月議会の一般質問において「指定管理者制度見直し」について言及されたが、基本的視点はどのようなようか。

#### 4. ふるさと納税について

- ふるさと納税の平成28年度の結果と平成29年度の4月、5月の状況はどうか。また、ふるさと納税について総務省指導の対象になっているが、本市の改善策は。

福田清宏君

1. かもめ公園グラウンドの改修・整備について

かもめ公園グラウンドの土砂は、コンクリート状に硬く固まっている。この改修・整備について伺う。

平成27年9月定例会の一般質問に、市長は、「この改修につきましては、市の方で早速行うようにいたします。」と答弁があり、ゲートボール場の改修は、直ぐに着手し改修整備されたが、グラウンドの改修は、未だ手つかずである。着手・改修整備は、何時になるか、伺う。

2. 道路の改修と交通安全対策について

道路の改修と交通安全対策について伺う。

市道大原・港線から串木野高等学校正門に通ずる市道御倉町6号線への入口付近の用水路に、蓋板の設置は、出来ないか伺う。

3. 公園の整備について

文京町団地横の公園の道路とフェンス間のツツジ等の剪定について伺う。

4. 野平地区の道路の整備について

野平地区の道路整備について、地元との協議と今後の整備計画について伺う。

5. 特定健診について

特定健診受診率向上のために、市と自治公民館との間に対象者名簿の情報共有は出来ないか、伺う。

6. 食彩の里について

(1) 食彩の里としての機能を発揮しているか、伺う。

(2) いちき串木野市総合観光案内所の機能と役割について伺う。

(3) いちき串木野市総合観光案内所の調理室について伺う。

①機能と役割について

②利用状況について

③調理室を改修して、観光客おもてなしの部屋や観光・地元物産品の展示・案内、

更にふるさと納税返礼品の発送拠点としての活用は考えられないか、伺う。

松崎幹夫君

1. 小中一貫教育について

(1) 羽島中学校区、生冠中学校区で小中一貫教育が進められているが、進捗状況について伺う。

(2) 一貫教育が進められた後、学校跡地利用について何か計画があるのか。

(3) 小中一貫教育について、意見交換会を開催すべきと考えるがどうか。

2. 黎明トンネルの進捗状況について

(1) 現在、目に見える形で工事が進んでいるが、現在の進捗状況と完成予定について伺う。

(2) 現在の道路（荒川～白浜）について、トンネル完成後の利活用について伺う。

3. 地域振興住宅の建設について

これまでの事業効果と今後の建設計画について伺う。

4. スポーツ少年団の育成について

(1) 現在のスポーツ少年団の活動状況等について伺う。

(2) 指導員の数が不足しているという状況になっていないか現状を伺う。

(3) スポーツ少年団が円滑な運営を行うための今後の取組について伺う。

東 育代君

1. 人口減少社会に対応する取り組みについて

少子高齢化による人口減少社会では、子育て支援から、高齢者及び障がい者等の福祉サービスまで、多様化する市民ニーズに対応するため、切れ目のない質の高い行政サービスが求められる。

(1) 子育て世代の包括的な支援について

(2) 小・中学校の児童・生徒数減少にともなう学校運営について

(3) 共生協働のまちづくりについて

- (4) 高齢者及び障がい者等への福祉サービスについて
  - (5) 市営墓地の管理体制と環境整備について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

本会議第2号（6月15日）（木曜）

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	東浩二君	主任	査神蘭正樹君
補佐	岡田錦也君	主任	軍神神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田畑誠一君	土木課長	内田修一君
副市長	中屋謙治君	まちづくり防災課長	下池裕美君
教育長	有村孝君	食のまち推進課長	馬場裕之君
総務課長	中尾重美君	健康増進課長	若松友子君
政策課長	満蘭健士郎君	観光交流課長	末吉浩二君
財政課長	田中和幸君	学校教育課長	松山隆志君
市来支所長	中村安弘君	都市計画課長	火野坂斎君
教委総務課長	木下琢治君	福祉課長	後瀬正実君
消防課長	前屋満治君	生活環境課長	上原昇君
水産商工課長	平川秀孝君		

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順により、順次質問を許します。

まず、下迫田良信議員の発言を許します。

[14番下迫田良信君登壇]

○14番（下迫田良信君） おはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

私は先の議員と語る会で、市民から本市で何が一番大事なのかという趣旨の質問を名指しで問い合わせられました。言葉足らずでしたが、少子高齢化の中での施策に順序はつけがたいですが、健全財政を確保することが重要であるとお答えをいたしました次第でございます。

今日はそのようなことを含めて風呂敷をたくさん広げましたが、まず初めに、行財政運営についてお尋ねをいたします。

（1）の市債残高については一般会計で約228億5,300万円、特別会計公共下水道等が40億2,700万円、さらに水道会計におきましては43億3,600万円であり、この額をトータルいたしますと312億1,600万円であります。

この312億1,600万円を4月1日現在の市民2万8,569人の1人当たりの額に換算しますと約109万円となります。市長はどのように受けとめておられますか。御見解をお伺いをいたします。

[市長田畠誠一君登壇]

○市長（田畠誠一君） おはようございます。下迫田良信議員に大所高所よりたくさんの質問通告をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、本市全会計市債残高と市民1人当たりの市債残高の現状についてであります。

現在、これは6月補正時点ではありますが、全会計市債残高見込みは約311億1,800万円で、合併当初の平成17年度末と比較をしますと23億5,200万円の減となっております。これを市民1人当たりにしますと約109万円になります。

このうち一般会計について申し上げますと、約227億6,800万円、交付税措置分を除いた実質の市債残高は約89億8,000万円であり、合併当初の平成17年度末と比較をしますと市債残高は4億5,900万円の減、交付税措置分を除いた実質の市債残高も14億8,400万円の減となっております。

合併当初と比較をしますと市債残高は減少しておりますが、議員御指摘のとおり近年増加傾向にあり、本市の財政状況も決してよい状況ではありません。このような中、今後は人口減少による市税、地方交付税等の減や高齢化による社会保障費の増などにより、厳しい財政状況が続くと見込まれておりますので、普通建設事業を厳選し、市債発行の抑制に努めてまいります。

○14番（下迫田良信君） 当初予算についての市民への報告は4月の広報紙の見開きのページから報告をされており、その中には市債残高には触れておられません。ところが、昨年12月の広報紙におきましては広報紙の後ろ側の部分に決算報告をして、市債だけについての報告をされております。

私はここで一つ気になることは、決算であってもやはり広報紙の見開き、あるいは前ページあたりに載せていくことが市民に対して今の財政状況をしっかりと訴えていきながら、市民に対しての説明責任ではなかろうかと思っておりますが、こういう広報のあり方について、どういうふうにお考えでしょうか。

○財政課長（田中和幸君） 先ほど議員さんのほうから、当初予算の部分が既に公表されて、決算の部分での公表がちょっと情報が足りないということでございました。今後、スペースの具合もあるでしょうけれども、そういうことを勘案しながら、できるだけ起債残高の部分も含めまして広報ができるような形で努力いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○14番（下迫田良信君） 広報のあり方によって市民は本市の財政全てが把握できるわけですから、今後考慮していただきたいと思います。

そしてこれは一つの見解ですが、今、市債につきましては228億5,300万円が本年度の予算の後の最終決定でありますけれども、先ほど、市長は交付税措置を言わされました。私もこの交付税措置が60.6%で138億3,800万円が後年度見てくれるというふうになっておりますが、実際、市の債務は93億円と我々の予算委員会では試算をされております。

私がここで問題にしたいのは、国は国家予算の10倍もの1,066兆円の国債、借金を持っておる。これを国民1人当たりに直すと約840万円の負債ということになるわけですが、この国の財政を絡めて地方公共団体が全国で都道府県含めて1,750以上あると思うんですけれども、そういうところに交付税措置をしていくということを制度的にうたっておられますが、実際、国は現段階でも財政破綻のちょっと前だというふうに理解をいたしているところなんです。

やはりこのようなことを考えますと、財政構造上、起債をして後年度交付税でもらうことになりますけれども、本市も事実上は身動きができない状態になるのではないかなどというのを危惧しての市債の残高への質問でございますので、御答弁をいただきたいと思います。

○市長（田畠誠一君） 財政運営はもちろん自助努力が第一でありますけど、やはり今、お述べなっておりますように頼みの綱は交付税であります。その交付税につきましては国のはうも年々厳しく、近年では、交付税を、交付を受けている割に地方は基金を貯めているんじゃないかと、こういう指摘もあるようあります。しかし、それは少し角度が違うんじゃないかと私は考えておりますが、いずれにいたしましても、国もプライマリーバランスとか言っておられますので、おっしゃるとおり、どんどんどんどん削減をしてくるということは大きく予測をされるところであります。

そこで、一般会計につきまして申し上げますと、現在、約227億6,800万円、先ほどからお話になっています交付税措置分を除いた実質の市債残高は言わ

れましたとおり交付税措置率が60.6%ですので、89億8,000万円ということになります。

財政改善計画において、合併特例債起債可能期限の平成32年度における一般会計の市債残高は202億円程度、202億1,100万円で、合併特例債など有利な起債を積極的に活用することにより実質の市債残高はさらに減少するものと見込んでおります。

なお、財政状況の主な指標である収入に対する返済割合を示す実質公債費比率は、合併特例債を全額活用した場合でも13%前後で推移する見込みであり、財政運営上、もちろん真剣に取り組まなければいけませんが、支障はないものと考えているところであります。

○14番（下迫田良信君） いずれにいたしましても、現実的には政府資金や縁故資金から今年度末228億円借金をしていることは事実です。交付税措置はあくまでも見込みでありますので、交付税措置という特効薬に頼る市の財政運営と民間サイドの経営は天と地の差がありますが、どちらも借金が少ないほうが健全財政のバロメーターですので、今後も事業の取捨選択をしながら、無駄な市債は起こさず、市債残高が減少することが当面の重要な課題であろうと思いますが、再度、お述べをいただきたいと思います。

○市長（田畠誠一君） 今、縷々お述べになったとおり、国のはうの交付税措置というのもずっと永遠に保障されるものではありませんし、少なくとも、どんどん減らしていくだろうということだけは予測できますので、それには、財政運営上、入るを量って出づるを制すとか何とかことわざがございますけれども、今、おっしゃいましたとおり、入るの状況が、そういう状況が予測されるだけに、言われますとおり、出す、歳出のはうを公共事業等を厳選して、できるだけ起債を起こさないような形をとっていくことを心がけねばならないと思っております。

○14番（下迫田良信君） 市長、視点は変わりますけれども、今、市職員三百何名いらっしゃいますが、この職員の方々は、財政運営の中で市債がこれだけあるということはわかっておられるんでしょうかね。その辺はどういうふうに感じられますか。

○副市長（中屋謙治君） 市の職員ですが、市の職員に対しましては、毎年度、予算編成あるいは予算の執行と、こういう段階で本市の財政状況を縷々説明しておりますので理解をしておると、このように考えております。

○14番（下迫田良信君） 職員が理解しているということではありますが、次に入りますけれども、事業推進の結果、こうして債務が増大しておりますけれども、私は当局だけの責任ではなく、私ども市議会も最終的に政策を決定している以上は、私ども議会、市長あるいは職員の方々も含めて、やっぱりその辺の細部について共有した考えの中でこのような財政運営に入っていかなければ、何というんですかね、他人事みたいに考えておられるのかなという思いもいたしております。

そういうことで、市債についてはできるだけ削減のほうに向けていただきたいと思います。

次に、合併特例債に入りますが、合併特例債の成果と今後の計画については、限度額が82億3,300万円でありまして、合併協議会では29億円までは活用しようということでありましたけれども、現在は84.8%の69億8,400万円活用されております。そして、これまでの成果と残り12億4,800万円になろうかと思いますが、今後の充当計画についてお伺いをいたします。

○市長（田畠誠一君） 合併特例債の主なる活用成果と今後の充当事業計画についてあります。

合併特例債は、その7割が交付税措置される有利な起債であることから、活用期間の5年間の延長や全額活用するとした上で、将来の償還に備えた市債管理基金の確保など財政運営上の備えを行なながら、必要な社会基盤整備に活用しているところであります。現時点での活用額は、総合体育館建設事業や最終処分場建設事業など34事業に約69億5,700万円、活用率84.5%であります。これに係る市の実質負担額は7割の交付税措置を除く約20億8,700万円であります。

今後は、小学校等空調設備整備事業、給食センターの建設事業及び道路改良事業など、市民生活の向上や市政発展に必要な事業への活用を想定をしてい

るところであります。

○14番（下迫田良信君） 今、市長の答弁の中で、有利な財源で7割が交付税措置されると。しかし、3割は残って、今後228億円の債務の中にも組み込まれていきますけれども、やはり今、有利な財源が残り少ないので、今後、この特例債にかかる財源は何をお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○財政課長（田中和幸君） 32年度まで財政改善計画をつくっております。その中で財源として想定しておりますのは、32年度までは合併特例債がございますので、それと先ほど交付決定をいただきました新電源交付金、この14億円、こういう部分が32年度までは特別な財源という形でございます。

その後につきましては、今度は国の制度でいろいろと公共施設等を統廃合しろとか、その時々で地方財政措置的な部分がございます。現在ですと、防災とかそういう部分に関しては有利な起債を使える制度とか、そういう部分がございますので、今後もそういう情報を張り巡らせて、有利な財源を活用しながら事業を推進してまいりたいと思っております。以上です。

○14番（下迫田良信君） 先ほど、道路を使うという話がありましたけれども、今、過去の活用策を見てみると、野元平江線に2億幾ら投入しておられましたね。そして今回、建設されるであろう都心平江線にはどれぐらいの充当を考えておられるんでしょうか。

○財政課長（田中和幸君） 現段階で、合併特例債につきましては、数字は今後変更するかもしれませんけれども、都心平江線には1億700万円程度を今のところは想定しているところでございます。特例債としてはですね。全体事業費はもう少しかかりますが、先ほど申し上げました新電源交付金、そういう部分なんかも充当する予定になっておりまして、一般財源といいますか、合併特例債としては1億円ほどを現在のところは考えているところでございます。以上です。

○14番（下迫田良信君） 特例債につきましては、有利な財源で有利な事業を今後も展開していただきたいと思います。

次に、経常収支比率のことについてですが、県内43市町村においてワースト2位、経常収支比率94.1%が報道され、決算でも出ました。この改善策にどのようなことを講じていかれるおつもりでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（田畠誠一君） 県内ワースト2位の経常収支比率94.1%の改善策についてであります。

経常収支比率は財政構造の、申すまでもなく弾力性を示す指標であります。市税、普通交付税等の経常的一般財源を人件費、扶助費、公債費等の経常的経費にどの程度充当しているかをあらわす比率で、数値が高くなるほど財政間の硬直化が進んでいると言われております。

平成27年度の経常収支比率94.1%は、前年度と比較しますと0.1ポイントだけですが改善はしておりますが、県内では、薩摩川内市に次いで2番目に高い数値になっております。なお、県内平均は88.8%、全国平均は90.0%であります。

これにつきましては現在、第3次行政改革大綱等に基づき行政改革を進めておりますので、より一層、市税、ふるさと納税等の歳入確保とともに、職員定員適正化計画の推進、公共施設等の適正化を含めた既存事業の見直しなど経常的経費の削減に努め、財政改善を図ってまいりたいと考えております。

○14番（下迫田良信君） 昨年10月1日の地方紙にこのことが報道されておりますけれども、先ほどから職員のことにちょっとかかわりますけれども、職員もこの報道を見ておられると思うんですね。だから、いいほうの2位であればいいけれどもワーストですから、やはりこの三百何名かの職員から、これじゃいかんが、何とかしようというような意気込みは聞かれなかったのかということと、もし聞かれないとすれば、これは市の担当のほうで職員からアンケートをとって、あるいはレポートをとって改善にはどうするかということを役所一体となってしなければいけないと思います。

民間で言えば会社ですからね。中で働いている人の感覚が薄ければ人のことですよ。だから、そういう意味で私はこの質問しておりますが、いかがですか。

○副市長（中屋謙治君） この経常収支比率を含めて本市の財政状況、先ほども申し上げましたとおり、予算の編成説明会、それから執行説明会、そういう機会を捉えて、職員には十分、財政状況は厳しいということは伝えてございます。

そして、この対応としましては、先ほど市長が答弁しましたとおり行財政改革、もうこれに尽きたと思っております。内容としましては人件費あるいは扶助費、公債費、いわゆるこういう節減がなかなか厳しい面がありますけれども、職員の適正化の計画あるいは公共施設の適正化を含めた既存事業の見直し、こういうものを逐一上げまして、今後の財政構造の改善、これにつなげていくという、こういうことで取り組んでおるところでございます。

加えまして、例えば職員の関係でいきますと、今年度から管理職手当につきましては10%カット、そういうことを導入いたしておりますし、職員の総体の定数の適正化、そういうことで削減も計画的に進めている、こういうことでございます。終わりります。

○14番（下迫田良信君） 当局の姿勢は理解をしますが、私がここで問題にしているのは、優秀な職員がいらっしゃるんだからレポートをとって、君たちならどうするかとか、そういうことを促しているんです。

人件費とか扶助費とか公債費を落として市税を増やす、あるいは地方交付税を増やす、揮発油税等を増やしながらしていけば改善するということは理論的にはわかっているんですよ。だから、やっぱり市役所一丸となってやるということに、ここに意義があるんですから、そういうことを考えていただきたい。

次の義務的経費3%カットという高い目標での設定、行財政運営と重複しますんすけれども、やはり口で言うのは簡単なんですよね。そこにくると、この今の3項と4項の質問に対しては、やはり一番大事なのは皆さんと一緒にになってそういう形をとっていくことと、人件費カットが一番手っ取り早いんですけども痛みを伴うと思うんですよ。

そこらについてどういうふうに市長、お考えです

か。義務的経費を抑えるのはまずは人件費カットが来るんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（田畠誠一君） 義務的経費を3%カットするという高い目標設定をやっぱりすべきではないかと、おっしゃるとおりだと思います。

そこで、この人件費、扶助費、公債費、いわゆるこの義務的経費につきましては、その性質上、容易に削減できない部分もあります。現在、第3次行政改革大綱に基づき行政改革を進めておりますが、このうち歳出の削減については職員定員の適正化計画の推進、普通建設事業の競選による公債費の抑制や公共施設の適正化を含めた既存事業の見直しなど、個別計画ごとに目標を設定しており、計画を着実に進めていくことで財政改善が図られると考えております。

将来にわたり安定した自治体運営を実現することは私の責務であると認識しておりますので、今後とも財政の健全化に努力してまいりたいと考えております。

先ほどから力説をなさっておられるとおり、まさにそのとおりであります。チームいちき串木野でないといけないと思います。おっしゃるとおりであります。市役所職員、私を含めて以下全員が課題を探して、課題を解決して、そしてまた次の課題を探し続ける、そういう姿勢が、おっしゃるとおり一番大事だと思います。みんなで課題を共有するということに尽きると思います。

ちょっと例が極端ですけれども、今年の2月に鹿児島県下一周駅伝、日置チームは昨年、何と県下12チームで10位でした。ところが今年は一挙に4位に大躍進をして、しかもAクラスに入りました。10位から4位。ところが、10位から4位に躍進したですから、53区間ですか、ある区間賞を七つか八つかとるはずです。ところが、区間賞はたった1個なんです。53分の1で4位なんです。

前、明治大学で活躍して今も旭化成で活躍している大六野秀敏選手が活躍したときなどは53区間中11も区間賞をとったんです。11です。でも順位は5位だったんです。この間、職員の訓示のときでもその

ような話をしたんですけども、いかにチームワークが大事か。自分のこととして株式会社市役所、私はそう思っていますから、株式会社市役所の社長は市民の皆さんお一人おひとりなんだから、自分たちがいかにそういったことをしっかりと骨身にしみ込ませて頑張らなきゃいけないんだと、我々は委託を受けているんだと、私はそういう思いであります。

まだ指導が足らずに、そういったもう一つ燃え上がる思いが上がってきてないように私自身も感じておりますので、今後またさらに指導を徹底しながら、みんなとそういう思いで取り組むように、そうななければ市民に申しわけない。

もう、いろいろずっと具体的な御質問をなさっておりますが、まさにその一言、おっしゃっておられる、みんなで取り組むというやる気を起こせよと、その一言だと思っております。今後さらに努力をしてまいりたいと思います。

○14番（下迫田良信君） 民間の話をして恐縮ですけれども、民間は経営が危機に陥る前に、まず、無駄な経費を削減して、そして、それでも上向かないときは人件費をカットしながら、そして最終的には人員を整理しながらするというのが常套手段であります。

このような過程をしながら再建を果たしていくわけですけれども、倒産がない自治体であっても予算の半分を占める経常経費削減の取り組みは本格的にこの辺に来てからやらなければならないのではないかと思うところであります。

人件費削減、これは市長、難しいかもしれませんけれども、まだ職員の皆さん方は市民から見ると優遇されているんですよね、給与面等々についても。だから、先ほども触れましたけれども、私ども議会も最終的に政策を決定している責務から、当局と職員だけに負担をさせるんではなくて、議会もカットするという腹づもりはあるわけですから、やっぱりここは田畠市長のリーダーシップを出して、職員にいっときばろうかいという、その姿勢が今、2万8,500人の市民に訴えることなんです。

これがないと、市民は市役所のよそを向きますよ。やっぱり苦しいときは我々も血を出さなければいけ

ないというふうに私は個人的に思っておりますが、いかがですか。

○市長（田畠誠一君） まさに、取り組む姿勢としておっしゃるとおりであります。公の仕事をしてゐるだけに、なおさら私は民間的な発想でないといけないと思っております。かねがねそういうことも職員に言ってはおりますが、まだまだ指導が足りませんので、今後そういった思いで指導をしてまいりたいと思っております。

また、職員も議会の皆さん方の御示唆やらいただきながら、しっかりと応えていかなければなりませんし、応えていくものと信じております。

○14番（下迫田良信君） この行財政運営のことにつきましては最後の質問になりますけれども、市長、やっぱり優秀な職員の能力を借り受けることが今、大事だと思うんですよ。能力が寝ていると思うんですよ。経常収支比率が高かよと、借金がこれくらいあるよと、義務的経費を落とそうやという、こういう課題についてやっぱり職員も考えないかんし、我々議会も考えないといけないけれども、一緒になってやろうというのが私の今日の質問の趣旨なんです。

当局を責めてるんじゃないですよ。僕らも血は流すんですよ。そういう意味を込めての質問でありますので、もし御答弁があればお願ひしたいと思います。

○市長（田畠誠一君） 縷々お述べになっておりますとおり、大事なことは、一人ひとりが持っている力を出し切ること、そういった雰囲気、そういったチームワークであることだと思っております。そういった思いで心がけをまた新たにしてまいりますので、適宜御示唆のほうをお願いいたしたいと思います。

○14番（下迫田良信君） 期待をいたしておりますので、ぜひ、そのような形を職員にも理解をさせながら、いちき串木野の船が順風満帆であるように願っていたいと思います。

次に（5）に入りますが、入札制度の現状について、予定価格のあり方、高い落札率での現状について、市長に率直な見解をいただきたいと思います。

○市長（田畠誠一君） 入札制度につきましては、入札の透明性、適正な競争の推進を図る観点から、国等の指導に基づき、いろいろと見直しを実施しております。

平成20年11月より条件付一般競争入札を導入し、平成21年5月より電子入札を開始しております。平成27年の9月発注分からは、全ての入札において予定価格の事前公表から事後公表となっております。

落札率につきましては、ここ数年、94%程度であります。これは事業者がそれぞれ適正に積算した金額を入札した結果と認識はしておりますが、率直に申し上げて、もう少しやっぱり厳しい競争が望まれるんじゃないかなと、率直に申し上げて思う面もあります。

○14番（下迫田良信君） この落札率については結果ですから、これ以上議論は深めませんが、予定価格のあり方については、設計単価の積み上げを勘案されて最終的に本市がその裁量で設定をされているというふうに理解をいたします。

しかしながら、一連の水源地工事をはじめ、多くの落札結果がまさに神がかり的であって、応札された事業所の努力は理解をするものの、果たして透明性が保たれているのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

○市長（田畠誠一君） 市が発注する建設工事につきましては、適正な執行を期するために、副市長を長とする指名委員会を設置しております。

発注状況としましては、平成28年度において条件付一般競争入札が工事全体の約90%を占めているところであります。条件付競争入札は工事の種類、格づけにより有資格者が参加できる一般競争入札でありまして、従来の指名競争入札と比較して自由度の高いものであります。

このため、事業者の実情に応じて参加されない場合もあります。建設工事の発注につきましては、関係機関と調整、住民合意など現場の実態に即した条件を踏まえて全体の工程計画を検討するとともに、施工時期の平準化などにも努めていきたいと考えております。

○14番（下迫田良信君） 結局、透明性は保たれて

いると理解をしてよろしいですか。

私がちょっと調べたところによりますと、薩摩川内市と日置市においては80%後半の落札率が多く見受けられますが、本市は事前、事後公表にかかわらず高どまりをしている現状を踏まえて、今後、入札業務の見直しをされるおつもりがあるのかどうか、お伺いいたします。

○財政課長（田中和幸君） 入札におきましては落札率、それももちろん大事なことではございますが、まず第一に、確実に遂行できる業者さんの中から選ばれるのかといった信頼性とかそういう部分も大事でございます。

それと、先ほど言いました入札の公平性ですね。公平である、そこは先ほど市長が申し上げました条件付一般競争入札、ここにつきましては当局側の意図が反映されない、業者さんみずからが応札する仕組みになっておりますので、こういう部分を進めてきたということでございます。それとあと、また市内の経済の活性化の側面から、地元の受注にも配慮する、こういったいろんな側面がございます。

そういうことを総合的に考えながら、入札制度につきましては、ある一定の時期には事前公表が、予定価格はいいよというような時代もございました。ただし、それにつきましては高どまり傾向があるということで事後公表にするということで、私どももそれに取り組んだところでございます。

こういうようなことで、今後とも入札制度、100点満点のものはなかなかないものと思っておりますので、いろいろと国とか県に指導なんかを受けながら改善して、よりよい入札制度ができるように見直すということでよろしくお願ひいたしたいと思います。以上です。

○14番（下迫田良信君） いい工事をするとかと、今、課長がおっしゃったけれども、設計監理上やっぱりその辺は当局がしっかりとすればできることですから、そういうのは自分たちの責務の中でしていくべきだと思っておりますし、また入札の結果、あるいはいろんなものについて事前も事後も高どまりをしているんだから検証することは大事なんですよ。検証をして、そして今後どうするかというのが見え

ないからこの質問をしているんですね。

答弁は次にいただきますが、これは市長、あってはならないことですけれども、南大隅町では職員が官製談合や入札妨害の罪で逮捕をされておりますが、本市も対岸の火事ではなく綱紀粛正を徹底させるときと捉えておりますが、いかがですか。

○市長（田畠誠一君） 今、お述べになられましたとおり綱紀粛正というのはもう、これはまず担当する者、職員として備えなければならないことだと思っております。具備すべき条件と申しますか、そういう思いを常々持つべきことだと心しているところであります。そういう指導をしてまいりたいと思っております。

○14番（下迫田良信君） 入札のこと等を検証することがまず大事でありますし、先ほどちょっと述べましたが、神がかり的な落札率等についても、やっぱりそこらあたりも検証していくということないと前進はないと思うんですね。

指名委員会の話も、先ほど副市長からありましたが、委員長は副市長でありますけれども、聞くところによりますと職員のO Bの方がいろいろな力量を持って、あるいは影響力で入札業務を主導されているというふうに聞こえております。ベールに包まれたその方は市長のアドバイザーとして雇用されているのか、あるいは再雇用制度の活用なのかどうか、身分や職名、職責、給与体系などを明確にされないと売り物の透明化が曇ってしまうのではないかと私は危惧をいたしますが、いかがでしょうか。

○副市長（中屋謙治君） 入札に関します指名委員会を含めまして、私どもとしましては国の法、入札契約適正化法という、まずはこの法律がございます。これを受けた形の国に指針が定められております。これに基づいて適切に執行をしているつもりでございます。

国の法としましては、先ほど事例を申し上げられましたけれども、予定価格あるいは最低制限価格、こちら辺で職員の不祥事という、こういうこと等、全国的なこういう事例等を踏まえる中で、予定価格あるいは最低制限価格の事前公表というのは、これは法令上問題がなかろうということで、従前、国の

指針としては事前公表というのを指導された時期もございました。

しかしながら、一方では、全国的な事例としまして、今度は最低制限価格ぎりぎりで応札をされて、結果、くじによる入札というのが全国的な新聞で話題になっておるところでございます。果たしてこの最低制限価格でどうかという、こういうこと等もありまして、国のはうとしては方針を転換し、予定価格については事後公表、最低制限価格についても控えるようにという、このような指針の変更がなされてきております。

先ほどいろいろ御質問ございましたけれども、冒頭申し上げましたように、私どもとしては法律、もしくは国の指針、これを遵守した形で適正に執行している、このように捉えております。

先ほど具体的な事例を挙げられましたけれども、私どもとしては再雇用を含め、あるいは嘱託職員、それぞれに職に合った形で職員を採用しております。ただ今いろいろな意見を申されましたけれども、それぞれの職員は、与えられた仕事を適正に執行している。このように考えております。

**○14番（下迫田良信君）** 副市長、私が言うのは、法律にのっとっていろいろとやっているということは十分理解いたしております。そして、鹿児島県が最低入札でくじ引きでやっているというのは全国で6位だというのも朝日新聞で拝読をしております。それはそれでいいんです。

それじゃなくて私が言うのは、指名委員会の中の進め方の中に、職員OBで影響力の強い人がおられて、その人の雇用がどういう形態なのかと。市長のアドバイザーなのか、それとも再雇用制度を使ってであれば年齢的にどうなのか、やっぱりその辺を明確にしていかないと、透明性をうたっていく入札業務の中で曇っていきますよということを言っているんですよ。

私はそこを質問しているんです。何も最低価格がどうかというのは次の問題ですから。大事な指名委員会の中の話をいたしておりますから、御答弁願います。

**○副市長（中屋謙治君）** 土木の技術顧問のことか

と思います。身分的にはただいま申し上げた形で業務委託という形態をとっておるところでございます。

指名委員会は、第1指名委員会、それから第2指名委員会ということで、段階を経てあるいは金額に応じた形で指名をいたしております。先ほど言いましたその技術顧問、専門的な技術アドバイス等々をいただきながら適正な形、よりいい形の発注をということで業務にかかわっていただいておる、そういうことでございます。

**○財政課長（田中和幸君）** 副市長の答弁に若干補足をさせていただきたいと思います。

指名委員会、この中にはその顧問は入っておられません。ですので、その前の段階、設計をするとか業者との内容の調整という部分が、私どもも業務の内容を詳細には把握しておりませんが、指名委員会のほうに入っておらずに、その前の土木全体のトータルのアドバイザーをしていらっしゃるものだと思っております。以上です。

**○14番（下迫田良信君）** そのアドバイザーについては、もうこれ以上、質疑は深めませんけれども、やはり現職の技術のある職員もおられるわけですから、そういう人を養成するためにも、自分たちの中でそういうのをしていてもいいと思うんですよ。私どもの耳に入ってくるのは、そういう方々が強い影響力を持っていて、指名委員会が指名されて業者が決まっていくというのが耳に入るんですよ。だから、この議場でこれ以上の質問はいたしませんけれども、また議場を外れた状態でしっかりと論じたいと思います。

そしてこの指名に当たっては、指名願の書類審査の中で資格要件やあるいは専任技術者の有無などについてしっかりとチェックをされ、公平公正に指名をされているかどうか。さらには、建設業法に乗つて抵触することのないように、下請に丸投げをしているということも耳にしないでもないでありますけれども、本市の実態はどうなんでしょうか。そこら辺をお伺いいたします。

**○財政課長（田中和幸君）** 先ほど市長のほうから、工事につきましては条件付一般競争入札、これが90%でというようなことを申し上げました。この条

件付一般競争入札というのは、それぞれの業者さん方から事業実績とかそういう部分も含めまして市の方に実績等を出していただきます。その中で、市の独自の算定方式によりまして、この業者さんは、例えば土木の中で言いますとA、B、Cランクございますが、どのランクに該当して、高いほうからA、B、Cというような形であるんですけども、Aであれば、より高度なお仕事ができる業者さん、そういうような形でランクづけすることになっております。

この業種自体が全部で7個ほどあるんですが、ここに、市の方で一応業者さんにランクづけをして、それぞれの今度は工事を発注するときには、この工事につきましては、これも内規が定めてございまして、土木の1,200万円以上の工事であれば、予定価格が1,200万円以上であれば、例えば、これはAの業者さんグループに応札していただきましょうという形になっております。

ということで、当局側は、この業者さんが認定された段階で、この工事はそれぞれ発注するときにどちら方に発注することになるかをほぼ規則どおり、例えば金額が1,200万円以上であれば、これはAクラスの方に発注するよねという形での発注をしておりますので、当局側が恣意をなかなかするような部分も非常に少ないものかと思っております。以上でございます。

**○副市長（中屋謙治君）** 工事の執行に当たりましては今、下請けの関係、当然、受けた業者全てをできないという部分で、例えば建築であれば、ある部分を塗装業者の方にという、そういう形態はありますかと思います。

いわゆる丸投げという、法律で禁止されているようなそういう事例はないと思っておりますが、今、そういう御意見であります。いま一度、そこら辺はないことを現場のほうはしっかりと確認をしたいと思います。

**○14番（下迫田良信君）** 今の質問を要約しますと、指名は公平公正にすることが大事であって、そして建設業法を守って施工していくと。やはり、丸投げの問題等々については、指名願のチェックが薄れて

いるからこういうことが出てくる可能性もあるんです。だから、この辺はしっかりと検証していただきたい。こういう神聖な場でこんな話をするということは、私どもも裏づけを持っての話なんです。そういうことを、いま一度お考えをいただきたいと思います。

この入札業務は大変奥が深くて、なかなか有効打がないというのも私も感じておりますから、どうか公平公正、透明性を重視した制度の確立を期待いたしまして、この項は終わりたいと思います。

次に、不燃物、リサイクルのところに入りますが、今、この入札においては最低制限価格は設けていなくて執行されると聞いております。私たちが市民生活を送る中で、なくてはならないごみ処理に係る重要な運搬業務であると認識をいたしております。最低制限価格を設けて競争原理が活かされ、市民が文化生活を送る上からでも、この業務が滞りなく推進されなければならないと思いますが、御感想はいかがですか。御答弁ください。

**○市長（田畠誠一君）** 収集業務は市民生活を支える重要な業務であります。その安定性を図るためにも最低制限価格を設定すべきではないかという御意見であろうかと思います。

やはり、何といいましても、受注した方のほうが適正でないと、それは市民サービスにも影響しがちではないかという、そういう思いからの御質問じゃないかと思っておりますが、最低制限価格の設定につきましては、建設工事に関しましては最低制限価格を設けておりますが、業務委託については現在、最低制限を設けていない状況であります。

しかしながら、県内では適切な賃金の支払いなどのため県及び6市が業務委託にも最低制限を設けているようです。適切な価格での契約の締結は必要でありますので、今後、収集業務委託について、他市の例も参考に最低制限価格の設定が可能かどうか検討してまいりたいと思います。

要は、市民サービスを低下させてはいけないわけでありますから、そのような思いでの御質問だと思います。

**○14番（下迫田良信君）** 前向きに御検討願いたい

と思います。

次に、政治倫理が懸念される建設協会看板に掲げてあります「私たちは地場産業を育成し、雇用を守る田畠市政を応援します」という看板については、平成26年に二人の同僚議員が、決算委員会とこの議場で質されておりましたが、当時、法的には問題ないということありました。

私はこの中で「田畠市長を応援します」という文言を「いちき串木野市政を応援します」と置きかえれば倫理にも抵触せず違和感が抜けると思いますが、御見解をください。

**○市長（田畠誠一君）** 前回、議会のほうでそのような意見を、いかがなものかと賜りました。私は早速、取り外してほしい旨の申し入れにすぐ参りました。そのときの状況を申し上げますと、協会としては、ちょっと手前みそですけど、市長が頑張って公共事業をたくさん発注してもらい、我々業界は感謝しています。その思いを自主的に看板として掲げるものであり、違法とは思っておりませんので、このままさせていただきたいということありました。

それぞれの団体がそれぞれの考えにおいて行ったものであり、その意思は尊重されるべきと思っていますが、協会の皆様と協議をし、善処してまいりたいと考えております。

**○14番（下迫田良信君）** 協会の方の好意は理解をします。この看板が内向きに協会内部にあるのなら何も問題ないと思うんですよ。やっぱり世間に出ているということは、良識のある人は考えていくと思いますよ。だから、そのことは善処したいということですので、私がさっき言いましたように、「田畠市長を応援します」じゃなくて、「いちき串木野市政を応援します」と書きかえれば何も問題ないと思うんですよ。

それともう一つ市長、請負契約をされるところと市長との関係が、ああいうのを見て、癒着をしているんじゃないかというふうに思われたら、清廉潔白な市長のイメージは壊れますよ。そこはおまんざあのいい指導で直していただければと思います。

今、鹿児島市長は、さきの選挙において請負契約をされている会社から献金をいただいたやつを、収

支報告なんかで2回訂正をされておられます。そして政治倫理をつくっていきたいというふうに報道されておりますが、私ども議会も今、議員政治倫理を審査中であります。市長、いかがですか。公正、清廉を保ち、行政への市民の信頼を確保するために、みずからの政治倫理条例を市長は制定されるお考えはないか、市長のための政治倫理ですが、つくるお考えはないか、そこをお伺いいたします。

**○市長（田畠誠一君）** 私は、市民の皆様方のおかげでこういうありがたい仕事をさせていただいております。基本的な、男として、そしてまた責任者として当たり前でありますが、常に公平であると。公平無私ですね。いささかたりとも私心があつてはいけない。そういう思いで利他といいますか、利他の精神を自分に言い聞かせながら、なかなかできないんですけども、そういう思いで今の職務に携わらせていただいているとおもいます。

これからもそんな思いで、皆様方にお役に立つよう頑張っていきたいと考えております。

**○14番（下迫田良信君）** 看板のことについてはこれ以上深めませんが、市長、やっぱりそこらあたりをすることが次なるステップになると思うんですよ。あれを掲げてあっても、あれはイメージ的にはマイナスですね、私はそういうふうに理解しますからこのことについて質問いたしました。ぜひ善処をして、クリーンなイメージの田畠市政を目指していただきたいと思います。

次に入りますが、道路行政についてであります。

まず、向井原線と旧国道線に交わる袴田交差点についてであります。

私は先日、朝6時半から9時まで、短い時間でありましたが交通量を実測した結果、あの交差点を1時間当たり車が174台、自転車と二輪車を含めたのが15台、歩行者は、当日小学校が休みだったんすけれども20名、1時間当たりにあり、特に、旧国道線から向井原線の交差点に入るところが本当に危険が潜んでおります。私は市内でも最も危険の高い交差点であると再認識をしておりますが、この交差点についてはこれまで、私もですが、多くの方々が改良のことを当局に伝えていらっしゃると思いますけれども、

どういう思いを持っておられますか。お伺いをいたします。

**○市長（田畠誠一君）** 市道向井原線と旧国道線の交差点は、県道串木野樋脇線から串木野中学校北側を通って約470メートル東側に位置する交差点で、近年、袴田地区の住宅化に伴い、また高速道路の関係もあると、インターチェンジの関係もあると思いますが、交通量が非常に多い箇所となっております。

当該交差点は向井原線の終点側がカーブになっており、また、住宅地が密集していることから、接近する車両を確認しにくい交差点で、交差点の旧国道線に一旦停止やカーブミラーを設置しております。しかし、交差点付近は住宅が密集しており、移転補償等に多大な事業費もかかることから事業化が可能であるのか、今後、総合的に研究をしてまいりたいと考えております。

**○14番（下迫田良信君）** 市長と状況のことについての認識は一緒です。ただ市長、私はあの辺を歩いてみますが、交差点の向井原線の前後につきましては、市民の方々は建築を控えてつくっておられるということは、向井原線の改良があつてもいいというふうに理解をしているんですよ。ぜひ通ってみていただきたいと思うんですけども。そういうことを考えれば、やっぱり、やるかやらないかということだと思いますし、昨年か一昨年だったと思うのですが、袴田の公民館長さんと一緒にになって旧国道線の、あそこは60キロのマークはありませんが60キロだと思いますけれども、速度規制を警察にお願いに、陳情に行っている。だから、公民館全体としても、あるいは地域の方全部があそこは危険だという認識になっておりますから、市長、やっぱり今から調査ではなくて、もうこれは時間がありませんから語りませんけど、理由づけをすると、津波の避難道に大原やら中央やら本浦はあそこを通るんですよ、高いから。あそこがネックになると思うんですよ。

これは私の持論で恐縮ですけれども市長、予算がかかっても合併特例債はこういうところに使えば活きると思うんですよ。大変失礼ですけれども、そういう見方を私はしての質問でありますから、ぜひ、もう一度御答弁願いたいと思います。

**○市長（田畠誠一君）** 先ほどお述べになったとおり非常に交通量が多い、しかも見通しが悪い、危険であるということは私も承知しております。何らかの方法で具体化するようにこれから検討してまいりたいと思っております。

**○14番（下迫田良信君）** この向井原線の質問を締めますけれども市長、まことに言いにくいくれども、都心平江線の事業費からすると、ここでの移転工事費は大したことじゃないですよ。やるかやらないかですよ、市長。

これはあそこだけの問題じゃなくて、いちき串木野市の市道のあり方を問うているんですよ。そういう意味でここに出しておりますから、ぜひ合併特例債が12億円残っている。ここに1億円をつぎ込もうと、みんなが喜ぶことであれば市民はオーケーですよ。そういう観点に立って道路行政をしていただきたいと思います。

**○市長（田畠誠一君）** 今、力説なさいましたとおり、何が大事か、何がどう価値があるのか、何を要望しているのかと、そういう今おっしゃったような大所高所からの観点から判断をして進めてまいりたいと思っております。

**○14番（下迫田良信君）** （2）市道袴田線及び今屋敷線起点にかかる問題で、民有地にこの2路線が入っております。昨年、同僚議員もこのところについて質問をされた後に、市当局側は現地を測量され、所有者も立ち会って確認をされておりますが、その後1年を経過しようとしておりますけど、当局からは何の音沙汰もないと聞いております。この民有地は昭和63年に借家数件を建てられるということで測量された結果、市道が入り込んでいるということが判明し、市の対応としては、その後固定資産税を免除するという形で今日まで来ております。

今後どのような対応をされるのかお伺いをいたします。

**○市長（田畠誠一君）** 昭和40年代の袴田地区は農道として幅員2メートルぐらいの未舗装道路が多くて、現在のように住宅も多くない状況がありました。しかし、車の普及と住宅化が進むにつれて車の通行が多くなることから、沿線の地権者が土地を提供し、

袴田集落の住民が主体となられて現在の幅員に整備されたものと認識をしております。しかし、多くの土地は所有権移転の登記がなされておらず現在に至っている状況であります。

現在の対応としましては、申し出があった土地につきまして、これまでの経緯等を説明しながら御寄附をいただいているというのが現状であります。

○14番（下迫田良信君） 方向性は、今かかっている五、六十m<sup>2</sup>を寄附してもらうと、当局は、そういうふうに私は理解しましたけれども、私は寄附という語源は、当事者から、その地権者から市役所に寄附をしますよということが寄附ですよ。黙ってただで使っている人が寄附をしろということはないと思うんですよ。私はその辺に当局の皆さん方の考えがおかしいと断言をしたいし、ある意味、憤慨をしているんですよ。

寄附をしてくれって、それはそんときには、じやあどうして登記をしたりすれば何も問題はなかったのに、職務怠慢が引き起こした結果ですかね、この辺は。その寄附の問題とその辺について憤りを感じておりますけれども、いかがですか。

○副市長（中屋謙治君） 袴田線でありますけれども、先ほどございましたが、予備調査を行っております。この予備調査を行いましたところ、46筆のうち既に12筆が道路用地としてこれまで寄附をいただいたという、こういうことでございます。しかしながら、これまでに国土調査の時点で道路敷地として認められた方、あるいは新たに建物を建築された際に寄附された方がいらっしゃいます。全体統一されればいいんですが、既にこうやって道路敷地として土地を提供いただいた方、まだそうでない方がいらっしゃいます。

そういう状況の中で、今後も引き続き地権者の方々にこれまでの経緯を説明して、御理解、御協力をいただきたいという、こういう方針で進めたいと思っております。

○14番（下迫田良信君） 昭和三十、四十年代から所有者が代替えしてきているんですね。今の所有者はそういうふうにはとてないんです。私が相談を受けたのは、この方は約26坪ぐらいあって、この問

題はさきの同僚議員が交差点を改良する質問の中から出てきた話でありまして、その辺は、誠意を持って地権者とケース・バイ・ケースの解決策だと思うんですよ。これ以上はここでは詰められませんから、私は一般論として社会通念上、寄附というのは自分が進んで寄附をしますというのが寄附、黙ってただで使っているのを寄附でもらうというのは、それはどこに役所の人は常識があるのかと。

経緯はどうであろうとも、その辺はしっかりとものを持っていないと道路行政がおかしくなるんじゃないかなと思うんですね。そういうことを考えております。何かございましたらお願ひします。

○副市長（中屋謙治君） ただいま申し上げたようなことでございます。既にこれまで土地を提供いただいた方、そういった方とのバランスといいましょうか、そういったこと等も勘案しながら、引き続き、これまでの経緯を御理解、御協力をお願ひしてまいりたいと思っております。

○14番（下迫田良信君） そのことにつきましては、私は当事者ではないですけれども、当事者にかわつてものを言えば、もうちょっと誠意を当局は見せたほうがいいと思いますね。やっぱりケース・バイ・ケースの交渉というのはあるわけですから、以前は以前、今は今ですよ。というふうに考えます。このことにつきましては、ちゃんと誠意を持って地権者と協議を深めていただきたいと思います。

続きまして、3番目の、旧国道線と別府島平線の市道については1級の市道で距離も長く、局部改良されながら通行量の多い路線であります。旧国道線におきましては、前床地区を流れている六反田川にかかる橋の手前までは、昨年度、拡幅工事が終わっておりますけれども、橋が狭く大変夜などは危険であります。

一方、別府島平線においては、恵比須町を流れる酔之尾川にかかる城ヶ崎橋というんですか、ここまでは昨年、ここも拡幅工事を終えておりますが、橋を過ぎてすぐ先は道路が90度になり、大変危険を含んだ道路であります。

この二つの路線について、どのような基本的な考え方を持って今後改良されていかれるのかお伺いをい

たします。

○市長（田畠誠一君） 旧国道線の改良につきましては、尻塞川から別府上名線までの600メートルの区間において用地が取得できた場所から拡幅工事並びに離合場所の設置を行っております。現在は、計画路線の終点側にある尻塞川にかかるボックスカルバートの拡幅工事を計画し、本年度は取りつけ部に必要な用地確保のため用地交渉を進めております。

次に、別府島平線につきましては、警察署の北側から酔之尾川まで340メートル区間の歩道整備を計画しており、残り140メートルの整備をすると歩道設置は完了する予定であります。

○14番（下迫田良信君） 旧国道線の改良につきましては理解をいたしました。これは、別府上名線の迂回道路でもありますから、ぜひ早急な改良方を願いたいと思っております。別府島平線のその恵比須町のところですが、橋を昨年度、長寿命化の工事を1,300万円投じてやっておられますよね。

私が言うのは、その橋をそのまま活かすのであれば、すぐ先の民有地の方に御協力をいただくかしながら歩道橋を設置して、そして、そのところの子どもたちの交通安全を図るというのが筋だと思うんですよ。手前まで広くしておって、橋は狭くて、一部は交通安全上いいかもしれないけれども、そこを渡る5メートル、10メートル間は危険がいっぱいなんですよ。そのことについて論じたいと思っておりますから御理解ください。御答弁ありますか。

○市長（田畠誠一君） 別府島平線の道路改良は、通学路の安全を確保するために事業を実施しております。城ヶ崎橋の長寿命化計画に伴う修繕工事は、城ヶ崎橋は建設から44年経過した橋梁であり、優先順位が高かったことから昨年工事を実施したものであります。ただ手前は、今、下迫田議員がおっしゃったとおり、手前は広げたんですけど、橋から先は角度がこう、真っすぐ行かないんですよね。逆にこっち側を広げないかんから、だからその辺が大変難しい面があると思いますが、やはり歩行者の安全対策のために何か方法はないものか研究してまいりたいと考えております。

○14番（下迫田良信君） この項の取りまとめとい

たしまして、ここは恵比須公民館周辺の子どもの通学路でありますから、せめてそのような考えを公民館長にもお伝えしながら協力をいただくというのが配慮であろうかと思いますから、その辺は考えていただきたいと思います。

あと、次に入ります。市道における市民のボランティア作業のあり方について、あるいは寄附採納されたことについて伺います。

このボランティア作業をしている人は絶え間なく自分の住まいの周辺をきれいにされて、何も見返りを求めるんじゃなくてそういう中でやっておられる方がたくさんいらっしゃると思う。市長はそういう方についてどのような認識を持っておられますか。

○市長（田畠誠一君） 今、下迫田議員がお述べになつたとおり、市民の皆様方には道路愛護の清掃作業などさまざまな角度でボランティア活動に参加をしていただいております。大変ありがたいことだと思います。また、個人が所有されている貴重な土地をいちき串木野市のために活用してほしいので寄附したいとの申し出などをいただいたり、市道路用地などに活用させていただいております。まことにありがとうございますと心から感謝を申し上げているところであります。

過去において、ボランティア活動や寄附に関しましては内容を把握するとともに、全部には行き届いてないかもしれませんのが、電話をして感謝の気持ち、お礼を申し上げさせていただいているところであります。

○14番（下迫田良信君） 市長、一つ、二つ実例を申し上げますが、今朝も私は通ってきたんですけれども、照島保育園の周辺とコミュニティの周辺はごみ一つ落ちていませんよね。その方はしつちゅうしてください。そしていま一つは、市の管轄ではありませんけれども、県道酔之尾島平線においてコンクリートのくすみを掃除された人は、今度は、多分自分のお金であるんでしょうけれども、塗装をされています、三、四百メートル。まことに崇高な精神ですよ。そういう人は、どうでしょうかね、時を見て何か感謝の意を表するぐらいの気持ちがあつてもいいような気がします。その人たちだけじゃないで

すよ、何か時を見てそういうことをするのが温かい市政であろうかと思いますけれども、その辺も御検討いただきたい。

そしてもう一つは、ごみを拾った人は自分の市販のごみ袋を使っているんですよ、黄色のあれを。そうじゃなくて、当局の説明では白いビニール袋をくださるということですけれども、その辺についても今後予算の獲得をするとか、心底ボランティアをする人にはそういうことをするのも配慮かと思いますから御検討願いたいと思います。

○市長（田畠誠一君） 私は全く下迫田議員と同じ思いでありますて、いろいろ叙勲をお受けになりましたり、いろんな表彰をお受けになる方がいらっしゃいます。それはそれで大きな功績があられた方だからお受けになられるわけでありますけれども、かねて地道に見えないところで頑張っておいでの方こそ、私も表彰すべきだと思っております。

実を言いますと、前ですけど私、市議会議員に籍を置かせていただいているときに、私の近くの川を週2回決まって清掃する方がおられました。それで市のほうに来て、ああいう方こそ表彰をあげるべきだというお話をしました。ところが調べたら、そのとき4年ぐらいしておられる。で、5年というのを一つの決まりとしていますので来年表彰させていただきますということで、その翌年、確かに表彰されたと思います。そういう申し出をしたことがあります。

今おっしゃいますとおり、今まで、だからできるだけ電話番号を聞いて私、お礼を申し上げてはいるんですけど、もちろん全部には行き渡っていないと思います。そしてまた御寄附をいただいた後、活用した写真やらも添えて送っております。

でも、やっぱりもう一つ進めて感謝の気持ちを伝える、何らかの形で表彰するとか、そういうことを検討すべきだなど。善功労者ということを大事にすべきだと。これは市民の模範であるわけですから、そういうことをちょっと検討してまいりたいと思っています。

○14番（下迫田良信君） 土地の寄附採納についてですが、私がかかわった2件のことについて、きのうはその寄附をされた方に確認をしたところでした。

一つはマグロの新洋水産のところであって、当局の方がわざわざお礼を言ってくださって恐縮でしたということでした。

そしてもう一つは、これはもう、先ほど土地の問題で寄附の話が出たからやめようと思ったけれども、一つの事例をお話しをいたしますが、90歳近い一人暮らしの御婦人が、自分が将来いけんかなったら大変だからということで市道に面したところに住んでおられた。それを私の知り合いの方が、土地をやるから市道を広げてくれんかと。その人は救急車が入るよう、あるいは靈柩車が通るようにという、そういう気持ちを伝えられたんです。当時の維持係長が一生懸命してくださって、時間はかかりましたけれども、広くなつてよくなっています。その辺の人たちも喜んでおられます。そして私はきのう、その方のところに行きましたら施設に入っておられました。頭脳明晰でした。そして、おまんさあはお礼が市役所から来ましたかと言ったら、いや、私はそういうお礼なんかは願っておりませんと。みんながよければいいんですよということを言われたものですから、私は、このことは明日議会で話をしますけれども、あなたの崇高な精神の中で生かされていると。そういう方もいらっしゃるんですよ。

だから市長、やっぱり寄附というのは自分からそういうことでやって活かされるのであれば、本当にこの方はすばらしい方だと思っております。その辺のことを道路行政の中で、そういうことを考えていく、それが市政の中でしょうから、ぜひ市長は心の温かい人ですから、もし個人的にお礼に行きたいというのであれば、私に言ってください。教えてあげますから。それが心の通う市政だと思います。以上でこの項は終わります。

時間がありませんから、次に入ります。

5番目の里道についてということになりますが、このことは、場所とすれば尻塞地域ですけれども、別府島平線の福上産業の資材置き場のところから、学園のソフトボール場を通って照島小学校に抜ける里道なんです。これを平成14年に学園側の都合によって機能交換をしたいということで、当時の富永市長と学園の代表者と覚書を結んでおる。そして、そ

のことについても酔之尾公民館において地権者やら周囲の方に説明をして、その機能交換の道路をつくるということであったんですが、今、登記上は道路はできておる。しかし、現実はありません。この道路は。だから、この辺について15年たった今どうなるのか、どうしていくのかお伺いをいたします。

○市長（田畠誠一君） 尿塞地域のこの里道につきましては、今お述べになつたとおり、平成14年に神村学園グラウンド内にあった里道を酔之尾都市下水路沿いにある神村学園が所有する土地と交換をして、酔之尾都市下水路の管理道路として管理しております。

しかし現在は、おっしゃいましたとおり、高木などが部分的に道路上の支障になっている箇所も見受けられますので、境界の確認作業や関係者と協議を行い、都市下水路の管理道路及び生活道路の機能を確保できるように努めてまいります。

○14番（下迫田良信君） 地域民というか地権者等は15年待ったわけですけれども、今の話、私に来るのは、いつまでということはないけれども、そのことを実現するという方向に、近々にですね。そして私も現場を見ました。その敷地内に桜等がありますから、それは今度は管理する市のはうで残すとか何とかというのは裁量していただければと思うんですよ。そこを散歩道路にしてもいいですから。ただ、あのままでは散歩をするにもしようがありませんからね。これはぜひ、期限をつけて相手方とも交渉されながら約束を守っていただく。

この問題を私が出さないと、これは日の目は見なかつたと思うんですよ。そういう思いでありますから、ぜひ私が生きている間にもしていただきたいと思っております。御見解があれば願います。

○市長（田畠誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、現在はその道路としての機能は全然果たしていない状況でありますから、境界をしっかりと確認して、そして、都市下水路の管理道路及び生活道路の機能が確保できるように関係者の方と協議をしながら整備してまいります。

○14番（下迫田良信君） 早急な実現方を願いたいと思います。

次に、3項の串木野新港利用促進について伺います。なくてはならない甑島航路の現状と課題についてお伺いをいたします。

○市長（田畠誠一君） 甑島航路の現状と課題であります。近年のフェリーと高速船の乗降客数につきましては増加傾向にありましたが、前年度は熊本地震の影響でフェリーが約3,300人、高速船が約3,700人、合わせて約7,000人の減少となっております。また、前年の就航率についてはフェリーが93.5%、高速船が89.5%となっています。

人的交流としましては、商工会議所青年部が甑島商工会青年部との経済交流会等を実施しており、また、平成26年度には、市として甑島を利用する方々のために事業費約1,000万円で150台収容の駐車場を整備しております。

そのほか、甑島海洋深層水を活用した商品を製造している事業所もあり、以前から甑島とは深い結びつきがあることから、甑島航路のもたらす本市への経済効果は大きいものがあると捉えております。

○14番（下迫田良信君） 現状と課題について、今お述べをいただきました。このなくてはならない航路なんですが、私は昨日急きょでしたけれども甑島のある方に電話をして、どうですかと。そうしたら、市長が英断された駐車場については感謝をしておられます。大変喜んでおられる。

だけれども、これがいつ抜けるかわからないけれども、後はどうしたほうがいいですかと言ったら、やっぱり行政区域が違うものだから温度差があるんですね。これから課題とすれば、やはりどこをどうしたほうがいいのか、これは市長、やっぱり調査研究をする必要があると思うんですよ。

その辺について一つお伺いしたいのと、もう一つは今年1月の第2次総合計画の審査がありました。その中で、1次の総合計画の中でやっぱり甑島航路をぼーんとうたって守らないけないという意欲が見えましたけれども、今回の総合計画にあってはちょっとトーンダウンをしているんですね。それは高速船が抜けたこともあるんでしょうけれども、なくてはならない航路であればあるほどに日ごろの努力は大事だと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○市長（田畠誠一君） 私は、前の航路改善検討委員会でも縷々当時の議長、下迫田議長さんと訴えてきましたが、甑島航路は主役である甑島島民の皆様方の生活航路であります。したがいまして、自治体間で奪い合いをするようなものではないと。むしろ甑島島民の皆様の思いに応えるべく、自治体間で協調・協力し合うべきものだと私はずっと主張しておりますが、もちろん今も変わりありません。そのように思っております。

甑島航路の存在により大きな恩恵を受けている私どもいちき串木野市民は、甑島島民の皆様方にお役に立つように、就航率の高い串木野新港との航路を守ることが甑島島民の皆様方に対するいちき串木野市に課せられた責務だと考えております。

○14番（下迫田良信君） 市長、別な視点からちょっとお伺いしますが、市長と岩切市長は前回の協議会を経て、フェリーは二人の時代では考えませんよと、動かせませんよという口約束をされておられると全協で伺っております。今、私はこのフェリー航路について波風は立っておりませんけれども、甑島の橋の完成があれば大変不透明な状況にあろうかと推測をいたします。

今のこのフェリー航路のターニングポイントは、フェリーの建造が何年先であるかもしれませんけれども、このときがポイントだと思っているんです。今のフェリーがあと何年就航できるのか、あるいは、この千トンクラスのフェリーが事業費としてどれぐらい見込まれるのか、もしご存じであれば伺いたいと思っております。

○水産商工課長（平川秀孝君） 現在のフェリーの耐用年数ということだと思います。現在のフェリーの耐用年数につきましては、整備の状況等にもよるということでございますけれども、甑島商船によりますと20年から25年程度とのことでお聞きしているところでございます。

フェリーこしきの建造費の件でよろしいですか。フェリーこしきの建造費につきましては、現在のフェリーこしきにつきましては、平成14年の10月から就航しておりますけれども、建造費につきましては13億4,800万円程度と伺っているところでございま

す。

○14番（下迫田良信君） フェリーを建造するそういう時期にポイントが来るというふうに私は認識をいたしておりますけれども、やはり市長、前回の改善協議会の轍を踏まないように、どうしても甑路を守るという人をメンバーに入れていただきたいと思っております。造反するような委員はカットですよ、というふうに思っておりますので、これはいつになるかわかりませんけれども、そのようなことを職員の皆さん方も認識をしていただいて、フェリーを守ると。

これは大変大事なことであって、私、持論ですけれども、日本の国土地理院の地図から、串木野から甑島のあのラインが消えるということは大変寂しいことありますから、ぜひ守っていただきたい。これは本市の宿命だと思っておりますので、この項につきましてはそのようなことで締めさせていただきます。

最後になります。自衛艦のことになりますが、自衛艦を寄港して利用促進を図れないかというのは、私は甑島航路とこの自衛艦のこの2本は、合併したときから市長と議論を深めております。今も変わりませんけれども、当時、北朝鮮は不穏な動きをしていた。当時の私は議事録を見ると今も変わりませんけれども、私どもは備蓄、あるいは原発、さらには甑島のエネルギー基地、そういう重要な位置にあるわけですね。自衛艦をここに準基地化で来ていただくことに抑止力が働くわけですから、どうか市長、地方協力隊に出向いていって、まずは市長がどんどん自衛艦を誘致する。

この間もくろしまが来ました。大変市民も見てくださいました。興味があるんです。市民の感情とはそういうものではないと思うんですよ。この間の市長の答弁はそういうことが入っておりましたけれども、積極的に誘致をして、港を活用したい。

そしてクルーズ船も大事ですよ。市長は県知事にクレーンの要請もされました。それも大事です。私はそのほかに、今言った甑島航路と自衛艦を1年に三、四隻寄港させることを当局にぜひ、市長みずから要望していただきたいと思いますが、いかがです

か。

○市長（田畠誠一君）　自衛隊の艦船が本市に入港してくれるということは大変ありがたいことあります。市民の皆さん方に自衛隊の方をしっかりと、何といいますか、見ていただけます。御認識と言えば失礼になりますが、喜んでいただけます。期待をしていただけます。そして何よりも国家を守るために頑張っている自衛隊の艦船の乗組員の皆さんがあなたが一番喜んでくれると思います。そういう意味で、心から歓迎しますということで自衛隊の方にお願いをしました。議会の皆さんと一緒に。おかげさまで本年2月は多用途支援艦あまくさ、4月には掃海艇くろしまと定期的な寄港が実現をしました。市内の経済の活性化にもつながっていると思います。

そこで、串木野新港についてありますが、甑島フェリーのほか、中国を中心とした木材の輸出、平成28年度は7隻、約1万5,000トンが積み出されております。そのほか、砂利や金属鉱の移出入など、平成27年度で1,653隻の出入港がなされています。うち外航は4隻ですが、合計は1,653隻。母港基地化、準母港基地化による定期的な艦船の寄港については、こうした民間の利用との競合、寄港地としての機能、条件等もありますので、管理者である県をはじめ、漁業関係団体ともお話をしながら、可能性について研究してまいりたいと思います。

○14番（下迫田良信君）　市長、目的に向かって前進をしていただきたいと思います。私、今日5年ぶりの一般質問で大変ぶしつけな言動もあったかと思いますけれども、それらを反省しながら、いちき串木野市の発展を心から願っておりますので、ひとつお互いに力を合わせて、財政改革をしながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（中里純人君）　次に、中村敏彦議員の発言を許します。

[6番中村敏彦君登壇]

○6番（中村敏彦君）　格調高い一般質問の後でやや緊張していますが、さきに議会で議員研修がございました。そのときに市町村議長会の職員による講演を聞きまして、議員はそれぞれ一般質問の後追いをしっかりとすべきだという提案がございました。検

討するとかあるいは研究するといった当局答弁に対しては、数年後にしっかりと検証すべきだという提案がございまして、そういう意味から、数年前に質問した内容、それに少しあえて4件の通告をいたしました。

まず、市道伊倉ヶ迫線の整備計画についてお伺いをいたします。

市道改良整備については、通常の道路改良に加えて、平成25年度から始められております中心市街地の市道整備を目的とした道路改良特別事業が本年度は予算を増額して積極的に進められております。

私は、平成26年3月議会の一般質問におきまして、災害発生時の避難道路として市道伊倉ヶ迫線の整備をすべきではないかと市長の見解をお伺いをいたしました。その際、市長より、その時点ででしたけど、現在29路線と15橋梁の整備を計画しているが、伊倉ヶ迫線についても実施の方向で検討したいとの答弁でございました。

その後も、道路改良については継続事業を含めて毎年25路線前後、あるいは10前後の橋梁整備が行われております。私はこのような流れの中で、伊倉ヶ迫線の整備計画について、その後の検討結果はどうになっているのかお伺いをして、壇上からの質問をいたします。

[市長田畠誠一君登壇]

○市長（田畠誠一君）　中村敏彦議員の御質問にお答えをいたします。

市道伊倉ヶ迫線につきましては、平成26年に国道3号須納瀬交差点から約50メートルの区間で拡幅工事と停止線位置の変更などを行っております。また、総合体育館西側では約100メートルの区間で視距改良を行ったところであります。

当該路線につきましては総合体育館、総合運動公園及びパークゴルフ場もあり、交通量が多いことから、見通しの悪いカーブを優先的に視距改良並びに落蓋側溝への敷設がえを検討して交通安全の確保を図っていきたいと考えております。

○6番（中村敏彦君）　須納瀬信号からの入り口の50メートルと体育館の100メートルは多分そのときの答弁に示された内容ですよね。だから、それ以降

全く動いていないんじゃないかなという思いでの質問でございます。

そういう意味で、総合グラウンドだけちょっと調べさせてもらったんですが、大会参加200名以上のスポーツ大会、グラウンドゴルフも含めてですが、月に3ないし5回ほど開催されておりましますし、先日6月6日、たまたま通告をする前後だったと思いますが、スポーツ店主催のグラウンドゴルフがありましたので、その朝、7時から8時半まで調査をいたしました。先ほど下迫田議員も通行量を調べられましたけど、私も調べてみました。そのときは伊倉ヶ迫の通行量がたしか197台だったと記憶しています。

それでも少し不足ではないかと思って、後にまた2回ほど平日に調べました。そうしたら1時間半で最大207台の車両通行が確認できました。そういう意味で、僕も幅員をはかつてみましたけど、幅員5メートル前後の市道にあって、かなりの通行量だと私は思っておりますが、市長の認識を伺います。

**○市長（田畠誠一君）** 市道伊倉ヶ迫線につきましては、総合体育館、総合運動公園及びパークゴルフ場など体育施設が整いまして、それぞれの施設で大規模な大会が開催をされております。1カ月ぐらい前でしたか、私も向こうへ行ったんですが、もうパークゴルフ場もいっぱい、市民グラウンドもいっぱい。総合体育館に行きましたところ、何と鹿児島県中学卓球選手権大会をやっておりました。卓球台がたしか47台並んでおりました。それはそれは壮観であります。よく利用されているんだなと思いました。

事ほどさようにこのような現状を鑑みますと、伊倉ヶ迫線の交通量が増加していることは明らかだというふうに認識をしております。それだけに整備を急がなければならぬと思うところであります。

**○6番（中村敏彦君）** 市長もそれぞれの大会に参加されて認識はされているようございますが、先ほど申し上げたグラウンドゴルフ大会は市外の参加者が結構多いみたいでして、スポーツ店主催の月3回ぐらいの大会はほぼ市外の人が多くて、市内は3割ぐらいと関係者に聞いたんですが、それでも、それぐらいの通行量なので、例えばこの前ありましたおせんしのグラウンドゴルフ大会とか市民体育大会

になると、これもよくあそこを通っている人に聞いたら、ほぼおまんが調べた200台どころじゃなか、2倍、3倍の通行量ではないかという指摘がありました。

そういう意味で、これまで3年もそのままになっていた理由といいますか、それは財政なのかあるいは用地の確保の問題なのかなと思いまして、市長の見解を聞かせていただければと思います。

**○市長（田畠誠一君）** 先ほど申し上げましたおり、また中村議員重ねて調査をしておいでのですが、大変交通量が増えております。したがいまして、冒頭に御答弁しましたとおり、この国道3号の須納瀬交差点の50メートルの改良とか、体育館西側の100メートルの視距改良は行ったところがありますが、全体としまして伊倉ヶ迫線は国道3号から総合運動公園付近まで約2,000メートルあります。とても延長は長いんですが、全体的に道路を改良していく方向で検討をすべきであります。

ただ、多大な予算確保が必要となります。まずは用地買収が可能かどうかですね。用地の調査などをを行い、地権者に事業の必要性を御理解いただきながら用地交渉を進めなければいけないと考えております。

**○6番（中村敏彦君）** 用地のことを言われましたけど、たしか前回も私言いましたけど、あの伊倉ヶ迫線の脇をずっと水路が通っていますよね。あの水路までの法面は市道の範疇に入っているんじゃないかなという質問をたしかしたような覚えがあるんですが、そういうところからでも進めればかなり、部分的であっても、全体的にはそれは、私は多分伊倉ヶ迫線はパークゴルフの横までだと思っていて、そこまでだとちょうど3キロだったんですよね。

だから、そういう意味では、法面までは市の所有じゃないかな、市道にかかる土地じゃないかなと思って、まあ誤解があればあれですけど、そういう意味で、先ほど視距改良も市長言われました。その3キロの範囲に私が感じる範囲で少なくとも五、六カ所の急カーブがあります。これは、ちょうど調べているときも歩いている人が10人前後ありました、3日間とも。意見を聞いたら、ウォーキングをして

いて車がひょっとこう来たりして、車に乗っている人もそうなんですけど、歩いている人もひやりとしたりはっとしたりした経験がたくさんあるという声を聞きました。

そういう意味で、例えば予算の問題で全面改良できないにしても、先ほども言いました、私の認識では少なくとも五、六カ所は視距改良が必要かなと思ったんですが、そういう調査をされたのかなと、まずこの3年間の間にですよ、それが一つ。それと、もし調査されて、この認識が一致するとしたら視距改良については早急にすべきじゃないかなという思いがございます。

**○副市長（中屋謙治君）** 当該路線、先ほど市長が答弁したとおりでございます。延長が長い、そして見通しの悪い、こういうカーブもたくさんございます。先ほど答弁いたしましたように、まずは見通しの悪いカーブ、ここの視距改良を優先的にということを考えていきたいと、そのように思っております。

**○6番（中村敏彦君）** 現在、草良線の視距改良が平成24年から32年までの事業計画で進められております。多分あそこの利用者というか通行される方は喜んでおられると思うんですが、32年が終わってから伊倉ヶ迫というわけにはいかないなと思うのは、国体が32年ですので、だから少なくともここ一、二年である程度の計画をつくらないと、国体で2種目、一応総合体育館を使われるわけですから、観戦をされる方、あるいは選手の方、それから、さらにはその前段に何といいますか、合宿をされる方、それぞれ来られると思うんですよね。だから、そういう意味でここ一、二年の間に一定の方向性を出さないと、方向性を出さないとというか、むしろ少なくとも急カーブで危険なところは早急に改良していくという方向でなければどうかなと。その市長の姿勢に対して、構えに対してどうかなと思っているところでございます。市長の考えを聞かせていただければありがたいです。

**○市長（田畠誠一君）** 先ほどからお述べになっておられますとおり、とっても交通量の多いところでありますので、今、また国体の話もなさいましたが、できるだけ見通しの悪いところから手がけてまいり

たいと、工事をしてまいりたいと考えております。

**○6番（中村敏彦君）** 先ほども同僚議員、車の通行を調べて述べられました。昨年3月議会で都心平江線の問題で同僚議員、たしか野元平江線の1時間当たり204台、それから別府島平線の483台という比較をされて、その事業の整合性を問われたと記憶しておりますが、この伊倉ヶ迫線は先ほど申し上げましたように、平日、早朝の時間当たり140台、さっきは1時間半で言いましたけど、時間当たり140台、そこそこの通行量と思いますので、早急な改善を再度要請して、この件については終わります。

**○議長（中里純人君）** ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後1時15分

**○議長（中里純人君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○6番（中村敏彦君）** 先ほどの伊倉ヶ迫線の質問の際に、袴田2号線東側の生活道路についても質問をいたしておりました。そのときに、狭隘な部分は認められて、市道認定の上で改良を進めるとの答弁もありました。もちろん、まち協で整備をする、それに対する補助制度もありますという答弁ではありましたが、その後の検討結果をお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（田畠誠一君）** 生活道路の整備につきましては、今、御質問いただいたところなんですかでも、土木補助金などを活用していただくよう答弁をしておりました。

現在において、地元からの生活道路の整備に関する申請が上がってきていないかったことなどもあり、これは積極的にやらなきやいかんのですけれども、具体的な話し合いが進んでいない状況であります。

土木補助金やまちづくり協議会のハード事業に関する地元への周知が不足していたことも考えられますので、今後、早急に、公民館役員及び関係者へ事業の制度について説明をして、事業推進に努めてまいります。

○6番（中村敏彦君） 今の市長答弁によれば、土木補助金から一歩も前には出ないという意味に取れたんですが、あのときの答弁では、長期的にはそういう市道認定も含めて、視野に入れてという答弁だったよう記憶しているんですが、そこら辺はどうでしょう。

○土木課長（内田修一君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

道路の整備を進める場合には、整備をする区間、延長を決めて、費用対効果も検討して、用地の相談や測量設計のための立ち入りの案内やいろいろな作業があります。工事を始めるまでには、それなりの期間や多額の費用が必要になります。このようなことから、公民館組織を活用して、地域の方々で話し合いをしていただき、市役所も一緒に、技術支援を行いながら、生活に支障のあるところを、合意できたところから整備できる、土木事業とか、補助事業とか、まちづくり事業ですね、活用して、まちづくりを進めてもらうのも一つの手法かと思っております。

○6番（中村敏彦君） 今年度、ひばりが丘を含めて2路線だったと思いますが、生活道路への補助事業があります。そういう意味では、当然そういう活用も必要なんですが、そうなるとどうしてもまち協の負担も出てきますので、しっかりと該当まち協と話をして、いい方向に、善処してほしいと思うんですが、実はこの26年質問以来、家が建て込んできまして、あの流れに50件を超えました、50数件たしかあったと思います。

私が思うのは、家が建て込んできて、しっかりと張りついてしまったら、なおお金がかかるようになるので、その前に対策を打つべきではないかという意味合いで今回の質問でありますので、ぜひ、まち協としっかりと議論していただいて、いい方向に持っていってほしいと思います。今の状況では本当に救急車も消防車も通りにくい、走りにくいという現状もありますので、そういう手立てをしていただきたいと思います。

あわせて当時、ちょっと話題になりましたが、袴田線も取り上げて、実はそのときに側溝蓋板設置

で50メーターほど改善するということで、それがなされたので、今回どうしようかと迷っていたんですが、実は4月の13日の大雨のときに、側溝蓋板を整備した南側のほうですね、こっちの半分のほうの方から、雨水がきれいに流れずに逆流してきたと、自宅のほうにですね、という苦情がありまして、当然、担当課にも相談してすぐチェックをしてもらいました。それはそれなりによかったんですが、私も行ってみたんですけども、たまたま雨が降ってなかつたのでちょっと原因がわからず。だからそういう意味では、降雨の際にやっぱりもう一回しっかり調査をしてもらって、袴田線の側溝ちゅうか、本来、市道整備だろうと思いますが、まずはその側溝整備について検討していただきたい、調査をされたいというふうに、それもつけ加えてお願ひしておきたいと思います。

もし答弁があれば、よろしくお願ひします。

○土木課長（内田修一君） 4月の雨のことなんですかけども、現在、敷設されている側溝の断面は、流域面積や雨量などの基準を用いて設計されたものでありますが、異常気象で、従来にない豪雨により、既設の側溝では処理できない箇所が生じております。苦情を受けられた箇所につきましては、雨の日の強い時間帯にもし走っていけるようであれば、現地を確認して調査をしてまいりたいと思います。以上です。

○6番（中村敏彦君） 市道整備についてはこれで終わりまして、次に2に移ります。コミュニティ交通の現状について。

これも平成26年12月議会で質問いたしました、公共交通政策全般について一般質問しました。その後、質問も含めて善処がありまして、木原墓地ルートやら土川ルートに改善がなされました。その後のいきいきバス、そしてタクシーの利用状況はどのようにになっているか伺います。

○市長（田畠誠一君） いきいきバス・タクシーの利用状況についてであります。

いきいきバスは、平成28年4月から羽島荒川線を土川交流センターまで路線を延長し、また木原墓地線についても路線を変更したところであります。

す。

いきいきバスの路線ごとの利用者につきましては、平成27年度羽島荒川線が4,587人。28年度になりますと4,186人に減っております。同じように、27年木原墓地線は1,794人から1,629人。冠岳線は869人から901人。芹ヶ野線が768人から584人と減少傾向にあります。

ちなみに申し上げますと、平成27年度の利用者は合計8,018人、28年度は7,300人で、700人ぐらい、1割近く減少しているということになります。

また、いきいきタクシーの路線ごとの利用者につきましては、平成27年度、川上線が787人。翌年は635人に。大里線は383人から226人に減少しております。合計で申し上げますと、平成27年度の1,170人から28年度は861人で、250人ほど減少をしております。

いきいきバス・いきいきタクシーの利用については、今申し上げましたとおり減少傾向にあります。今後、便利で利用しやすい運行形態などの検討を行うとともに、広報紙等によりさらなる周知に努め、利用拡大を図りたいと考えております。

**○6番（中村敏彦君）** 利用状況、ひとからすると、いきいきバスだけのときは年間たしか2万人ぐらいだったと、前回の26年の12月の質問でも申し上げたことがございましたが、この減少の最大の理由、特にバスは1割ぐらい前年から、タクシーは3割弱か減少してますが、その最大要因はどのように分析されているんでしょうか。

**○水産商工課長（平川秀孝君）** 原因についてございますが、病院等での独自のサービスとしての送迎とか、家族による送迎など、他の手段をお持ちの方、また、人口減少に伴う利用者の減少があるのでないかと考えております。

**○6番（中村敏彦君）** 後でまたその点については述べますが、特に26年度の質問の際に申し上げたのは、申し上げたルートで一番いろいろ要望があったのが、串木野駅と冠岳宇都集落を結ぶルートが所要時間2時間弱、正確には、私が乗ってみて調べたときは1時間50分だったと思うんですが、特に、ここで言うのがいいかどうかわかりませんが、トイレの

近い高齢者にとっては非常に利用を躊躇するという声がありました。そのことも当局に伝えてきたつもりであります。特に、先ほど改善された木原墓地ルート、土川は別にして、冠岳のこのルートについての改善の検討はされなかつたのかどうか伺います。

**○市長（田畠誠一君）** 冠岳線のルートの見直しについてであります。

冠岳線の宇都集落から串木野駅まで、いきいきバスについては、平成23年12月から現在の路線を導入しております。所要時間を幾らか短縮して運行しておりますが、始発から終点までの所要時間については、それでもこの市街地等を経由するため1時間45分となっております。

同区間につきましては、民間の路線バス冠岳・野下線が1日8往復していることから、路線バスを幹線とし、病院への通院や買い物等の生活支援を補完する路線として状況に応じた利用をお願いしたいと考えております。

なお、現在、冠岳地区につきましてはコミュニティ自動車の導入に向けた検討がなされているところであります。

**○6番（中村敏彦君）** コミュニティ自動車との関係は、後の質問内容にたしか載せてましたが、特にいきいきバスの問題でもう1件伺いますけれども、いきいきバスの利用料が日置市100円。日置市の場合、障がいがある方、中学生以下は無料になっております。薩摩川内市は150円などで、県内各市を見ても、いちき串木野みたいに200円のところももちろんあります。でも、近隣の自治体がそんな感じで安く抑えてありますが、他市の状況に比べて、しかも路線バスが140円ですので、それに比べてもこの200円の料金設定は高いんではないか。いちき串木野の場合は、障がい者、小学生以下が半額になっておりますが、近隣の状況を考えて、これも改善すべきじゃないかと思うんですが、市長の見解を伺います。

**○市長（田畠誠一君）** コミュニティバスの運賃につきましては、市民の皆様の移動手段を確保するため、通行・運行距離に関係なく大人200円、小学生以下と障害者手帳、療育手帳などをお持ちの方は

100円で設定しております。

なお、コミュニティバスの適正料金についてのアンケートでは平均170円という結果が出ております。今後、料金については財源的な部分や、導入が検討されているコミュニティ自動車の状況などを踏まえながら、研究をしてまいりたいと考えております。

○6番（中村敏彦君） アンケート結果が170円であれば、むしろそっちより下のほうに設定すべきじゃないかなと思うんですが、それは私の個人的見解ですが。

先ほど市長が言われました試験導入予定のコミュニティ自動車とこのいきいきバスの位置づけはどういうふうになっているんでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） コミュニティ自動車といきいきバスの位置づけについてであります。

コミュニティ自動車の導入に向けた取り組みにつきましては、現在市内8地区のまちづくり協議会が取り組む意向を示しております。各地区から53名の検討委員を選出していただきまして、去る5月23日に第1回目の検討会を開催したところでございます。

今後は、地区ごとに利用希望者や利用形態などの具体的な調査を実施しまして、地区における需要のあり方を取りまとめまして、コミュニティ自動車の運行の必要性であったり、地区の運行体制づくりなどを検討しまして、まずは実証地区の選定等を進めることとしているところでございます。

○6番（中村敏彦君） これから進め方も答弁がございましたが、26年11月20日施行の改定地域公共交通活性化再生法で、それぞれ国も指導をしておりますが、当然、路線バス、コミュニティバス、それにコミュニティ自動車、このような全体的、総合的な交通ネットワークのプランをつくりなさいという指導がありますよね。その中で、留意点として、今までのコミュニティバスやらコミュニティ交通含めてですけど、地域住民のニーズやまちづくりの構想とのミスマッチが発生しているとか、廃止路線へのコミュニティバス単体の導入などで、個別事例への対応にとどまっているということ、あるいは利用者利便が低下している例とかを指摘されてあります。

こういうことをクリアして、それでも予算が不十分な場合は国の補助がたしか出るようなことに改定地域公共交通活性化再生法はなっていると思うんですが、心配するのは、先ほどありましたように、8地区が手を挙げられて、53名の検討委員会で発足したということですけれども、そういうミスマッチをなくすために公共交通会議を定期的に開くこと、これも、この前も指摘したんですが、ほかの地区に比べてかなり回数が少なかったように思うんですよね。そこら辺の改善と、それと、いきいきバスが水産商工課、コミュニティ交通はまちづくり防災課と所管が違うので、何かばらばらになっていくんじゃないかという懸念があるんですが、そこら辺のないようにしていただきたいと思うんですけども、市長の見解を伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） ただいまありました市の地域公共交通会議の開催についてでございます。公共交通会議の開催につきましては、基本的に年2回開催しているところでございます。これまでにつきましては、書面による開催等もございましたけれども、平成27年度第2回目の開催からは、基本的に委員出席のもとに開催しているところでございます。

それで、いきいきバスとコミュニティ自動車のすり合わせということでございますけれども、導入に当たりましては既存の路線バス、タクシー、いきいきバス、いきいきタクシーとの競合についても考慮していく必要が考えられることから、公共交通会議など関係者と十分な調整を図ってまいりたいと考えております。

○6番（中村敏彦君） 前回したときよりも、回数は、一応、年2回されているんですね。公共交通会議のメンバーは市庁舎の職員、公共交通事業者、道路管理者、公安、利用者等、もちろん網羅されておりますよね。要するに、国交省も指摘しているように、今までやられていることがどうもばらばらになっているということも指摘されているので、そういうことのないように申し上げて次に進みたいと思います。

指定管理のあり方についてですが、予算委員会か

どっかで質問したんですが、政府主導によって最近最低賃金が引き上げられております。その最低賃金が指定管理料や納付金において考慮されているのかどうか。委員会ではたしか考慮しているという答弁もありましたが、改めてこの場で質問いたします。

○市長（田畠誠一君） 最低賃金の見直しに係る指定管理料の対応についてであります。

まず指定管理施設の公募に当たっては、指定管理施設の更新において最低賃金を勘案し、基準額を設定し、公募を行っております。

次に、指定管理期間中の対応についてですが、市と指定管理者との基本協定において、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により、当初合意された指定管理料が不適当となったと認められた場合は、指定管理料の変更を申し出ができることになっております。

なお、指定管理者から申し出を受けた場合は、指定管理料について協議することになりますが、これまで協議の申し出はない状況にあります。

○6番（中村敏彦君） いわゆる指定管理者側からの不服申し立てではないという理解でいいんですかね。

じゃあ、改めて聞きますが、この5年間でたしか68円。日給にして500円。年間で14～15万円県の最低賃金が引き上げられたと思っています。3月議会で同僚議員が、ある施設の指定管理において、雇用されている方々の賃金が上がってないという指摘がございましたが、最低賃金を考慮した金額が、指定管理者が雇っている方々の実際の賃金に反映されているか、そういう調査はされているんでしょうか。

○総務課長（中尾重美君） 最低賃金の追跡調査という御質問ですが、指定管理者には年度終了後に事業実績を提出していただきまして、収支等の確認を所管課で行っております。

賃金については、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、全ての使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならぬと制度化されております。このため、賃金等が最低賃金を反映しているかどうかについては、使用者が遵守すべき基本的な法令であることから、市としてはこれまで追跡調査は行っておりません。

○6番（中村敏彦君） 法的に決まつたことなので、まさか違反はないという、私もそう思いますけど、そういう答弁です。

その上で、同じ3月議会の同僚議員の質問に、そういう理解で指定管理者制度の見直しを、たしか質問内容だったと思うんですが、それにも、見直しについて検討していくような言及がなされたと私は理解しているんですが、どのような視点で見直しをされていくのか伺いたいと思います。

○総務課長（中尾重美君） 最低賃金の関係で申し上げますが、指定管理者施設の募集要項及び指定管理施設の管理に係る基本協定において、指定管理者が行う管理基準として先ほども申し上げましたけど、法規等の遵守を規定しているところでございます。

先ほども申し上げましたが、最低賃金制度は使用者が遵守すべきことではありますけれども、今後につきましては、最低賃金の見直しにあわせまして、指定管理施設の所管課を通じて周知を図ってまいりたいと思っております。

質問の際に、各課で、電話での聞き取りであります、調査をしたところ、現在のところは最低賃金は守っているというような、正式な調査ではないでありますけれども、そういう聞き取りをしています。

○6番（中村敏彦君） 指定管理制度そのものを今聞いたつもりですけど、これを聞いたのは、実はこの春、前の鳥取知事の片山さんも含めて識者の人たちが検討会をされた記事をちょっと見たんですが、それによりますと、全国的に指定取り消し案件が相次いでおりまして、2012年から3年間で2,308件の指定取り消しになっていると。そのうちに、例えば指定管理者側からの取り消しもあり、行政側からの費用対効果、サービスの不具合等々で対象から外すとか、いろんなものをひっくるめて2,308件のようですが、本市の96施設で、そういう指定管理者側からの問題提起とか、あるいは行政から見て、これはちょっと問題じゃないか、3月議会でも指摘された内容も含めてなんですが、ないのか、あるのか。今の総務課長の答弁ではなさそうなんですが。改めて伺います。

○市長（田畠誠一君） 指定管理施設の見直しの基

本的な視点についてであります。

指定管理者制度を導入してから10年余りが経過し、施設の中には業務委託と実態が変わらないものや、現在の指定管理者制度による管理形態がよいのか、また、指定管理者制度に適した施設なのか、課題も出てきているところであります。

また、公共施設の老朽化に伴い更新費用、維持管理費の増加が見込まれるとともに、少子高齢化の急激な進展、人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

今後、指定管理者制度については、制度の効果検証、指定管理施設のあり方に加え、公共施設の適正化に向けた取り組みなどを踏まえて、総合的な検討・見直しを行うこととしております。

**○6番（中村敏彦君）** その検討課題の中にぜひ考慮すべきことだなと思ったのは、同じこの会で片山さんが指摘していることが、いわゆる図書館のような文化教育施設に指定管理者はなじまないと。特に2,308件の指定管理取り消しの中には図書館運営の問題が結構上がっているそうです。そういう意味で、図書館や、3月に指摘されました文化センター、文化ホール、こういったものについては、本来、指定管理から外すべきだと、片山さんは、知事時代からそういう立場で取り組まれておるようですが、そういうことへの見直しの市長の考えはないか聞きます。

**○副市長（中屋謙治君）** 先ほど市長が答弁いたしました基本的な視点に基づきまして、現在この指定管理者のあり方検討委員会という組織を立ち上げております。これまでの検討状況について若干申し上げますと、まず指定管理者の28年度の実績をもとに、指定管理者自身によります運営の状況、課題や問題点の抽出、自己評価を実施し、それらをもとに評価を行っております。

今後、これをもとに、施設ごとの指定管理者制度の評価、効果の検証を行うとともに、先ほど市長が申し上げましたが、公共施設の必要性を含めた形で検討していきたいと思っております。

こういう検討の中に、今、御意見がございましたように、果たして文化施設というのがこの指定管理

者になじむのかどうか、そういう観点も当然織り込んでの議論になろうかと思っております。

**○6番（中村敏彦君）** 今回は図書館に特化した質問でないので、これ以上の質問は避けますけど、この図書館問題、いろいろ新聞にも載ってましたが、指定管理者による関連企業からの蔵書の不正購入やら含めて、武雄市や神奈川の海老名市が裁判沙汰になってますよね。特に海老名市の場合は、本市と同じように、同じ指定管理者がたしか訴訟の対象になっているようなことを見ました。そういう意味で、小郡市やら、ここの近くでは西之表市が指定管理から直営に戻しているところもございますので、ぜひそういうことを。本来なら指定管理全部、直営が当たり前じゃないかと個人的に思ってるんですが、少なくともこの片山さんが指摘しているような文化施設やら図書館等の指定管理については直営に戻すべきじゃないかと思っております。そういう意味での指定管理制度のあり方について問うたつもりでございます。

**○総務課長（中尾重美君）** 指定管理者制度の導入の意義としまして、第一が、住民サービスの向上ということにございます。その次に経費の削減、あるいは効率化。そして最終的に雇用の創出というものが三つ図ればということで考えておりますが、そういうことで本市では、図書館のほうの指定管理を導入しまして、その効果としまして著しく変わったのは開館時間の延長かと思っております。それではなかなか開館時間の延長ができなかつたものが、指定管理者の導入によって開館時間が延長された。あるいは、展示のやり方も、全国レベルの専門業者のおかげで図書館の展示の仕方が変わった。そういうことで、住民サービスの向上、第一の向上が図られたと考えております。

これらを踏まえて、指定管理者になじむもの、なじまないもの、それらについては、あり方検討委員会のほうで見直していきたいと考えております。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほど来、指定管理者制度のあり方等について、今現在、検討中でございますが、図書館のことが今話題になっておりますので。図書館につきましては、御承知のとおり平成21年度

から指定管理者制度を導入いたしておりまして、現在は株式会社図書館流通センターが指定管理を受けております。

株式会社図書館流通センターは、全国でも400を超える図書館の指定管理、または業務委託を受けておりまして、県内でも鹿屋市をはじめ、出水市、南さつま市などの指定管理を受けております。

このような図書館運営には実績がありまして、図書司書の配置、これが一番大きいんじゃないかなと。いわゆる図書を専門にする職員の配置。また相談業務、これはリファレンスと言われておりますけど。それから本の購入など、直営時よりも市民サービスの向上が一層図られていると考えております。

今後につきましては、先ほど来、説明がありましたように、現在、市の指定管理施設あり方検討委員会等の中で検討してきたいと思っているところでございます。

いずれにしても、図書館の場合は直営よりは指定管理のほうが市民サービスをはじめ、図書の購入等に、今申し上げましたように、数段意義があると考えております。

**○6番（中村敏彦君）** そのことについては、図書館に特化した質問でないので改めてやります。まだ別に質問がありますので。

次に移ります。ふるさと納税について。

平成28年度の結果と29年度、この2カ月間の状況はどのようにになっているのか。また、先日の新聞にも掲載されましたが、ふるさと納税についての総務省指導の対象にたしかうちも入ってたと思うんですね。8市3町入ってましたが、それに対する改善策はどのように考えておられるか伺います。

**○食のまち推進課長（馬場裕之君）** ふるさと納税についてであります。平成28年度は寄附件数で2万3,147件。金額にしまして、約3億7,160万円の寄附を賜ることができました。また、今年度2カ月間の状況につきましては、母の日や父の日特集など、特別な返礼品をパートナー企業に提案していただき、昨年度と比較しまして約2倍の寄附額となっております。

また、ふるさと納税に係ります総務省からの通知

についてであります。5月24日付で総務省から、本市を含む対象市町村へ返礼率の是正及び一部の返礼品の見直しの要請があつたところです。本市としましては、総務省からの要請を真摯に受けとめまして、直接指摘のあつた返礼品については、直ちに返礼の中止をし、内容を見直す旨の回答をいたしました。

また、返礼率につきましてはパートナー企業との調整やふるさと納税システムの変更作業を伴うことから、8月中をめどに見直すこととしております。

**○6番（中村敏彦君）** 順調にふるさと納税をいたしているという報告でございます。

昨年7月の南日本新聞だったと思いますが、ふるさと納税控除貧乏という見出しで、県と鹿児島市が1億円超えの赤字となることが報道されておりました。

また、特に都市部において何十億という減収がある、いろいろ問題になっておりますが、今いただいている、出るほうは本当に少ないのでよしとして、本市がこのような事態、いわゆるふるさと納税を出すほうの超過にならないとも限らない。その意味で今の総務省の指導はやむを得ない措置ではないかなと思っておりますが、市長の見解を伺います。

**○市長（田畠誠一君）** 今般、全国の多くの市町村でふるさと納税に取り組んでいることにより、その大半の寄附者が在住する関東、関西等の市町村等においては、ふるさと納税寄附に係る住民税の控除による影響があると聞いております。本市においては、現在のところ、ふるさと納税寄附額が控除額を上回っており、大きな影響はないところであります。

しかしながら、返礼品の競争が過熱している現状を考慮しますと、このたびの総務省からの通知は妥当であると理解し、本市としましても、ふるさと納税本来の趣旨に沿って進めていくことが望ましいと考えております。

**○6番（中村敏彦君）** いずれにしても、貴重な財源であることは間違いないんですよね。だから、悩ましい問題なんだけれども、全協だったか、議長の報告で、さきに行われました関東串木野会で野球部支援を募ったところ、校長先生も行かれたよね、その場で10数万円の寄附が集まったとか、後日100万

円の寄附が串木野高校にあったという報告も聞きましたが、これこそ純粋にふるさとを思って支援しようという、ふるさと納税とはまたちょっと性格が違いますけど、そういう意味では、このような精神を活かす、幾つかの自治体が始めている、いわゆる政策で競うふるさと納税制度をしっかりとつくっていくべきじゃないかなという思いで質問いたしました。

最近、南日本新聞の「記者の目」にも何回か載つてました。いわゆる特産品の拡販と経済効果は重要なことなので、そこと、歪みちゅうか、納税していただぐのと出すほうの歪みをなくす、そういう両立をする、先ほどから言うように政策で競うふるさと納税、そっちのほうに少しシフトをしていくべきではないかなと思っておりますが、市長の見解を伺つて、これで終わります。

**○市長（田畠誠一君）** 今、中村議員お述べになりましたとおり、6月4日でした、東京で串木野高校関東地区同窓会がございました。私も中里議長と串木野高校校長先生、食のまち推進課長と出席をさせていただきました。同窓会の皆様の母校への熱い思いが、当日の寄附をお寄せされるお姿に本当に深い感銘を受けたところであります。

ふるさと納税制度は寄附者が使い道を選べる制度であり、本市においても、寄附者の希望に沿って今年度は23の事業に充当をさせていただいております。

今後につきましても、いちき串木野を応援したいと思えるような魅力的な事業に活用させていただき、寄附者に広く呼びかけていきたいと思っております。

中村議員のほうから今お述べになりましたとおり、ふるさと納税で多額の御寄附をいただくということはありがたいことで、地場産業の特産品の販売になるわけですから、それは、おっしゃいましたとおり、地場産業のまさに育成といいますか、育成とは失礼でしょうか、発展に大きくつながるものであります。また、お返しした分の残りは、私たちの事業に、今申し上げましたとおり23の事業に今年度も充当をさせていただいております。

ふるさと納税をしていただく方の熱い思いを大切にしながら、総務省の指針に沿った形で、このふるさと納税制度が存続していくように、そういった観

点から努力をしてまいりたいと考えております。

**○議長（中里純人君）** 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[17番福田清宏君登壇]

**○17番（福田清宏君）** さきに通告いたしました事項について、順次、質問を行います。

1番目は、かもめ公園グラウンドの改修・整備についてであります。

かもめ公園グラウンドの土砂がコンクリート状にかたく固まる時期となりました。この改修・整備について伺います。

この件につきましては、平成27年9月定例会の一般質問で、市長は、この改修につきましては市のほうで早速行うようにいたしますと答弁され、ゲートボール場の改修は早速に着手し、真砂土を補充し、改修・整備され、大変喜ばれております。

その後、グラウンドの改修・整備が手つかずでありますので、平成28年9月定例会に2回目の一般質問を行いました。市長は、再度調査をしましたところ、300m<sup>3</sup>ほどの真砂土を補充する必要があり、多額の費用が見込まれることから、所有者である鹿児島県と市の負担割合を調整するため、県へ再度要望したところであります。今後も引き続き要望し、早期の整備実施に向けて努めてまいりますと答弁をされました。

その後、今日までグラウンドの改修・整備は実施されておりません。今日に至ります間、鹿児島県との協議に進展はありましたでしょうか。グラウンドの改修・整備はいつになりますか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長田畠誠一君登壇]

**○市長（田畠誠一君）** 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

かもめ公園グラウンドの改修・整備についてであります。サブグラウンドであるゲートボール場につきましては平成27年度に、早速、真砂土を補充し、整備をしたところであります。

メイングラウンドである多目的広場につきまして

は、所有者である鹿児島県へ、平成27年度より継続して要望したところであります、県による早期の対応が困難であるということから、本市において今年度補修を行う計画であります。

○17番（福田清宏君） 今年度予定であるということでありますので、予定しております質問は打ちどめとなりますが、当初予算に計上してなかつたので、再度お伺いをしたようなことです。ですから、今日の質問も、あそこを使っている皆さん大変喜ばれたんですよ、あのとき。その人たちから、まだかまだかという声がまた聞かれたもんですから、再度こうして質問をすることにいたしました。

今年の予算で実施ですか。再度お答えください。

○土木課長（内田修一君） 質問にお答えいたします。

まず1番目の当初予算の計上の仕方ですけれども、平成29年度の当初予算の概要書の46ページの中に、公園事業費で、維持補修費の中の382万円というものが計上をされております。この予算の中で、かもめ公園の補修を行っていきたいということで計画しております。

なお、当初予算のとき説明をしなかつたわけではありません、申しわけありませんでした。

以上で説明を終わります。

○17番（福田清宏君） 公園維持費はあったとしても、ちょっと説明を受ける機会を逸しましたのでこんなことになってしましましたが、ひとつ皆さんお待ちかねでございます。ぜひひとつ、土がコンクリート状にならんうちによろしくお願ひをしたいと思います。

じゃあ、次に進みます。次は道路の改修と交通安全対策について伺います。

このことは、平成20年9月と平成25年6月の定例会において一般質問しております。市道大原・港線から串木野高等学校正門に通ずる市道御倉町6号線への入り口付近です、入り口付近の用水路、側溝、どっちでしょうかね、蓋板の設置はできないか、お伺いをいたします。

○市長（田畠誠一君） 御倉町6号線入り口の改善についてであります。平成20年度に交差点内

にある既存のガードレールの位置を変えて対応をしてきております。

現在、市としましては、市街地の側溝改修など道路整備を進めている状況であります。したがいまして、当箇所につきましては、道路幅員が5メートル以上あり、水路の蓋板設置に多額の費用を要すること、また、他地区の水路等との関係を考慮し、当面の間、水路沿いにありますガードレールの設置位置を修正し、現道幅員を十分に活用する工法などを検討してまいりたいと考えております。

○17番（福田清宏君） 入り口のガードレールの鋭角になっているところは、前に修正していたいただいたんですね。そのときに、ガードレールを側溝の用水路の上のほうに、飛び出すようにしたら、またそれだけ30センチでも広がるんじゃないかということもお尋ねしましたけれども、今まで、そのままでした。

今、市長のほうからガードレールの位置の変更ということでありますけれども、基本的にやはりあそこは、入り口だけですね、その先の用水路はまた後でいいです、入り口だけはやっぱしやり直したほうがいいんじゃないかなろうかと思います。串木野高校も一生懸命、市長をはじめ、皆さんが力を入れて、何とか盛り上がっておりましたし、あの道路を真っすぐ行ったら正面なんですね、串木野高校の正門の正面なんですが、そういう道路の入り口でもありますので、やっぱしあそこだけは改良されたほうがいいんじゃないかと思いますけれども、再度お聞かせください。

○市長（田畠誠一君） あの道路の入り口が串木野高等学校のたしか正面につながるんですかね。ですよね、たしか。そういうことで子どもたちの通学路であるということは私も承知しております。先ほど申し上げましたとおり、当面の間はガードレールの位置をまた精いっぱい広げようとは思いますけれども、ほかとの関係も考えながら、確かに重要なところであるということは考えておりますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

**○17番（福田清宏君）** お年寄りの皆さん方が安心して歩ける道路、それから、子どもたちの通学路という道路でありますから。今、6号線で串木野高校に行く途中から串木野高校寄りはきれいに舗装されてるんですね。だから、ここも、そういう意味では、将来は舗装もでしょうけれども、とりあえずは、やはり用水路に蓋板をということでお願いをしたいと思うことであります。早急に対応される日が来ることを期待しながら、この項は終わりたいと思います。

次は三つ目ですが、公園の整備についてであります。

文京町団地横の公園の道路とフェンス間のツツジ等の剪定について伺いますが、公園の正式な名称は御倉町公園で新生町地内にある公園というんだそうですけれども、平成28年9月8日の一般質問の後、南北に延びる擬木フェンスの外側全部、ブロック塀の上の茂みも含めて、土手の樹木の伐採と除去を行っていただいて、ツツジもまた低目に選定をしていただいて、道路から公園内がよく見えるように改善をしていただきました。子どもたちが公園で遊んでいる姿をその後よく目にするようになりました。

ところが、今日この樹木の成長はやっぱり早いと思いますが、そのときも私言ったんですけれども、もうどっか移してよ、幾ら低く剪定してもまた伸びるからっていう話をしたんですが、そのときはやはり、まずは低目に剪定してということでした。またもや公園内が見えなくなっています。低目に剪定するのもいいのかもしれません、やはり道路とフェンスの間のツツジ等は適当な場所に移植して、そして道路から公園内がよく見えるようにすることが、あの公園を活かす道だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

**○土木課長（内田修一君）** 文京町団地横の広場の植栽されております道路とフェンスの間のツツジは、昨年9月に公園の視界改善と防犯対策を図るために低目に剪定しましたが、しかし、数ヶ月経過した現在、ツツジの枝は伸び、ツツジの成長が

比較的早いことから、見通しが悪くなりつつあるようです。他の場所へ移植などを検討してまいります。

**○17番（福田清宏君）** 樹木の成長にはかないませんので、ぜひそうしてください。そして、擬木のフェンスがやはり道路からきれいに映るんですよ。それで、あそこは十分だと思います。というのは、奥のほうと右、左、三方はもう茂みなんですね。森なんですから。やはりそういうことからすると、今言われたような形で、適当な場所に移植されるということでありますので、その日を楽しみにしておきたいと思います。この項を終わります。

次に進みます。次、4番目は、野平地区の道路整備についてであります。

野平地区の道路の整備について地元との協議と今後の整備計画について伺います。

まず、野元公民館地内の道路の整備計画について伺いますが、平成28年12月の一般質問で、野平地区土地区画整備事業の取りやめに伴う環境整備について伺いました。市長は、既存道路を基線として直接買収方式で住環境整備を進めていくということで公民館の皆さんには御理解をいただいているところでありますと答弁をされました。野元中央線は整備をされましたが、宮下1号線をはじめ、その他の道路について地元との協議、今後の整備計画についてお伺いをいたします。

**○市長（田畠誠一君）** 野元地区の道路整備についてであります。

昨年の7月に地元説明会を行いました。道路整備においては、公民館の協力を得て、実情を知る公民館の方々で道路整備が可能な所を検討していただき、可能なところから道路整備を進めることとしています。

そのようなことから、野元公民館長さんと協議を重ね、現在、各班により検討委員の選出を行っており、田植え明けに会を発足できるようあります。市としましては、発足後、検討委員会と協議を重ね、野元中央線に次ぐ道路整備の実施に向けて取り組んでまいります。

**○17番（福田清宏君）** 段取りよく事柄が進む

ようでありますので、その協議の結果と整備計画についてお待ちをしたいと思います。

もう一つ、野元橋から野元中央線に入って三差路があります。すぐ三差路。それで、左側の空き地を購入されたんですかね、何かされたと聞いていますが、その後、整備が一つも手につかないという状況なんですけどね。あそこが一番の、中央線と宮下線に至るあの形の中では一番交通上難しい場所だと思いますので、そのことについての整備も発足された後になるのか、早々に、買収された土地というふうにも聞いてますから、工事を進められようとするのか、その辺について伺います。

**○副市長（中屋謙治君）** 今、御質問の場所でございますが、以前、住宅が建っておったところ、それを取り壊して、現在、市有地ということになっております。

先ほど市長のほうから答弁いたしましたように、地元で可能なところからということで、委員会、協議をいただくことにしております。ただいま出されましたこういう土地があるではないかという、こういうことを勘案しながら、地元で協議が進んでいくものと思っております。

**○17番（福田清宏君）** この場所については協議をする前でもいいんじゃないかと思いますがね、工事をするのは。もう逆に、公民館の皆さんは待ってらっしゃるんじゃないですかね、工事が始まるのを。それを会が発足して、それで語ってもらってっていうのは、ちょっと積極的な姿勢がないように見えるんですけどね。何か計画はないですか。もう、そのときまで待たないけませんか、どうですか。

**○副市長（中屋謙治君）** 現時点では、ただいま答弁したようなことでございますが、そのような御意見踏まえまして検討させていただきたいと思います。

**○17番（福田清宏君）** ゼひひとつ、せっかく市も購入した土地ですから、早目の整備をというふうに期待をします。

次に、平江公民館地内の道路の整備計画について伺います。平成28年12月の一般質問で、さきの野元公民館地内の道路と同じようにお尋ねをしました。

平江地区については、現在、都心平江線の工事を進めておりますので、今後、地元公民館の皆さんと話し合いを進めてまいりますと市長が答弁されたところであります。

平江公民館の住宅密集地を貫く平江1号線の防災サイレン棟付近から野元橋付近に至る間について、野元中央線と同様に整備される計画はございませんでしょうか、お伺いをいたします。

**○土木課長（内田修一君）** 平江1号線の串木野ダム平江警報局から野元橋付近までの区間は、沿線に住宅が立ち並ぶ平江集落内の幹線道路であります。重要な路線であります。しかし、当路線は道路に隣接した住宅が多く、拡幅工事が困難と思われますので、どのような方法があるか、今後、研究してまいります。

**○17番（福田清宏君）** 野平地区の区画整備事業が取りやめになりましたんで、やはりきちんとしてお話を進めていってほしいと思います。まずは、あの道路はもう、現道で改修するよりないのかなと思ったりもしますが、中にはまた少し広げてくれるところもあるかもしれませんので、そういうことも含めながら、ぜひともそういう形で。

今、答弁あったように幹線道路です。もう一つは、今、新しい橋を建設中です。これができ上がるとまだ交通量増えると思うんですよ、あの通り。だから、やはりそういうことも含めていくと、橋が通った後からよじやなくて、橋が完成するのに合わせて計画ができ上がるという形でないと、せっかくの橋をつくっていただいたことの意味もまた薄れるんじゃなかろうかというふうに思いますので、どうかひとつ、そのような形での整備の方向をお話し合いいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○土木課長（内田修一君）** この平江1号線の約500メートルの区間には、家屋が34戸、交差点が11カ所あります。市道も平江岡線、新田1号線、このような形で3路線入っております。あと、この中に里道も6本あり、生活道路として重要な路線になっております。

今、議員お説のように、橋が完成すると交通量が多くなるようなことも言われましたので、そこら辺

も含めて、今後、研究してまいりたいと思います。

○17番（福田清宏君） ゼひひとつ、そういうことで、早目早目の御検討を期待しております。それでは、この項を終わって、次に参ります。

5番目は、特定健診受診率向上のために、市と自治公民館との間に対象者名簿の情報共有はできないかお伺いをするところです。これは平成26年の6月に一般質問で同様なお伺いをいたしました。市長が、前向きに検討していきたいと思っておりますと御答弁されました。

そして今年、平成29年度のいちき串木野市特定健診受診券にこの健診の受診が済んだことを健康地域づくり推進員（公民館長など）に知らせてよいですか（よい・不可）と記載し、配付されたところまで参りました。

また、対象者名簿の情報も、まちづくり協議会会長を通じて提供されたようあります。

特定健診受診率向上について一歩前進と思いますが、このことも含めて、情報共有についてお伺いをいたします。

○健康増進課長（若松友子君） 特定健診についてであります。

特定健診の受診率は、平成26年度からまちづくり協議会や自治公民館等の御協力をいただき、平成25年度の48.4%から、平成26年度は59.8%、平成27年度は60.0%と大きく上昇したところです。また、特定健診の受診率を高め、病気の予防、早期発見、早期治療に取り組むことは、医療費の抑制や保険税率の上昇を抑えることができるものと考えております。

地域の皆様と一緒に受診率アップに取り組むことは健康づくりにもつながると思われることからも、特定健診に係る対象者情報の共有は重要と考えており、今年度から本人が健診を受診したことを公表することについて同意欄を新たに設けるなど、情報共有に向けて取り組んでいるところであります。

○17番（福田清宏君） 公民館の皆さんのがんばりもあって、担当課の後押しもですが、努力もあって、今答弁されましたように受診率が60%まで、27年度で

ね、参りました。だけど、16地区のうちで、あと6地区がね、60%に届かないんだよね、まだね。そういうこともありますって、今回こういうお尋ねという形でされたことを大変よかったです。

あわせて、ちょっとそのことについて聞きますが、対象者名簿の情報を公民館に提供しましたね。これは回収されるんですか。それとも、そのまま配付ということにされるんでしょうか。どちらでしょうかと思いまして、お尋ねいたします。

○健康増進課長（若松友子君） 現在のところ、対象者名簿については回収させていただいております。

○17番（福田清宏君） せっかくこの受診券に、健康地域づくり推進員に知らせてよいですか、いいですよと答えた人については共有するということですので、一々、信用してお渡しした名簿をまたとらなくとも、その中ではこの人とこの人が行ってないんだなというのもわかることもあるし、簿冊ですね、その公民館にとっては、あるいは健康地域づくり推進員にとってはね。やっぱりそんな形でもう配付して、そしてまた、いいですよと言った人についても配付をして、情報共有をしていくと。そして、一人でも多く受診していただくようにお互い努力していきましょうやということのほうがスマートでいいんじゃないかなと思うんですけどね。いかがでしょうかね。今後のことです。

○健康増進課長（若松友子君） 平成29年10月末で今年度の健康受診期間が終わりますので、その報告を受け、11月までに、受診した人の情報を提供する予定であります。その後、2月で全ての健診が終わるということになりますので、その後に回収させていただきたいというふうに考えております。

○17番（福田清宏君） やはり手元にあるのは難しいみたいですね。いずれにしても、お互いに共有して一歩前進していくことがいいことですから、どうかそういう手立てをひとつしてほしいと思います。

それから、今のその受診券の「不可」という言葉が、とる言葉にしてどうなのかなと思うところもあるんですけども、とりあえずもう不可となってますから、この不可と回答した人の、この対象者についての、結局、不可となったら情報共有はしないと

いうことですよね、これからいくと。それもするんですかね。それが一つ。

それから、しないとなったときに、誰がその人に対して声かけをするか、これが大事だと思うんですね。だから、ここまでいかないと受診率もなかなか上げることができないと思うんですが、その点についてひとつお答えください。

**○健康増進課長（若松友子君）** 不可とされた方については、受診されておりますので、もう勧奨する必要がなくなりますので、今後のその年度の勧奨は必要ないかというふうに考えられます。

**○17番（福田清宏君）** ただ、共有して回ろうとする人にとっては、不可ということは知らせるんですか。どうされるんですか。もちろん、不可ということで返事が来たちゅうことは、もう受診されたということなんだけど、不可ということを連絡はしてるんですかね。どうなんですか。ということは、受診したかせんかちゅうのがわからんわけですよね、そのことについての情報が来ないと。その辺はどんなふうですか。

**○健康増進課長（若松友子君）** 今の段階では、お知らせしないこととしております。

**○17番（福田清宏君）** 推進員の人が混乱しなきやいいですけどね。この人が受診してませんよというののほかに、まあそういうことということですから、受診しないよという人だけに勧めればいいということになるのかな。そういうふうに理解しましょう。そういうことにしましょう。

もう一つ、それじゃあ、聞き取りのときに申しましたように、平成30年度からの新国保制度についての概要によれば、市町村の役割の中に、一つに、県が決定した納付金額を納付する（納付金の額は市町村ごとの医療費水準等により異なる）とあり、二つ目に、納付金額に見合う県が示す標準保険料率をもとに各市町村で国保税率を決定するとあります。

このことは、1人当たりの医療費が、我が市は県内でも、年度によってちょっと違うけれども、1位か2位ですよね。こういうことであれば、当然、納付金額も他市よりも高くなるでしょうし、国保税率も他市よりも高くなるのかなというふうに理解する

んですが、そういう理解でよろしいんでしょうかね、お伺いいたします。

**○健康増進課長（若松友子君）** 今のところでは、本市の医療費水準に見合った納付金が決定されるというふうに理解しております。

**○17番（福田清宏君）** そうすると、県内で1番か2番目に高い保険料を支払う市、住民という、国保の加入者ということになると思うんですけどね、やっぱり健診をまだまだ進めないと、国保税の高いところには移住しませんよ。また、市内からそれぞれの適当なところの保険料率のところに今度は転出していくんじゃないかなと心配しますね。今、一生懸命、定住促進とか子育てとかいろんなことで施策を練って実施しているんだけれども、この保険料率がそういう人口減少や定住促進の壁になるという、そういうようなことは考えられませんかね。どうですか。課長に聞くの酷かな。

**○副市長（中屋謙治君）** 今、担当課長のほうから申し上げましたように、基本的には医療費の高いところはそれ相応の保険料を払っていただくという、これが基本であろうかと思います。現在、基金のほうから国保会計へ繰入をして収支を保つておるという、こういう状況でございますので、要は医療費を抑えるという、ここが肝要になってこようかと思います。

今、取り組んでおりますこの特定健診をはじめ、早期発見、早期治療という、こういうこともさることながら、まずは病気にならない、その健診の前、いわゆる生活習慣を含めて病気にならない食事であったり運動であったり、あるいはストレスの解消であったりという、こういうことを含めて要は医療費の抑制に全体的に取り組んでいく必要があるのかなと、このような捉え方をしておるところでございます。

今、ございましたように、決して医療費の高いところ、移住定住、こういう面からしますとマイナス要因でございますので、全体的にやはり市民の健康づくりという、こういう観点で取り組んでいきたい、このように思っております。

**○17番（福田清宏君）** ゼひそういう取り組みを全

面に出してほしいと思います。それもあわせて、やはりさっきから言っていますように、国保の対象者の情報共有を進めて、そして一人でも多く健診をしていただいて、病気の早期の発見だと、早期治療だとというのも合わせていかないと、やはりいけないだろうというふうに思います。もちろん食のまちですから、いろんなレシピがあったり、健康メニューがあったりしますけどね。

そういうことでみんなが健康に気をつけながら事を進めて医療費を下げる努力をしないと、なかなか難しいのかなと。今、病気にかかって治療している人についてどうこう言うことではありませんけれども、やはりそういうことで、健康な人は健康な人なりに病気にならないように日々気をつけていただけます。そういうような啓発をよろしくお願いをしたいというふうに思うことがあります。

じゃあ、次に行きましょう。最後の6番目の食彩の里についてお伺いをいたします。

まず、単純なことからでございますが、なかなか理解しがたいところがあつて、今回こんな質問にしました。そしてまた、今まで委員会等においても、この観光案内所のことについていろいろと質疑応答してきたところですが、今ひとつ理解できんところがあるもんですから、今日こうしてお尋ねをするということにいたしました。

まずは、食彩の里としての機能を発揮していると思われますか、どうでしょうかという問い合わせあります。お伺いいたします。

**○市長（田畠誠一君）** 食彩の里いちきくしきにつきましては、本市の玄関口として位置づけ、食や観光、歴史、文化など総合的な情報を発信し、おもてなしのサービスを提供することで来訪者が年間を通して、本市の山海の恵みを享受できる場所となるとともに、市民の生産者、他の直売所及び関係団体との連携を基本とした運営を構築することで、資源、組織、人の中心的役割を担っております。

また、この食彩の里という名称には、四季を通して様々な旬の食べ物で彩られるすばらしい地域となり、多くの人々に親しまれるようにとの願いが込められています。

昨年7月に食彩の里として開始をして以降、本市の食、観光、特産品等の情報発信拠点として、レストラン、物産館、観光案内所が連携しながら市内外から多くの皆様にご利用をいただいております。去る6月4日には、串木野市漁協直営海鮮まぐろ家が開館後10万人目のお客様を迎えたところであります。

総合観光案内所におきましても、観光情報の提供に加え、研修室での各種講座、料理教室の開催など、多種にわたる利用をいただいているところであります。今後も食彩の里いちきくしきのを本市の情報発信の拠点として活用してまいりたいと考えております。

**○17番（福田清宏君）** 今、食彩の里についてお答えいただきました。また後でちょっと触れていくので、ここはさらりといきたいと思いますが、次のいちき串木野市総合観光案内所の機能と役割についてお伺いをいたします。

**○市長（田畠誠一君）** いちき串木野市総合観光案内所の機能と役割についてであります。

総合観光案内所は平成28年4月1日にオープンをし、事務室、会議室や調理施設のある研究室等を備えております。総合観光案内所では、観光案内に関する事業、観光地や特産品、催事等の情報提供などに関する事業、観光旅行者等との交流に関する事業、観光振興及び特産品の普及等に関する事業などをを行うこととしております。

運営につきましては、NPO法人鹿児島いちき串木野観光物産センターに委託をしており、維持管理や総合観光案内所で行う各事業については情報を共有し、常に連携を図りながら取り組んでいるところであります。

**○17番（福田清宏君）** 食彩の里としては、先ほど市長御答弁いただきましたように、玄関口であったり、情報の発信元であつたり、あるいは本市の活性化の起爆剤とする場所であつたりとか、いろいろとその位置づけはあると思います。これは、広くあの敷地全部をば指している話でしょうから、今、救急にその結論が出る、あるいは結論を求めるということはちょっと違うんだろうというふうに思っています。

そういう食彩の里が持つ機能をどういう形で観光案内所が発揮できるのかなという思いです。さのさ館にしても、まぐろ家にしても、それぞれの事業主ですから、そこはちょっと食彩の里としての推進ではないだろうと。自分の事業を一生懸命することで、食彩の里の目的に向かって合わせ進んでいく仕事であろうというふうに私は理解をします。

そういうことからして、この観光案内所ですね、一生懸命、職員の方が努力していると思いますが、あそこにバスが来て40～50人のお客様が降りられて、行くところがないんですよ。駐車場にたむろしるんです。まぐろ家とさのさ館に行くまでの間ね。

観光案内所の玄関入り口入ったところは3畳ぐらいの広さがありますけれども、右側のカウンターにパンフが置いてあって、左側のパンフのスタンドに差し込んであってと、その程度なんですよ。他市の例からすると、とてもじゃないけど、比べものにならんです。

次の質問も、またそういうことで組み立てたんですけども。ですが、観光案内所のあそこは、もうどっちかっていいたら、来訪者が、市内の観光はどんなところがあるのとか、食べに行ところはどんなところがあるのとか、そういうのをば、地かえて祭りとかまぐろフェスティバルにブースとして出しますね。パネルをつくって、いろいろと観光案内所。それさえもないんです、あそこには。だから単なる、あのスペースの4分の3は事務所なんですよ。だけど、あれだけの職員がおって仕事をするにはあれだけの事務所がないといけないんでしょうから、それはそれとしても認めざるを得ないんですけども。

市長のこの前のさのさ館のオープンのときのお話の中に、真心を添えてという言葉がありましたね。よかったです。おもてなしの心です。私たち観光のガイドに携わる者からすると、おもてなしの心なんですね。それがどうしても感じられないんですよ。一緒に観光のことを語っている職員なんですよ。一生懸命語ってますから、気心知れている人たちなんです。だけど、ぱっと入ったその感覚が、これで何のパンフをもらって、どうすればいいのと戸惑ってしまうような気がするんです。おそらくそうだろう

と思います。だから、そういう意味では、そのスペースを広げていかないかんだろうという思いがしてます。

だから、職員は職員でまた、さっき言われた観光案内とか、これも一生懸命やってます。あるいは、観光地、特産品、催事の情報提供、インターネットで特産品の販売もやってますし、いろんなことをやっているんですけどね、来たお客様がどうするというところからすると、やっぱりおもてなしの心に少しおけるかなという気がして、今日はこういう質問をしてみました。

それからいきますとね、観光案内所の研修室、調理室ですね、私、最初からいろいろと委員会等でも意見を言ってきたんですが、やはり図面どおりにできてしまいました。だけど、現実にこの研修室、調理室が持つ機能と役割ということからすると、どんなことなんでしょうかね。あわせて、利用状況についてもお聞かせいただけませんか。

**○市長（田畠誠一君）** 調理室の役割についてあります。総合観光案内所の調理室は、調理はもちろんのこと、大人数での各種体験をはじめ、会議用として利用できる研修室として役割を担っております。これまでに観光案内所が主催する体験講座や料理教室などのほか、企業や団体の商品開発、観光セミナーなどの研修に利用をされております。

次に、研修室の利用状況についてありますが、平成28年度におきましては、さきに述べた体験講座や料理教室などで87件1,290人の方々の利用がありました。

**○17番（福田清宏君）** 今、おしらせ版なんかに講座が幾つか出ていますね。あれは玄関入って奥の机が2本ある、あの部屋で足りる人数なんですよ。7～8人の研修講座はですね。ところが、かつて観光ガイド会で、あそこで総会をやりました。ところがね、こういう面に丸椅子で座るんですよ。足が中に入っていかないんですよ、こっちのとこ。そん中で、研修室でございますって、ちょっと言いにくい。言えないと思います。2時間座っておったら大変ですよ。

だからね、やはり件数いろいろあったにしても、

あるいは、この調理の件数にしてもね、女性の家でやっていた調理がそのままこっちに移っただけじゃないんですか。今年の予算にしても、シェフの予算とかいろいろ出てるけれども、かつては、できるまでは、女性の家でやってきたことやないですか。その分、女性の家の調理室での料理講習はないですよ。全部消えましたよ。

私が思うに、3番目に質問しますが、やっぱり違うんじゃないかなと、あそこに調理台を置くのは。ていうのは、女性の家でいいですよ、調理台は。料理の教室は。私はそう思いますがね。

今から公共施設の重複している部分とか、そういう施設の見直しやらしていくんでしょう。どっちを消しますか。女性の家の調理室を消しますか。そういうわけにはいかんでしょう。私はね、今のうちなら、まだこの研修所内の調理台は公共施設のほしいところに移設は可能だろと思うんですね、全部でなくとも。そうして純粋の、ここに書いておきましたけれども、観光客がお見えになったときに、茶一杯どうぞというおもてなしの部屋であったり、いろんな研修をするに、会議用テーブル、折り畳み椅子でもって設えていくという、そういう会議室にしたりですね。

あるいは、インターネットでやってる特産品の発送の拠点であってみたり、ふるさと納税の返礼品の発送の拠点であってみたりと、そういう部屋に、あそこはつくり変えていくことが妥当じゃないのかなと。

最初からいろいろ申し上げておったんですが、結果こういうふうにできてしまいましたけどね。だけど、できてしまって繰り返します。女性の家の調理室がそのままこっちに移っただけですよ、内容は。そう私は理解してますがね。というのが、女性の家がないですもん、その分。

それからすると、やはり調理の機能はそこまでは要らないのじゃないかなと。それよりも会議室にして、茶一杯どうぞというおもてなしの部屋にして、あるいは、いろんな団体の会議室として使われることのほうがまだいいんじゃないかなと思います。

観光ガイド会も一回だけでした、あそこ使ったの

は。あとは商工会議所の2階にまた移りました、定例会は。とてもじゃないんですけど、2時間もこんなところでできんですよ、会議を。足を中に入れることもできない調理台ではですね。そういうふうに思うんですけどね。だから、今からでもね、別に見栄を切ったり何とかかんとかじやなくて、現実あそこの調理室、ちょっと違うんじゃないかなという思いになっていただいて、なっていただいて、そしておもてなしのこともできる研修室につくり変えてほしいなと思うことでありますけれども、いかがでしょうかね、お伺いをいたします。

○観光交流課長（末吉浩二君） 今、あります研修室につきましては、多目的に利用できるというようなことでつくってございます。今、お話をありましたとおり、会議室利用には調理台を使用してもらっていますので、学校方式とか、こういった机の並びができずに不便をおかけしているというふうに思っております。現在の施設を有効に活用していただきたいというお願いです。

それから、働く女性の家の事業を結果的に移したことにはなりますけれども、この案内所の研修室で実施することによって、隣接する物産館とかレストランへの誘客も図られて、相乗効果も出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

食の拠点エリアということで整備をしておりますので、今後も料理講座とか体験講座、各種の会議等に現施設をご利用いただけたらというふうに考えております。

○17番（福田清宏君） 私は新しくできた施設だからこそ、そういう思いになってほしいと言ってるんです。今、言われたことは全て現状のままで、女性の家の調理室が、その仕事を観光案内所の調理室に移しただけという話、そのまじやないですか。

だけど、そんな贅沢していいんですかね、我が市は。皆さん方、いつもおっしゃってるじゃないですか。今からは、特に輻輳する施設については、どうするかということを真剣に検討していかれるんでしょう。そういう中で、あそこに調理室がないからちゅうて、観光案内ができるんだったら、観光案内そのもののシステム、形を考えないかんとやなかですか

ね。そげん思いますよ。

やっぱりそういう部屋もつくって、お見えになつた人たち、あるいは市内の人たちが、あそこを中心に、観光やら文化、歴史等の発信基地になってほしいというのは一緒なんですよ。それは一緒。だけど、重複する施設をあえて両方持つと必要があるのと。そんな贅沢ができるまちなんですか。そうじやないでしょう。何も不自由なかつたじゃないですか。婦人の家の調理室で、調理教室があつて、シェフがお見えになつて、呼びかけて集まつて、何か支障がありましたか。なかつたでしょう。そういうことを思うとね、やはりちょっと違つかな。

研修室にちゅうのはね、さつき言ったように、調理室の前面が、これなんですよ、真っすぐ。足も入れられないの。だから椅子を丸椅子から折る椅子にかえたつて一緒なんですよ。その点は何も変わらない。それで高さもね、普通の机より高いわけだから。そんなところで研修を1時間、2時間やんなさいと。自分で行ってしてごらんなさい。どんな思いがするか。違いますよ、それは。

だから、そういうことを思うと、やはりちょっと違つかなと。さつき言いましたように、今ならまだ調理台も新しいですから、新しくできる施設とか、古くなつたところの調理台とか、いろんな形で交換、設置できる場所もたくさんあるように見受けられると思ってます。そういうことも含めれば、やはりちょっとねという思いで今日は質問をしました。

だけど、議会が市長が提案されたのを議決をしてでき上がつた施設です。ですが、観光案内所はつくりなきやいけませんでした。だけど、ずっと私はこのことについては疑問を呈してきました。担当課の納得するような説明もないままにでき上がっていつたという経緯でありますけれども、今からでもいいから、もう一回見直しましょうや。

そういうことをば申し上げまして、今日の質問の全てを終わります。

**○議長（中里純人君）** ここでしばらく休憩いたします。

再開は午後3時15分とします。

休憩 午後2時58分

---

再開 午後3時15分

**○議長（中里純人君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松崎幹夫議員の発言を許します。

[1番松崎幹夫君登壇]

**○1番（松崎幹夫君）** 皆様、お疲れさまです。

通告に従いまして、4件の項目について質問をいたします。

まず初めに、小中一貫教育についてあります。

少子化により小規模校の児童が少なくなつていく中で、近隣の市町村でも統廃合が進められております。

今現在、小中一貫教育推進事業で進められている市内の取り組み、研究校としての羽島中学校区、生冠中学校で進められている小中一貫教育の進捗状況について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畠誠一君登壇]

**○市長（田畠誠一君）** 松崎幹夫議員の御質問にお答えをいたします。

小中一貫教育のこれまでの取り組みについてあります。

本市では、平成27年度から平成29年度まで、文部科学省の小中一貫教育推進事業の指定を受け、羽島中学校区と生冠中学校区をモデル校区に指定し、市内全中学校区で研究と実践に努めております。

具体的には、中学校区ごとに小中一貫教育推進協議会を年3回開催し、小中学校の教職員が合同で研修する場を設けております。

また、中学校の教員が小学校へ出向き、小学校の外国語活動などの授業を行う乗り入れ授業に取り組んだり、小学生が進学先の中学校で授業を受けたりするなど、小中一貫教育の取り組みの充実を図っております。

こうした取り組みの成果及び今後の方向性につきましては、教育長に答弁をいたさせます。

**○教育長（有村 孝君）** 小中一貫教育の取り組みの成果及び今後の方向性についてお答えをいたします。

ただいま市長が申し上げましたように、二つの中

学校区をモデル校として、全中学校区で小中一貫教育の研究と実践に努めてきております。

特に、昨年10月には生福小学校で、本年1月には羽島小学校で、公開研究会を開き、研究の一端を議員の皆様をはじめ、市内外の教職員、保護者、地域の皆様にもごらんをいただいたところでございます。

これまでの取り組みの成果につきましては、例えば、乗り入れ授業を経験した小学生の多くが、「中学校の先生との授業が楽しい」「中学校での英語の授業が楽しみ」などの好意的な感想を述べており、中学校の先生と顔見知りになったり、交流が深まつたりして、中1ギャップの解消につながっていくものと考えております。

課題といたしましては、小中学校の教職員の打ち合わせの時間の確保や、乗り入れ授業の教科数を、今は英語、数学、社会、理科等でございますが、この数を増やしていくという課題がございます。

今後の方向性といたしましては、研究・実践の成果と課題を踏まえながら、羽島中学校区は小中一貫教育の効果を最大限に活かすために施設一体型、生冠中学校区をはじめとするほかの学校区は連携型での小中一貫教育を推進することを検討をしているところでございます。

**○1番（松崎幹夫君）** 今、説明を受けたわけでございますが、研究を進める中で、やっぱりいい成果が出ることが一貫教育の進めになってくるというふうに思います。

しかし、平成27年度より研究をしているという中で、研究公開を、昨年、生福、今年、羽島でということでありました。やっぱり研究公開をたくさんしたり、そしてまた、小中の連携をいろいろと図ることが肝心な部分であるというふうに思います。1回、2回の連携だけでは全然進んでこないというふうに思います。ですから、今はまだ小学校は小学校、中学校は中学校というような先生たちの流れがありますので、それでは本当に連携がとれていないというふうに感じます。

ですから逆に言えば、教育委員会の先生方が、小中の飲ん方にまで参加して、本音で語っている姿を確認して、そういう姿をやっぱり確認した上で進め

ていくというのが一番じゃないかなというふうに思います。

ですから、成果としては進んでいるということではあります、今年度までありますので、どんどんいろんな形の取り組みをしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、その部分で行けば、今、羽島中学校区は一体型というふうに言われました。そういう部分では、一体型でしたときのメリット、デメリットについて伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 一体型のメリット、デメリットにつきまして、先行して実践しております全国の学校の報告をもとにお答えしたいと思います。

まず、メリットであります、施設一体型であるという利便性から、小中学校の教職員の交流が日常的にできる、それから、乗り入れ授業を実施しやすい、合同の行事が行いやすい、そして、PTAの行事が小中合同となることで負担の軽減になることなどが挙げられております。

文部科学省の調査では、これらのメリットを活かすことで、児童生徒の授業理解度、あるいは学習意欲、諸学力テストの結果等、多くの面で施設一体型のほうが施設分離型よりも高くなっています。また、いわゆる中1ギャップの緩和や、不登校の解消においても、一体型のほうが高い成果を上げていることが報告されております。

デメリットにつきましては、小学校45分、中学校50分の授業時間差の調整が難しいとか、あるいは、小学校6年生のリーダーシップの意識が薄れがちであるなどが挙げられております。

**○1番（松崎幹夫君）** 先ほど言いましたように、一体型で羽島中学校区は進めるという流れでいけば、そのメリットがたくさんあることが本当に進んでいく形だというふうに思うんですが、羽島中学校区のメリットじゃなくして、全体的なメリットという形になっているようですが、やっぱり羽島中学校区といえば、確実に、今、小中の運動会を合同でしているとか、PTA行事でありますけれども、廃品回収にしても、年4回しているとか、そしてまた、夏休みの

補導にしても、7月、8月、9月の3カ月間に、週2回、4人組でずっと9月までやっているとか、歓迎会であったり、送別会であったり、そういう部分では常に合同でやっている。そしてまた、地区行事としましても、黎明祭ということをやっているということであり、また、中学校の先生が、今現在、小学校にも来て、そういう一貫教育の部分での進めということをしていらっしゃるというふうに思うんですよ。

でも、私たち、たまに学校に行ったり、先生方と話したりする中で思うのは、やっぱり先生方も、この一貫教育については、そんなに温度差があって、ものすごく熱くなっているというのは感じられない。

ですから、正直、私たちもですけど、こういう研究公開とかする中で、先生方自身もそういう熱い思いがないと感じれば、教育委員会の方針として、本当にこの一貫教育を一体型で進める気持ちが伝わってこないものですから。さっきも言いました小学校は小学校、中学校は中学校という部分しか感じない。ですから、先生たちが本当にお互いが協力し合ってやっていっどという姿が出てこないと大変かなという部分であります。

そういう部分では、今現在は、校長、教頭の指導、役割というのが一番重要になってくるのかなというふうに思います。

ですから、もうちょっと、今日でしたか、事務局で資料を見まして、7月5日に研究公開を羽島中学校でするという案内を見ました。ですから、今年までは研究をするということでありますので、いろんな形で公開研究をして、そこに地域も、先生方も、ものすごくその気になっていく姿になってこないと、教育委員会の先生方だけが、小中一貫で、一体型で進めますよという話にとまつたら、先に進んでこないんじゃないかなというふうに思います。

一体型の部分でもう一つ聞きたいのは、一体型によって教職員の削減をされるというふうに思います。一体型ですので、校長が一人、教頭が一人、事務が一人、用務員が一人、司書補が一人というふうな流れになってくるというふうに思います。

羽島の場合は、校長、教頭、子どもたちが少ない

ですので、できたら子どもさんを持っていらっしゃる方にということで要望をしております。そういう部分では、その家族も、子どももいなくなるのかなという部分でありますので、一体型を進めたときに、本当に先生方の削減という部分ではどのような形になるのかお教えいただきたいと思います。

○学校教育課長（松山隆志君） 一体型となりました場合、教職員が減るのではないかとの御質問にお答えいたします。

一体型の場合、県費負担教職員につきましては、校長が一人となりますが、教頭や事務職員、それから養護教諭は小中学校にそれぞれ一人ずつ配置されます。

ただ、学校主事、司書補につきましては、小中学校合わせて一人の配置となると考えられます。

○1番（松崎幹夫君） 一体型になっても、校長は一人ですけど、先生たちは残るというような話でありますので、そういう部分では大変うれしいかなというふうに思います。

羽島も、今言いますように、各学年、子どもたちがかなり少なくなっています、学年によっては十何人いるところもあれば、五、六人しかいない。そういう部分では、複式が確実にされる可能性があります。

でも、一体型になったときに、複式がそういう部分では解消されるのかという部分も考えれば、17名でしたか、16名以下だったら複式になるというのがあります。一体型だったら、小中、今言われますように先生方がたくさんいるというふうになれば、複式の部分は解消されますよという話になるのかどうかお伺いをいたします。

○学校教育課長（松山隆志君） 今仰せの一体型になった場合、複式が解消されるかということにつきましては、これは一体型になりましても、児童数が変わらなければ、もし、例えば2学年合わせて16人以下でございますと、複式学級になります。

○1番（松崎幹夫君） そういうことは、複式はそのまま続くということで、できたらその部分は、そこも変わってほしいなという思いがあつていたんですが、変わらないということですね。

正直言って、さっきから言いますように、せっかく研究公開をしている中で、羽島中校区、生冠中校区で主にやっている成果と言えば、もう少しまだいろいろな形で研究をしていただきたい。その盛り上がりによって、一貫教育のほうに進めるという形をとっていただきたいなというのが思いであります。

その部分から行けば、2番の部分が、羽島も本当にこれだけ子どもたちが少なくなれば、小中一貫教育も仕方がないというふうに思います。しかし、小中一貫をしたから子どもたちが増えるという部分ではないんですよね。ですから、やっぱりそうなれば、また近い将来、統廃合なのか、そういう部分の何かをしないといけないというふうになってくるというふうに思います。ですから、そうなるなら、まだそれまで待っていただきたほうがいいのかなというふうな思いもするんですね。

ですから、今、私が言いたいのは、一貫教育が進められた後、学校跡地利用については何か計画があるのかと。私たちにとっては、学校がなくなるということは大変寂しい思いがしますので、まだそんなに必要ないと、そのままでいいという思いがあるなら、そういう思いをこのまま残していただきたい。しかし、こうしていくなら、何か形をつくって先に進む、そういう部分もありますので、小中一貫が進められた場合のときに、跡地利用というのを何か考えているかお尋ねをいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 一体型の施設整備を行った場合の学校跡地利用についてでありますけれども、先ほども少しお答えいたしましたが、小中一貫教育を進める中で、連携型と施設一体型がございますけれども、羽島中学校におきましては、施設一体型がより教育効果が得られるのではないかということで、現在、研究とともに検討をしております。

今後、皆様の御意見などを伺ながら、施設一体型をとり入れていくのか判断することとしておりますけれども、現時点では具体的な跡地利用の計画とか活用策はございません。ただ、学校跡地利用については、地域の活性化とか、そういうものに役立つこと、あるいは結びつくことが大変大事なことであると認識しております、これも地域の皆様の強い

要望だろうなと思って、また、心配していらっしゃることだろうと思っております。

したがいまして、施設一体型として整備することとなった場合におきましては、教育委員会だけでなく、市政全体としての跡地利用の検討委員会等を立ち上げながら、地域の皆様の御意見、要望等を伺いながら進めていくことになるだろうなと考えているところでございます。

**○1番（松崎幹夫君）** そうなんです。ですから、本当に一体型で進めていくのかどうなのかということが一番の問題になってくるというふうに思います。ですから、本当に進められたときに跡地利用をどうしないといけないか、今言われましたように、市も考えないといけない、教育委員会も考えないといけない。そういう部分では、地域もいけんすればよかつじやろかいと、逆に私たちのほうが、PTAもですけど、私たちのほうもいけんすろかいと。活性化のためには、元気を出すためには何かせないかんという話にはなりますが、どうなのかなという部分なんですね。

でも、研究は今年度まで。ほんなら、もうちっと話があってもよかつじやなかつかなという部分でいけば、この一体型をどういうふうに進めるのかなという部分がものすごくあります。

余りここを言っても、私も決められない一人でありますので、みんながいい形で決めるという部分でいけば、次の小中一貫教育について意見交換会を開催していただきたいというのが一番であります。

一番今悩んでいるのは保護者であるというふうに思います。いけんなったろかいとよく言われます。でも、私たちもそこまでは言えませんので、話があるでしょうという形しか言いません。そうしたら、逆にPTAのほうが動きました。今回、一貫教育をしている出水市の鶴翔学園のほうに研修視察に6月29日に行くということでございます。

ですから、PTAのほうも悩みに悩んでいる。そういう部分では、教育委員会の進めをどうしたらいののか、市と教育委員会と地域と保護者と、そういう部分ではどういうふうにしたほうが一番いいのかという部分で意見交換会を設けていただきたいとい

う思いであります、そういう部分についてはいかがでしょうか。

**○教育長（有村 孝君）** 教育委員会といたしましても、去る3月13日に羽島交流センターで地区住民の皆様を対象に、羽島中学校区の小中一貫教育についてと題しまして説明会を開催いたしました。急なことでございましたけれども、まちづくり協議会の役員の皆様をはじめ、保護者の皆さんや、学校関係、あるいは地域の方々など59名の皆さんにお集まりいただきたいところであります。

この説明会では、まずは施設一体型というものについて理解してもらうことを主眼として行いました。小中一貫教育の取り組み状況や、施設一体型のメリット、デメリット、そしてまた、羽島小中学校の施設整備の現状や今後の施設整備計画などを説明させていただいたところでございます。

説明会におきましても幾つかの質問をお受けいたしましたけれども、今、議員からもありましたとおり、このようなことは、基本的には地域の皆様、PTAをはじめ、理解がないと進められない、これはそのとおりでございます。大変大事なことです。改めて、PTAをはじめ、地域の意見等をお伺いする場を設けながら検討していくこととしております。

教育委員会におきましても、現在、協議を行っております。昨日の定例教育委員会でも審議をいたしました。

なお、先日、6月9日でしたか、黎明羽島協議会の役員会にもお伺いさせていただきまして、短時間でございましたけれども、意見交換をさせていただきました。

これからも、県内の小中一貫校の視察などをしていただくとともに、先ほど御紹介がありましたけれども、今月29日には羽島小中学校の家庭教育学級が、今年4月に開校しました鶴翔学園へ、ここは義務教育学校でございます、60名程度です、小学校、中学校合わせてですね。鶴の羽数調査をしている学校でございます。

今後も、PTAなど地域の皆さんのお伺いしながら、今後の方向性を判断してまいりたいと考えているところでございます。

**○1番（松崎幹夫君）** そのとおりでありますので、どうかお願いをしたいと。

今、思いは、地域も保護者も本当に心配しております。同じ羽島出身でありますので、市長も心配していらっしゃると思います。そういう部分では、本当に一貫教育を進めるのか、そのまでいいのかという部分がありますので、どうか意見交換会を、市も、教育委員会も、まちづくり協議会も、保護者もという形で、いろんな意見をいただいて進めていただきたいというふうに思いますが、その辺をお伺いいたします。

**○市長（田畠誠一君）** 市といたしましては、平成27年から29年まで、文部科学省の小中一貫教育推進事業の指定を受けて、羽島中学校、生冠中学校をモデル地区を指定をして、この研究の実践に努めております。

近いところでは、3月13日、羽島交流センターにおきまして、地区住民の皆様を対象に、羽島中学校区の小中一貫教育についてという説明会を開催いたしました。まちづくり協議会の役員さんをはじめ、保護者の皆さん、学校関係、地域の方々等59名の皆さんにお集まりいただいたところであります。

いずれにいたしましても、主役は子どもたちであります。子どもたちのためにどのような形をとれば一番いいのか、そして、それが地域の発展に、地域のきずなにどうつながるのか、大事な岐路に立つわけでありますから、その判断には、何といいましても地域の皆さん、保護者の皆さん、先生方、そして子どもを中心にして、教育委員会も一緒になって、説明会、協議会等を十分繰り返す必要があると思っております。

そういったことで、子どもたちの未来の幸せにつながるように、そしてまた、地域の発展に資する方向性を見出したいものだというふうに考えております。

**○1番（松崎幹夫君）** どうかいい方向に進むように御検討をいただきたいというふうに思います。

もう一つ、羽島も、今、小学校が49名、中学校が25名ということで本当に大変少ないです。そういう部分では、羽島小学校も特認校制度というのが可能

なのかどうかという部分をもう一回伺いたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 本市における特認校制度は、御承知のとおり、小規模校の児童生徒数の減少を背景にいたしまして、恵まれた自然の中で小規模校の特性を活かしまして、個に応じた体力づくりや学ぶ楽しさを体験させ、思いやりに満ちた子どもを培いたいと希望する保護者、児童に、一定の条件のもとに通学区域を超えて入学・転学を認める制度でございます。

現在、特認校制度を活用している学校は、旭小学校、荒川小学校、冠岳小学校、川上小学校の四つの小学校でございます。小規模校でございます。

羽島小学校は、本年度は複式学級が解消されたものの、今、議員が仰せのとおり、今後は複式学級となることが予想されます。しかし、児童数としては50名程度で推移するものと思われますので、特認校制の実施については現在のところ考えておりません。

一つは、全市的に、全県的に、全国的にといいましょうか、少子化のために、やはり特認校に送り出している学校の児童数の減少というのも考慮する必要がございます。ですから、規定の中に、先ほど申しました一定の条件のもとというのがあるわけですね。つまり、送り出す学校が、2学級できるのに、出て行ったものだから、特認校に行ったから1学級になると、こういうときにはちょっと委員会のほうで協議をしまして善処している、対応策を練っていくということでございます。そういう一定の条件のもとというのは、そういうのを含めて、やはり送り出す学校の事情というのも考慮しながら、現在のところ、4校はそういうことで許可、認可しているところでございます。

羽島の場合は、先ほど申しました、まだ50人以上、50人程度で推移しますので、今のところは考えておりません。

○1番（松崎幹夫君） 私たちも、少しでも羽島に住んでもらいたいという思いから、いろんな形で若者たちに帰ってきてほしいという思いを伝えて、今、子どもたちが49名ということあります。わかりました。強くは申しません。

2番に移ります。黎明トンネルの進捗状況についてということで、現在、目に見える形で工事が進んでいますが、現在施工中の羽島から荒川までの1,000メートル区間の進捗と、これから予定について伺います。

○市長（田畠誠一君） 主要地方道川内串木野線の羽島地区から荒川地区までの約1,000メートルの区間につきましては、平成28年度に工事を着工いたしました。現在、荒川側では、明かり区間となる荒川太郎橋からトンネル坑口までの約70メートルの区間の掘削が行われ、羽島側では、トンネル工事のための仮設備の設置が行われているところであります。

仮称でありますが、黎明トンネルの本体工事は、本年7月に掘削を開始し、来年秋に完了する予定であります。トンネル本体の工事完了後に、舗装や照明等の整備を進め、早期供用に取り組むことになっております。

○1番（松崎幹夫君） 今お聞きのとおり、早期完成を願うばかりであります。

その中に、土砂の持ち出しはどこへという部分があります。新港にと、仮置きするという話でありましたが、どこに進められたのかお伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 現在は、漁港外港に仮置きする計画でありますが、工事費の軽減と工期の短縮を図るために、施工箇所に近い場所に仮置きできる場所を今検討しているところでございます。

○1番（松崎幹夫君） まだ検討ということでございます。聞いた話、羽島内にということで場所の候補を見つけているという話を聞きました。ですから、そういうふうに仮置きが始まれば、大型トラックが走りますので、そういう部分では、子どもたちの登下校という部分では一番危ない部分になりますので、事故がないよう、安全面に注意をしていただきたいというふうに思います。

次に、現在の県道は、台風時の高波、大雨による土砂崩れなど、被害を繰り返してきました。また、県道が通行止めになった際に使われる迂回路の農道も、幅員が狭く、機能を果たせない状況がありました。

今回でき上がりますトンネル、原発事故等の避難

道路としても重要な道路ですが、道路としてのデメリットというのがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 黎明トンネルが開通しますと、台風時の高波の影響や、土砂崩れによる通行止め等がなくなり、避難道路としても十分な機能を果たすもので、デメリットはないものと考えております。

○1番（松崎幹夫君） ないということで、本当にうれしいことであります。これは、常に台風であったり、大雨であったりというときには、ずっと心配をしてきたところでありますので、そういう部分では、景色が見えないだけで、デメリットはないということで、本当にうれしい限りであります。

もう一つ、トンネルの部分は高波などの心配はありませんけれども、羽島白浜温泉前からトンネル坑口までの計画高というのはどのようにになっているかお伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 県道の羽島白浜温泉前のバス停付近の道路高より羽島側のトンネル坑口付近の高さが5メートル高くなる予定となっております。

○1番（松崎幹夫君） では、トンネル坑口が5メートル高くなるということでいいんですよね。そして、羽島白浜温泉側の前に取りつけるということでいいんですね。

羽島白浜温泉前が一番低いところになるんですね。ですから、台風の高波によって越波をしてくるときには、必ずそこには、潮であったり、砂であったり揚がってきます。常に揚がってきますので、できたらトンネル坑口から白浜の直線のあの高さに道路をつなげていただきたいという思いがあつたんですが、でも、道路の海岸側は畠であります。ですから、そういう部分でいけば、護岸側を波返しをつけていただくというような形をとっていただかないと、まだ常にそこは潮が揚がると。

特に、今、トンネルから出てきて白浜温泉に上がっていく方も多いわけですから、ゆくさ白浜もあります。ですから、そういう部分では、あそこが一番低いところでありますので、そういう台風のときの

高潮、高波の部分で考えたら、あそこを上げていただきたいという思いがありますので、護岸の高さを、波返しをつけるかどうかという形で補助していただきたいというふうに思います、その辺はいかがでしょう。

○土木課長（内田修一君） 白浜温泉付近につきましては、平成16年に、台風に伴う越波等の災害が発生したことも、私も記憶に残っております。

そのようなことで、台風の越波につきましては、そういう状況も県の管理者のほうに伝えながら、対応を検討してまいりたいと思います。

○1番（松崎幹夫君） 県のほうに言って検討するということですが、できるだけ場所まで見ていただいて、本当に検討をしていただきたいというふうに思います。

次の2番に移りますが、現在の道路の荒川から白浜について、トンネル完成後の利活用についてということでありますけれども、この前、知事が来られたときにも、このことをお願いをいたしました。皆さん方も頭の中で想像してください。今、荒川橋を渡って左側に行ったときに、あの大きなカーブを曲がった後に羽島崎が見える、沖ノ島からの羽島崎、そして東シナ海を臨む夕日、そして白浜海岸。あの景観を利活用をしていただきたい。

そしてまた、荒川側のほうも、サーフィンの若者が多く集まる場所であります。そういう部分では、景観がいいあそこを利活用いただきたい。そういうふうに思いますが、利活用についてはいかがですか、お伺いをいたします。

○市長（田畠誠一君） 現道につきましては、黎明トンネルの開通に合わせて、当市が引き継ぐことになります。詳細につきましては、今後、鹿児島県と協議を行うことになっております。

いずれにいたしましても、今、松崎議員のほうが縷々お述べになられましたとおり、荒川から白浜までの海岸線は、夕日が沈む東シナ海に沖ノ島を望むことができ、風光明媚な観光ルートであります。また、絶好のドライブコースであります。

また、これもお述べになりましたとおり、荒川浜では、マリンスポーツ、とりわけサーフィンは、サ

サーフィンの若者たちに聞きますと、とてもすばらしいんだそうです、波の折れ方ですね。最高に魅力的な海岸だということを聞きましたとおり、サーフィンが盛んに行われております。そしてまた、このサーフィンのグループの皆さん方も、荒川地区のまちづくり協議会の皆さんとも密接なつき合いをしておられます。例えば運動会に参加するとか、そういったことで、すっかりお互いがなじんでおいでであります。

だから、このようなことで、すばらしいところでありますから、今後、旧道を利用して、周辺の観光資源として、あるいはまた、スポーツの憩いの場として活かされるように、荒川地区まちづくり協議会、羽島地区まちづくり協議会等々と今後協議をしてまいりたいと考えています。

**○1番（松崎幹夫君）** 私の思いもそのとおりです。どうか前に進むように御検討をいただきたいというふうに思います。トンネルができて、荒川から羽島に向けてトンネルを抜けたら、今度はそこが絶景のポイントにできたらなという思いもありますので、御検討をいただきたいというふうに思います。

3番に移ります。地域振興住宅の建設についてであります。これまでの事業の効果と、今後の建設計画について伺います。

**○市長（田畠誠一君）** 地域振興住宅の建設についてであります。

平成27年度に2棟2戸を市内の大工業者の方により建設していただきました。

羽島地域振興住宅の入居状況は、申し込み5件に対して、2世帯の若い子育て世帯が入居しており、子どもの数は0歳から6歳の子どもが5名で、うち1名は小学生であります。この若い世帯が、行事への参加など積極的で、地域への貢献度も高いとれいめい羽島協議会会长からも伺っております。

このようなことから、地域振興住宅の目的である子どものいる世帯、あるいは地域の活性化、また、地域の小中学校の生徒数の減少という観点から、事業効果はあらわれていると考えております。

このようなことを踏まえ、本年度は、荒川地区からの要望を受け、荒川小学校隣接地に2戸を建設す

るよう事業を進めしております。

**○1番（松崎幹夫君）** 羽島に2棟が完成しまして、2家族5人の子どもが今いらっしゃいます。地域も大変喜んでいます。1人だけ増えるというんじゃなくて、5人も一緒に増えたんです。ですから、やっぱりこのことは、この建設を進めていただきたいという思いであります。

今年は荒川に2戸建設されます。少子化で子どもたちがどんどん減っていく中、小規模校である学校にとっては、1人でも2人でも帰ってきてほしいという思いであります。

そういうことから、前回も質問のときに言いましたが、旭地区、冠岳地区、川上地区というところにも住宅建設はできないか、そしてまた、その地区まちづくり協議会から要望書等は出でていないかお伺いいたします。

**○都市計画課長（火野坂 齊君）** 羽島・荒川地区以外の小規模校地区からの要望についてであります。

現在のところ、他の地区のまちづくり協議会からの要望は受けていないところであります。要望等がありましたら、確実な入居や地区内の市営住宅の空き状況を考慮しながら、地域振興住宅の建設を検討してまいります。

**○1番（松崎幹夫君）** 旭地区、冠岳地区、川上地区的まちづくり協議会の会長さんにお話しをすることができました。それぞれの会長さんが、つくっていただきたいと。そして、市の土地も一つずつあるという話をされました。ですから、思いは持っておられます。そして、要望書の件も言いました。そしたら、近日中に役員会があるので、その中でお話をしますということでありましたので、やっぱりこの地域振興住宅を進めていただきたい。

私は喜んでいるんです。羽島にできて、こげんも、5件の方が来て、2軒入って、5人が増えたと。大変私は喜んでおりますので、これがそのほかの地区、荒川も一緒です。今度2棟できる。そこにはまた、期待する子どもたちが来るんですから。ですから、旭地区であり、冠岳地区であり、川上地区も、そういう思いであられましたので、どうか建設をしていただきたいというふうに思います。

もう一つお願ひであります。昨年、羽島は、今言いました2棟に対して5件申し込みがありました。抽せんでありました。ですから、3名の方は残念ながら外れて羽島に帰ってこられない。

しかし、若い人たちに空き家を勧めても、そんな簡単に、空き家に、古い家に帰ってきません。なら、帰ってくつでと言われますが、それなら水回りを改修しないといけない。それは今度は、家主さんのほうがそういうお金を出せないということで、話は進みません。

しかし、若者は今帰りたいんです。今じゃないと、今度はその人たちが家をつくるとなったときには、羽島には来ないんですよ、残念ながら。だから、今帰りたいというときに、地域振興住宅をつくっていただいて、そしてそこに入ってもらえば、またその何年かは、その子どもたちがそこに住んでくれるんです。

ですから、私としては、そういう思いがあるので、羽島にもまだ、3人どころじゃないですよね。帰ってきたいというのはいるんです。ですから、私にとっては今なんです。今、羽島のほうにも建設を、地域振興住宅を継続して進めることはないか、お伺いをいたします。

○都市計画課長（火野坂 齊君） 来年度は、市営浜西住宅の建替を羽島中学校の北側に計画しているところであります。

この建替において、既存の浜西住宅からの戻り入居のほかに、一般募集の住宅も確保したいと考えております。この応募状況を勘案した上で、今後の住宅建設の必要性を検討してまいりたいと考えております。

○1番（松崎幹夫君） ですよね。羽島は浜西住宅が今度建ちます。ところが、市営住宅じゃ入れない可能性があるんですよ。二人とも働いていたら、給料によっては入れない可能性もあります。ですが、今、検討するということでありましたので、そういうことも考えて進めていただきたいというふうに思います。

ちなみに、れいめい羽島協議会は要望書を出しているということは聞いております。ですから、私の

思いも、今回、一般質問をする中で、その次は羽島にというのをお願いをしたいと。ですから、旭、冠岳、川上に何とか早くつくっていただきて、もう一回羽島にというのをお願いしたいというふうに思います。私は真剣です。今じゃないといけないんです。そういう思いで質問をしています。どうか前向きに御検討をいただきたいというふうに思います。

羽島地区は、市が小学校を廃校にしています。地域から学校がなくなることで、地域が元気がなくなる、そういうことを本当に実感をしております。地域活性化の原点は、地域に人がいる、子どもたちがいるということが一番大事であります。

これだけ人口減少や少子高齢化が進み、全国的な大きな社会問題になっております。本市にとって何を進めるのが一番なのか。企業誘致なのか、定住促進なのか。他市町村に負けない施策を展開すべきというふうに考えます。

先般行われました議員と語る会の中でも、大いに出ましたのが、ふるさと納税の活用法でした。今回も、同僚議員の方々がふるさと納税については大いに意見を言われますが、本当に使えるお金であるというふうに思います。ですからやっぱり、議員も職員も一緒になって、ふるさと納税にいっぺん気張って、大きな施策を組むことが大事じゃないかなというふうに思います。大いに検討をしていただきたいというふうに思います。地域振興住宅をよろしくお願ひをいたします。

次に進みます。4番目のスポーツ少年団の育成についてであります。

現在のスポーツ少年団の活動状況について伺います。

○教育長（有村 孝君） スポーツ少年団の活動状況等についてでございます。

本市のスポーツ少年団は、協議種目といたしましては、ソフトボール、剣道、バレー、バドミントンなど11種目がございます。活動場所といたしましては、市内の小中学校の体育館、運動場をはじめ、B&G海洋センター、武道館、また、多目的グラウンド、公園などで活動しております。

10年前の平成19年度の登録状況でございますが、

少年団数が31団、団員数670人でしたけれども、10年後の平成28年度の登録状況は、少年団数26団、団員数450人となっており、この10年で少年団数で5団の減、団員数は220人の減となっております。ちなみに、この団員数におきましては、10年間で33%減った、3分の1減という統計でございます。

○1番（松崎幹夫君） 団員の数はかなり減少しているということです。

実は私、剣道連盟の総会に行くのに、剣道人口がどのくらいなのかなということで、この資料を集めました。そうしたら、剣道だけでなくして、多くの少年団が減少しているという話を聞きました。話を聞いてみると、試合にも出られないとか、そしてまた、混成でようやく出ているというような少年団ばかりがありました。

しかし、少年団は、試合だけではないが、試合に出て勝つ喜び、負ける悔しさというのが、青少年健全育成ではなくてはならない体験であるというふうに思います。そういう部分では、何とかこの少年団の増やす努力をということで、何か考えがあったら、お聞きいたします。

○教育長（有村 孝君） 本市のスポーツ少年団本部では、団員を増やす方法といたしましては、毎年、年度当初でございますけれども、各小学校を通じまして、各スポーツ少年団紹介のチラシを配布しております。これも今年は配布済みでございます。

また、市民体育大会等におきまして、スポーツ少年団紹介を実施しておりますので、広く市民にその活動状況等を広報・啓発するなど、団員増に努めているところでございます。

さらに、各スポーツ少年団におきましても、さのさ祭りに参加したり、全国大会出場などの横断幕を掲示するなど、さまざまな方法や機会を捉えまして、団員増に努めております。

○1番（松崎幹夫君） チラシも見ますし、市民体育大会の姿もよく見ます。少ない団員でも、子どもたちが頑張っていればいいのかなという部分もありますが、いろんな呼びかけをしていただくことも大事であるというふうに思います。

ところが、今は、放課後こども教室であったり学

童クラブへの参加が増えていると。実は、昨日、その確認をしました。そうしたら、放課後こども教室が6校で121名、学童クラブが4団体で256名ということで、377名その団体に入っている。スポーツ少年団というのは、健全育成という立場からいけば、この二つの団体も健全育成の部分で一生懸命していると。そういう部分でいけば、220人少なくなったんじゃなくて、逆に10年前より150人増えたというふうに捉えれば、いちき串木野市では、子どもたちはスポーツ少年団に対しては一生懸命に入っているなというふうに思います。

でも、私たちが思うのは、スポーツ少年団が、さつきも言いました、県で優勝して全国大会に行くとか、今度もソフトボールで優勝したみたいですが、そういう部分がないと、やっぱり元気が出ませんよね。本市でも優勝した、やった、そういう元気が出るためには、スポーツ少年団の団員増を何とかしていけたらなというふうに思います。

でも、今言いました、放課後こども教室であったり学童クラブのほうがものすごく増えているという部分では、子どもたちがしっかりと参加しているという部分ではいいのかなというふうに思っております。

ですから、逆に一番心配なのは、その次でありますて、指導員の数が不足しているという状況になつていないか、現在の状況をお伺いをいたします。

○教育長（有村 孝君） スポーツ少年団員の大事なところは、団員もそうですけれども、それを指導・育成するという指導者の存在が大変大事でございます。

スポーツ少年団は、指導者認定員講習会を受講した指導者が各団に2名以上いるということが条件でございます。平成28年度現在では、認定指導者が市内には81名おられます。各団とも条件をクリアされておりますので、今、スポーツ少年団が活動できているということにつながっているわけですが、今後も、指導体制がより充実するように、スポーツ少年団指導者協議会とも連携を図りながら、今後も積極的に指導者養成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（松崎幹夫君） 今言われたとおり、少年団

を運営する上では、団員をしっかりと教育し、導いてくれる指導者の役割がとても重要であるというふうに思います。今言われました指導者認定員講習会受講者が2名以上と。以前から、本当にそのとおりであります。ですから、スポーツ少年団指導者協議会と連携をとっていただいて、他業種の団体との交流なども計画していただいたらというふうに思います。

私も小学校6年のときに少年団のリーダー研修というのを受けたのを覚えています。土川小学校でありました。野外で1泊で、あの土川の海岸で飯ごうで飯を炊いて、カレーをつくって食べたというのを今でも覚えています。ですから、やっぱりそういうのを。あれは多分、市が計画した部分だと思います。その当時の市の職員がいらっしゃいましたので、覚えておりますので、市が計画した部分だというふうに思いますが、そういうリーダー研修であったり、指導者研修であったりというのを入れていただきたいというのが想いです。

それから、3番目のスポーツ少年団が円滑な運営を行うための今後の取り組みについて伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 市教育委員会と少年団との連携・サポート体制といいましょうか、このことについてお答えしたいと思います。

市の教育委員会といたしましては、市スポーツ少年団本部の事務局となっております。少年団登録事務や各種研修会、講習会、競技別交歓大会など、スポーツ少年団に関する窓口となっています。

また、スポーツ少年団本部及び指導者協議会の総会や役員会にも出席をいたしまして、教育委員会という立場からも意見を申し上げるなど、連携を図っているところでございます。

団員増に向けてのよりよい、より一層の取り組みについては、スポーツ少年団本部や指導者協議会とも協議検討をするとともに、他市町村の状況なども調査研究してまいりたいと考えておるところでございます。

**○1番（松崎幹夫君）** やっぱり教育委員会の先生方が一番ノウハウを理解していらっしゃると思いますので、いろんな取り組みに声かけをして、お願ひをしたいというふうに思います。

私が覚えているのは、昨年でしたか、野球の日本ハムファイターズの飯山選手が本市に来て、スポーツ少年団の皆さん方にスポーツ教室をしたという覚えがあります。

ですから、そういう部分では、アスリートを呼んで、少年団向けのスポーツ教室とか、逆に、指導者向けのスポーツ教室とかというのを計画していく中に、子どもたちにも理解をしていただけるんじやないかなというふうに思いますので。そういう部分では、少年団本部との連携を図って、団員増に向けて気張っていただきたいというふうに思います。

私の質問を以上で終わります。

**○議長（中里純人君）** 次に、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

**○11番（東 育代君）** 皆様、お疲れさまでござります。6月議会一般質問、1日目最後となりました。もうしばらくおつき合いいただきたいと思います。

私は、さきに通告いたしました人口減少社会に対応する取り組みについて、市長、教育長に見解をお聞きいたします。

第2次総合計画では、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」と基本理念が示されております。

平成27年度の高齢化率は、全国の26.7%に比較して本市は33.9%と、7.2%も高く、少子化による人口減少が進んでおります。平成37年度時点では2万5,843人と予測されておりますが、平成27年度に策定した人口ビジョンでは、「若い世代の転入促進や出生数の増加等により、平成37年度2万7,400人程度の人口維持を目指す」とあります。

さらには、「若い世代の雇用の場の確保や、安心して子どもを産み育てる環境の充実を図るとともに、高齢者の地域活動への参加促進や介護支援など、人口減少や人口構造の変化に対応した取り組みが必要です」と、このように基本構想では示してございます。

鹿児島市では、「妊娠中や子育て家庭の皆様が本市で安心して子どもを産み育てられ、その喜びを感じていただくとともに、地域における子育ての場が

広がり、お子様たちの健やかな成長につながることを願っています」とあって、「子育てするなら鹿児島市と感じていただけるよう、子育て支援の総合的な拠点施設を中心に、市民の皆様が安心して子育てを行うことができる環境づくりを積極的に進めてまいります」とお話をなさっております。

市長も子育て支援の重要性を日々述べられておりますが、本市には総合的な拠点施設がありません。地域における子育て世帯の安心感の醸成を図るために、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの設置を平成32年度末までに全国展開を目指すと国のはうでも示されております。本市にも、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援、ワンストップ拠点における切れ目のない支援が必要のようござります。

そこで、人口減少社会に対応する取り組みについて伺いますが、少子高齢化による人口減少社会では、子育て支援から高齢者及び障がい者等の福祉サービスまで、多様化する市民ニーズに対応するため、切れ目のない、質の高い行政サービスが求められるようです。

まず初めに、子育て世代の包括的な支援についてお聞きします。ワンストップ拠点の設置を、平成32年度までに全国展開を目指すと国のはうで示されております。しかし、本市には、子育て支援の総合的な拠点施設がありません。子育て支援の現状及び子育て世代の包括的な支援について、市長の見解を求めます。

以上で壇上からの質問といたします。

〔市長田畠誠一君登壇〕

○市長（田畠誠一君） 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

子育て世代の包括的な支援の現状についてであります。

本市の子育て支援策等については、未来の宝子育て支援金事業をはじめ、これは平成18年から始めておりますが、乳幼児紙おむつ購入費助成事業、子どもの医療費中学校まで助成事業、妊婦の方の健康診査事業、不妊治療費助成事業、産後ケア事業、母子健康相談、子育て団地事業、定住促進対策事業等を

実施するとともに、子育て支援センター事業、ファミリーサポート事業などに取り組んでおります。

また、本年度から新たに、携帯電話で予防接種のスケジュールを管理する子育て支援モバイルサービス事業を導入をしました。これは県下で初めてであります。

このように、子育て支援の充実に取り組んでいる状況であります。

○11番（東 育代君） 今、市長に御答弁をいただきました。未来の宝子育て支援事業など、多くの支援事業があるということで説明を受けました。

ただ、本市では、4月から出産ができなくなりました。子ども子育て支援事業計画の中での基本目標に、「安心して子どもを産み、健やかに育てることができるもの」と掲げてあります。しかし、先ほど申しましたが、市内産婦人科での出産ができなくなりました。子育て支援環境整備について非常にマイナスでございます。

子育て世代へのダメージは大きいと思われますが、市長はこの件についていつごろお聞きになったのでしょうか。それから、事前に何か手だてはなかったのでしょうか。

三つ目に、出産ができなくなったことを受けて、市としてどのような対応をなさったのか。

四つ目に、妊娠・出産への支援について、市としてのお考えをお聞きいたします。また、あわせて、他市の産科医院の状況はいかがでしょうかお聞きいたします。

○市長（田畠誠一君） 本市の妊娠・出産についてであります。

本市の産婦人科の分娩中止をお聞きしましたのは、本年2月の末であります。早速、担当課が直接訪問し、確認をしましたところ、分娩の取り扱い件数の減少、体調面を理由になされて、先生御自身の御判断で分娩中止とされたとのことであります。

これについては、3月の議員全員協議会で御報告をさせていただきました。医療機関での分娩取り扱いの中止は、診療科目自体の変更ではないことから、県に報告義務が発生せず、把握が遅くなつた次第であります。

本市の平成27年度における医療機関別出産状況は、母子健康手帳交付件数、詳しくは申しませんが、186件のうち、約3割の方が市内で出産をされており、7割の方々については市外の利用となっております。

本年4月以降、6月8日現在ですが、32人の方へ母子健康手帳を交付した際に聞き取りを実施しております。32人中6人の方は市内で妊娠証明の発行を受けていらっしゃいますが、既に4人の方は近隣の病院へ移行され、残りのお二人も御自分で隣接市等の産婦人科を受診するとのことで、今のところ不都合はお聞きをしておりません。

妊婦の緊急時の対応は、これまでも、かかりつけの産婦人科医が対応できない場合は、総合周産期母子医療センターである鹿児島市立病院等へ救急搬送をされております。

他市の産科医の状況については、分娩は取り扱わないものの、妊婦健康診査を実施している医療機関は県内で14施設となっています。また、分娩施設のない市は、19市中6市あり、いずれも分娩施設がないことに対する妊婦の方々への財政的支援はないとのことで聞いております。

**○11番（東 育代君）** 2月ぐらいにお知りになったということですが、市として、この2月に受けてから、何か手だてはなかったのかなという思いがしております。出産できなくなったことを受けて、他市へのということで、不都合はないと言われたんですが、そういうものじゃなくて、やはり本市が一生懸命子育て支援に取り組んでいらっしゃるのに、非常にイメージダウンではなかったかなという思いをしての質問でございます。何か手だてはなかったのかなということをお聞きしたところです。

19市の中で出産できないというところが、今、市長も述べられたんですが、私が調べたところでは、本市を含めて4市というふうにお聞きしております。その中でも、産科体制はあるとか、助産所はあるとか、そういう感じではございますが、やはり、出産の件数が減少したということによって、分娩を取りやめたということなんですねけれども、そこら辺のところについて、この子育て支援を一生懸命言ってい

る中で、少し残念かなという思いがしておりますので、どういう手だてをなさったのかなということ、病院との関係についてお聞きします。

**○市長（田畠誠一君）** 子育て支援というのは、今は少子化対策というのが私は一番の大きな課題だと思っています。どこのまちも、全国挙げてですね。そういった中で、子育て支援に力を入れていかなきやならないこの時に、こういった形でおやめになるということで非常に、いろんな角度から御検討をいたしかれたと思いますけれども、分娩の取り扱いが減少していることやら、それから、先生御自身の体調が少しすぐれない場合もあるというような理由のようあります。

非常に、こういう、お述べになっておりますとおり、少子化対策に力を入れなきやならないときに、こういう事態になって、本当に残念な思いをしているところであります。

**○11番（東 育代君）** 何か手だてはなかったのかなということについては御答弁いただかなかつたんですけども、先生の御都合ということもあります、病院がなくなつたわけではないので、産後ケアとか、いろんな形でかかわりは今からも出てくると思います。

インターネットを見ますと、いろんな利用者の声では、近くにあってよかったとか、産後ケアで非常に子育てを身近で一緒に考えていただきいてとてもうれしいとか、いろんな声を聞かせていただいております。

市のほうも、行政のほうも、出産という体制はなくなつても、病院がないわけではないので、きちんと連携を深めて進めていただきたいなという思いがしております。ないことによって、経済的な負担や緊急時の対応等、妊婦さんの負担も大きくなってきたと思われますし、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるまちと言えるのかなという思いもしております。非常に寂しい思いがしております。

もう少しお聞きします。乳幼児期の子育て環境の整備についてお聞きします。

平成28年の12月議会で、雨天時でも遊べる全天候

型のちびっこ広場の整備をお聞きいたしました。答弁の中では、「身近な公共施設を活用してほしい」という答弁がございました。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化や地域のつながりの希薄化等によって、子育て家庭の孤立が懸念されております。子育てに不安感や負担感を抱く方が増えております。

市内には、子育て支援センターや子育て教室はあるものの、利用者は待ちの状況でございます。屋内で遊べるところや、母親同士の交流の場となる施設がなく、乳幼児期の子育て環境は十分とは言えないと思います。乳幼児期の子育て環境の整備について、現状で十分とお考えでしょうかお聞きします。

**○福祉課長（後渕正実君）** 乳幼児期の子育て支援についてであります。

本市には、現在、子育て支援センターが1カ所と、子育て広場きらきらが1カ所をそれぞれ開設し、自主サークルすくすく1カ所に支援員を派遣しております。

子育て支援センターでは、親子遊びなどが実施され、毎年約200人の登録者があり、延べ利用者数も約8,500人と、多くの方々に利用されております。

また、串木野地域にある子育て広場や、支援員を派遣している市来地域の自主サークルは、遊びや製作活動がそれぞれ週1回開催されており、延べ約1,200人の方に利用されております。

子育て支援センターの現状については、利用者数が多く、年齢ごとにクラスが分けられており、そのクラスに合った日に来ていただいているとのことです。それ以外の利用につきましては、フリーサークルの日か、きらきら、すくすくの利用も紹介をしていただいているところでございます。

子育て支援センターの増設については、身近な交流センター等を活用していただき、必要があれば子育て支援員等を派遣するなど、地域での特色ある子育て支援策が展開されるよう、今後、府内で組織される子育て支援検討会を立ち上げて検討してまいります。

**○11番（東 育代君）** 今、答弁をいただきました。利用者は本当に多いということと、それから、待ち

の状況があるということでございます。検討委員会を立ち上げるということでございますので、ぜひいい方向に検討していただきたいと思います。

続けて、障がい者等基幹相談支援センターが今1階の福祉課のところにあるんですが、この障がい者等基幹相談支援センターとは、誰がどのようなときに利用するのでしょうか。市療育園の廃止後も施設は利用できる体制となっているものの、福祉課内にある障がい者等基幹相談支援センターの設置場所について、市民が相談しやすい場所と言えるのか伺います。

**○福祉課長（後渕正実君）** 障がい者等基幹相談支援センターの現状についてであります。

障がい者等基幹相談支援センターは、4月から、保育士2名、相談支援専門員と臨床心理士の4名体制としております。ここでは、障がい児や障がい者、また、その家族の方々の相談を受けているところでございます。

療育の相談につきましては、市役所の相談室で相談を受けたり、旧療育園や健診時に健康増進センターで受けたりと、相談を受けやすいように、状況に応じた対応をしているところでございます。

**○11番（東 育代君）** 状況に応じた対応ということですが、今の場所が相談しやすい場所と言えるのかということなんです。相談しやすい場所じゃないですね。まあ、これ以上はいいです。

次に、もう一つ聞きます。

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援ということで、今、新聞等にも載っております。子どもの貧困率は、47都道府県中、鹿児島県は45位ということであるようです。経済的な問題など、家庭での学習が困難な子どもを対象に、無料の学習支援を行う自治体が県内でも増えているというふうに新聞記事でもございました。

平成15年度から、法に基づく学習支援を始めたのが、薩摩川内市、日置市、霧島市とありました。本年度開始予定を含め、30市町村とあるようですが、本市の現状と今後について、取り組みをお聞きします。

**○福祉課長（後渕正実君）** 生活困窮者自立支援法

に基づく学習支援についてであります。

現在実施している自治体の取り組み内容を見ますと、子どもたちが自主的に学習し、宿題やわからぬところをボランティアの学生などが教えるところがほとんどであり、対象者の選定や募集方法は自治体によって異なっております。

本市では、自学学習活動により、みずから考え学ぶ習慣を身につけ、体験活動であるさとの自然や歴史に触れ、豊かな心を育むことを目的に、教育委員会所管で青松塾事業を従前から実施しております。平成29年度の事業に、対象者である小学校3年生から中学校3年生のいる生活保護世帯16世帯25人に対して応募の勧奨を行いましたが、残念ながら応募はございませんでした。

今後も、教育委員会と連携しながら、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援を推進してまいります。

**○11番（東 育代君）** 市のほうでも、青松塾のほうへの応募ということで、25名に声をかけたということですが、特化して生活困窮者家庭についてもう少し目を向けてほしいなという思いでございます。

先日テレビで、NHKの「子どもの未来」という番組を見たんですが、やはり教育の重要性や教育格差をなくすことが大切だということでございました。北欧のノルウェーでは、よき納税者を育てる国が繁栄すると。子育て支援の充実、特に教育に対しての財政支援の強化が打ち出されているようです。本市の取り組みも、もう少し前向きにやっていただきたいなという思いがしております。

もう少し続けて聞きます。海浜児童センターについてお聞きします。

過去にも数回質問をいたしました。その中で、平成25年の3月に海浜児童センターの活用についての答弁をいただきましたが、そのときには、「一帯を子どもの森として位置づけ、老朽化している児童館も含めて、青少年を健全に育成する修練の場、憩いの場として整備すべきと思っている」という御答弁をいただいております。

その次に、平成27年の3月には、海浜児童センターと周辺整備についての答弁では、「基本方針及び

施設の更新や統廃合、長寿命化、廃止などについては、平成28年度に方向性を決定する」という答弁をいただいたところです。

平成29年3月に示されました公共施設等総合管理計画では、子育て支援施設の今後の管理方針の中に、「老朽化が著しい施設は、利用状況の検証や将来にわたる利活用の必要性を検討した上で、建替時に規模縮小、統合・廃止などをを行い、保有総量の縮減を図ります」とありますが、海浜児童センターについてはどのような方向性なのか、どのように受けとめたらよいのか、お聞きいたします。

**○福祉課長（後渕正実君）** 海浜児童センターの今後の方針についてであります。

平成28年6月議会の東議員の質問に答弁しておりますが、平成29年3月に、公共施設等総合管理計画が策定されたところでございます。

個々の施設については、方向性を決定することとしており、海浜児童センターにつきましては、今後、府内で組織される子育て支援検討会を立ち上げて検討してまいりたいと思っております。

**○11番（東 育代君）** 検討委員会を立ち上げるということで、まだ方向性も出ていないということなんですが、今までずっと質問を重ねてきました。本市でも、子育て拠点施設というのが欲しいなという思いで今ずっと質問を重ねているんです。

子育て世代包括支援の拠点づくりということで、国のほうでも示されておりますが、このことについて、現状では、担当課が健康増進課と福祉課と窓口が複数になっていたりということがあるんですが、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの設置で、窓口の一本化になれば、質の高い市民サービスにもなると思われるんですけども、この拠点施設に子育て世代包括支援の拠点、ワンストップ拠点施設について、どのような方向性なのか、考え方をお聞きします。

**○健康増進課長（若松友子君）** 子育て世代包括支援の拠点をつくることで、窓口の一本化はできないかについてであります。

子育て世代包括支援センターの役割は、妊娠、出産、育児に関する各種の相談に応じ、母子保健施策

と子育て支援施策との一体的な支援を提供し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うものであります。

センターの実施に際しましては、母子保健に関する支援と子育て支援に関する支援を役割分担しつつ、必要な情報を共有し、一体的に支援を行うことができれば、必ずしも一つの施設、場所において二つの支援機能を有している必要はなく、窓口が異なっていてもよいとされております。また、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカーなどを配置することとされております。

このようなことから、現在、国において同センターの業務ガイドラインについて検討を行っているところであり、本市においては、その結果を踏まえて、本市の実情に合った方法で検討してまいりたいと考えております。

**O11番（東 育代君）** 窓口が異なっていてもよいという答弁でございましたが、これは利用者の側からすると、ここが一番問題じゃないのかなという思いもして、今ずっと質問を重ねております。

鹿児島にあるすこやか子育て交流館、りぼんかんというところに行ってみました。ここは、総合的な子育て支援の拠点施設ということでございました。ここは、市の職員研修所の跡をリニューアルしたものでした。子どもと子育て家庭や団体等の活動を応援する総合的な子育て支援の拠点施設であります。遊びや学び、体験などなど、子育てネットワークづくりなどをコンセプトにしての取り組みでございました。

いろんなことを今質問しておりますが、子育て真っ最中の保護者にとっては、今、必要を感じているのであって、数年後整備がという話ではないということなんです。よく、お話を聞くと、「私の子育てには間に合わないんですよね」ということを言われます。先の話ではなくて、「今、困っているし、今、悩んでいるんですよ」と、「今なんですよ」「今なのです」と意見を言われます。

総合的な子育て支援の拠点施設、支援センターの設置について再度お伺いします。

**○市長（田畠誠一君）** 子育て支援というのは非常に、さっきから申し上げておりましたとおり、大きな課題であります。そしてまた、時を待たない。今、東議員がおっしゃるように、非常に時期を失してはいけないという大事なまた事業であります。

そこで、この総合的な子育て支援の拠点施設等の設置について、そのような観点に立って、国においては平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置をする取り組みが示されたのではないかと思っております。

どのような運営形態とするのか、また、総合的な子育て支援の拠点施設等の役割も踏まえて、私どももこれではいけないと。さっき児童センターのお話も出ました。総体的なことを考えて、これはもう府内で子育て支援検討会というのを立ち上げようということは取り決めたところであります。この中で、いろんな角度から検討をしてまいりたいと考えております。

**○11番（東 育代君）** 今、市長のほうから、府内で検討会を立ち上げるという前向きな御答弁をいただきました。

子どもたちがイベントなんかに出演するとなると、非常に多くの大人たちが応援に来ます。一人の子どもに対して本当に多くの人が動きます。子どもの力はすごいなと思います。人が動いて、地域に元気をもたらしてくれるのが子どもの力です。

今回、売却予定のK C I 跡地を含め、統廃合すべき公共施設の洗い出しを早急に行って、子育て支援の充実に向け、子育て世代の包括的な支援への取り組みに期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。小中学校の児童生徒数減少に伴う学校運営についてお聞きします。

先ほど、直前で同僚議員の質問がありました。特認校制度、あるいは小中一貫教育のモデル事業というようなことで質問がございましたので、重複しない部分でお聞きします。

本市では、小中一貫教育のモデル事業として、連携型と一体型へ向けた取り組みが推進されておりますが、成果が期待できれば、この施設一体型としての取り組み、施設整備を含めて取り組みを進めてい

かれるんですよね。跡地利用のお話もありましたけれど。

○教育長（有村 孝君） 小中一貫教育の推進については、先ほど来ありますように、本年度まで国の研究指定を受けて研究してまいります。

そして、これも先ほど松崎議員からもありましたように、今後、小中一貫教育の連携型のほうは進めていきますが、一体型をモデル地区の羽島中校区で導入するかしないかというのは今後検討してまいりますので、今現在、導入するというお答えはできない次第でございまして、今後、導入に向けて検討してまいります。

いろんな意見を聞きながら、研修・視察とか、あるいは地域での意見交換会等を通して、導入を判断してまいりたいと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 先ほどもそのような御答弁をいただいたところです。メリット、デメリットというような答弁をいただきましたが。

この小中一貫校、施設一体型の建設というのは、小学生と中学生が同じ屋根の下で学習することになりますが、児童生徒数が増える対策かといえば、そうではないということでございますね。そこで、いずれ統廃合の対象になるのではないかということを危惧しております。

先ほども、出水の鶴翔学園に研修に行くというお話をありがとうございましたが、鹿児島県内でも、南さつま市の坊津学園が義務教育学校に衣がえをしたとか、薩摩川内市の東郷中学校では、小中一貫に向け新体制と協議会発足の新聞記事がありました。2019年度開設の小中一貫の東郷学園義務教育学校に向けた準備段階として組織したとあります。

この小中一貫教育の推進の先に義務教育学校があるのでしょうか、お聞きします。

○教育長（有村 孝君） 小中一貫教育というのは、元を正せば最終的には義務教育学校と。つまり一体型の小中一貫教育校としては、施設は一緒にしますけれども、教育課程はいじれないわけですね、六・三制というのは。義務教育学校として指定されると、六・三制をいじるというか、例えば4年・3年・2年とか、9年間をその学校独自のステップで

初等・中等・高等と分けたり、前期・中期・後期と分けたり、そういうことができる教育課程上の特区という権利が認められておりますので、一体型にしたから即そういう教育課程の編成が自由にできるか、というとそうじゃございませんで、義務教育学校として申請をして認められると、そういう特区的なことが認められるということでございます。

職員配置についても、今のところは義務教育学校とは本県の場合は変わっておりませんけれども、今後、県費負担教職員の数がどうなるかは、義務教育学校と一体型の小中一貫校との差はまだはっきりしておりませんが、いずれにしましても、最終的には義務教育学校というふうにしたほうが義務教育学校のメリットがより一段と出てくるということでございます。教育上、非常に効果があらわれやすい、出しやすいということでございます。

○11番（東 育代君） 今、教育長に答弁いただいたんですが、最終的には義務教育学校が一番メリットがあると。そこに行くということですか。まあ、いいです。今すぐ結論は出せないということは重々承知しております。

先日、新聞でも、瀬戸内町の池地小学校ですかね、休校していた学校が、1年生が入ってきたということで再開したというのがありました。小学校は、地域にとってはとても大切です。同僚議員も、学校は大切だということを言われました。小学校は地域にとってとても大切なコミュニティの核と思っております。

小学生は親と地域の方と協力しながら育てると。一方、中学校は、学問も専門的になって、部活動も活性化しなければならないという部分もあります。中学校では、それぞれの特性を活かし、ある程度の生徒数を確保した中で、個性を育てていくことも重要であると思いますが、小中学校の児童生徒数に伴う学校運営について、本市の学校運営の基本的な考え方、基本的な方針というのを早目に示してほしいということでございますが、方向性としては義務教育学校が見えるのかなという思いをしながら今答弁をお聞きしたんですが、再度お聞きします。

○教育長（有村 孝君） 御承知のとおり、今年の

4月から坊津学園が義務教育学校と。坊津学園は、小中一体型になって5年で、6年目に義務教育学校を申請いたしました。鶴翔学園は、最初から義務教育学校を申請して、今年の4月からということでございます。

なお、鹿屋市にあります花岡学園ですね。ここはまだ一体型を今5年ぐらい続けていますね。一体型で、義務教育学校ではございません。私どもが目指している一体型の、羽島中校区で検討している小中一体型を今続けております。そして、さらに進んでいきますと、義務教育学校に申請しますと、先ほどのように六・三制を学校独自の学区制で区切ることができるというメリットはございます。

ですから、私たちが今検討しているのは、小中一体型の一貫校をつくったらどうだろうかということで検討しているということでございます。義務教育学校に行きますよということではなくてですね。将来的にはそういう道もあります。今、坊津学園がそうでしたね。それから、鶴翔は急に一体型から義務教育学校ということになりました。今、東郷のほうがどうなるかわかりません。2年後は、今一体型を進めておりますが、まだ一体型にはなっておりません。今、5校が東郷小に入りました。そして、来年、再来年ですか、東郷中の校庭内に、今、校舎をつくるております。そして、あと2年後に一緒にになって、小学校は空っぽになるということですので、中学校にいって。そこを義務教育学校を申請するのかどうかわかりませんが、とにかく一体型の小中一貫校になるというのは間違いございません。

**○議長（中里純人君）** ここで申し上げます。

間もなく5時を経過しますが、本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長します。

**○11番（東 育代君）** 今、教育長の答弁をいたしましたが、ちょっとよく見えないんですけど。最終的には義務教育学校というところが非常に頭に残るんですが。私は、やっぱり小学校は、義務教育学校にしたからといって人数が増えるわけじゃないです。小学校は地域に残していただきたいなと。中学校は統合して、より多くの人数で切磋琢磨して

ほしいなという思いがあるんです。そういう中で、本市の基本的な方向性というのが、中長期的な方針というのが見えないのかなと。もし見えるんだったら、そういうのを早目に示してほしいなと。

保護者も、やっぱり地域も、非常にそこら辺のところはどうなるんだろうかという想いでいるというふうに思っておりますので、そこをお聞きしたかったです。ちょっと中途半端な感じなんですが。

**○教育長（有村 孝君）** 統廃合の計画とか、そういうことを含めてでしょうか。はい。

本市の学校統廃合の考え方についての質問だと思うんですが、市としましては、平成26年1月に出されました市の学校規模適正化委員会の提言や、また、平成27年1月の国の学校設置基準の見直しを踏まえまして、昨年、平成28年1月の定例教育委員会、及び同年の2月に開催いたしました総合教育会議において、市として、小中学校の統廃合の検討に入る基準を定めております。もう皆さん方にお知らせしたとおりでございます。

その基準の内容としましては、毎年4月を判断基準月としまして、学校統廃合の適否を検討するとしております。次のような状況の場合に、統廃合計画を作成するとしておるんです。

小学校につきましては、児童数が10人未満の状況が2年以上続くことが予想される場合、また、児童数ゼロという学年が二つの学年にできるということが予想される場合には統廃合計画を作成すると。

また、中学校につきましては、生徒数が隣接学年で8人以下。8人以下といいますと、中学校の複式学級です。1年生と2年生ですね。そういう複式学級になることが予想される場合は、統廃合計画を作成します。

また、もう一つ、小中学校共通で、保護者や地域住民から統廃合の意見書等が出された場合も、同じく教育委員会といたしましては、審議しまして、統廃合計画を作成することとしております。

また、この統廃合計画を作成しますけれども、統廃合計画を提示しまして、校区内の意見を十分に把握しながら、慎重に進めることというふうに考えております。

いずれにしましても、この学校統廃合というのは非常にシビアな問題でございまして、地域やPTAの御理解がないと絶対できませんので、そういうことで慎重に進めることといたしております。

○11番（東 育代君） 統廃合計画ということで、今からのことということですね。まあ、いいです。このことはまた注視しながら見守っていきたいと思っております。

あと、キッズウイークの取り組みということをお聞きします。それと、眠育についてということでお聞きします。

キッズウイークの取り組みということで、小中学校の夏休みなどの長期休暇の一部を学校や地域ごとに分散して取得するということであるんですが、本市の取り組みについて、どのようにお考えなのか。また、眠育について。睡眠が十分でなく、心身ともに疲れがたまっている児童生徒が多いということを受けて、昼休み時間の数分間、体も心も頭も休ませるという取り組みであるんですが、この二つについて、市の考え方をお聞きします。

○教育長（有村 孝君） まず、キッズウイークについての御質問にお答えしたいと思います。

これは、政府の教育再生実行会議が打ち出したもので、来年4月からの実施が検討されております。

これは、長期休業の一部を別の時期に分散実施するものでございまして、例えば夏休みを5日間短縮するかわりに、地域のお祭りなどのイベントに合わせまして、春や秋などの別の時期に5日間の休みを設けて、前後の土日とつなげて9連休とすることなどが想定されております。

家庭や地域の教育力を高めるためには、大人が子どもと一緒に過ごす時間を確保することが必要であるという考え方から、夏休みのように観光地やレジャー施設が込み合う時期を避けまして、キッズウイークを設定しまして、旅行など親子で過ごす時間を確保しやすくすることを狙いとしていると聞いておりますが、キッズウイークの導入によりまして、確かに親子のコミュニケーションが図れる、地域の活性化が促進されるなどの教育的な効果が期待されておりますけれども、他方、保護者が休みをとれず、

子どもだけが連休となり、家庭や地域での過ごし方が課題となることも予想されます。

どのような対応が必要となるのかにつきましては、国の休み方改革官民総合推進会議及び文部科学省がこの6月から具体的な政策の検討に入るという報道もなされておりますので、それらの動向に注目しながら研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、眠育につきましてお答えいたします。

眠育とは、学校などで睡眠の大切さを教えて、児童生徒の生活習慣を改善していく活動のことございます。その一環として、休み時間に短時間の昼寝を取り入れている小中学校も一部にあるようです。

これまでのさまざまな研究から、小学校低学年では10時間程度、高学年では9時間程度、中学生、高校生は8時間程度の睡眠時間が必要とされております。しかし、現在の中学生は、塾や習い事、あるいはゲームやインターネット等の影響などで生活が夜型となっておりまして、必要な睡眠時間が確保できずに、睡眠障害から心身の健康を害する子どもが増えてきております。

このような中で、眠育に取り組んだ学校からは、「子どもたちが病気になりにくくなった」「授業に集中できるようになった」「時間を守るようになった」「行動が早くなかった」などの報告がなされているようでございます。

こうしたことから、睡眠が心身に与える影響を学び、望ましい睡眠習慣を身につけさせまして、生活習慣の改善を図る眠育の取り組みが全国の小中学校で広がりを見せつつありますので、その成果や課題を、あるいは動向を注視しながら、学校とともに研究してまいりたいと考えております。

ちなみに、私どもの市内では、まだこういうちょっとした昼寝とかを設けているところはございません。睡眠の必要性、大切さというのは、常々学校あるいは家庭でも、いろいろ指導・助言をしているところでございます。

○11番（東 育代君） 今、御答弁をいただきました。まだ今からの課題ということであるようですが、よい方向に検討を進めていただきたいと思いま

す。

次の質問に移ります。共生・協働のまちづくりについての質問でございます。

平成23年の3月から、市内16地区で、順次、まちづくり協議会の設立が始まりました。羽島地区で最初のまちづくり計画ができたようでございます。その後、ほかの地区もまちづくり計画書の作成に奮起されました。ソフト事業、ハード事業と支援がある中で、計画に沿った形で事業の遂行がなされているようですが、成果についてはいかがでしょうか。

○市長（田畠誠一君） 共生・協働のまちづくりについてであります。

まちづくり協議会は、市民一人ひとりがまちづくりの主体者であるという自覚のもとに、自治公民館や女性団体をはじめ、地区内の多様な団体等が参画をし、自分たちの地域に合った共生・協働の活動により、地域が抱える課題解決や将来像の実現に向けて取り組むことが役割であり、まちづくり協議会の設立以来、各地区において、まちづくり計画に基づく地域の活性化、道路環境整備、文化活動の推進、健康増進、防犯、交通安全活動などの取り組みが進められております。

市としては、これらの活動に対し、ソフト・ハード面の補助に加え、広報紙の配付業務の委託による財源確保の支援、地区担当職員の配置による人的支援などを継続してきたところであり、各地区ともに、まちづくり計画に基づいた各種事業の取り組みやイベント等の定着などから、地域の特性を活かした主体的なまちづくりが進められてきていると感じております。

○11番（東 育代君） いろんな地域の活性化に貢献している、成果が非常に見られたということの御答弁のようございます。

もう少しお聞きします。いちき串木野市自治基本条例の第20条に、まちづくり協議会の要件及び設置があるんですが、このまちづくり協議会というのは、

「市民が共同体意識を持って生活を営む一定の地域において、自治公民館や各種団体等が連携し、それぞれの地域課題を話し合い、解決に向けて対応するため設置された組織で、次に掲げる要件を満たして、

市長が適當と認めたものを言います」とあります。

まちづくり協議会とは、今ありましたように、自治公民館や各種団体が連携し、それぞれの地域課題を話し合い、解決に向けて対応するため設置された組織というふうに述べてありますので、そういうことだと思うんですが、一方、自治公民館は、その中核的な構成員であって、これまでの地区公民館、地区内の自治公民館連絡協議会の組織を再構築し、その機能を発展・拡充させるものだと、この推進計画をつくるときに説明を受けました。

地域づくりの核である自治公民館は、いろいろな責務があることは重々承知しておりますが、基本は人づくりではないかと思います。人づくり教育は社会教育が担うべきではないでしょうか、お聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） まちづくりと人づくりについてであります。

地域の人口が減少する中、地域で支え合いながら、地域が抱える課題の解決や、地域の活性化のための共生・協働のまちづくりを推進するためには、何といってもリーダー、それから組織を構成する人づくりが重要であると考えております。

市としましても、人材育成の支援として、まちづくり地域リーダー養成研修、それから、自治公民館長等研修会、子育て支援リーダー、女性指導者等の各種の研修会も行ってきているところであります。

今後とも、まちづくりは人づくりという視点から、関係課連携のもとに、引く続き、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） まちづくりは人づくりという答弁をいただきました。

地区内の自治公民館や女性団体、子ども会、あるいはPTAとか、いろんな団体があるんですが、これは地区内の企業によって構成し、地区のまちづくりの中心的な役割を担うものだと説明を受けております。

構成メンバーは、これまでそれぞれの市の担当課と密接な連携のもとに活動してまいりましたが、自治公民館だけは担当課が変わりました。どうしてなのか説明を求めます。

**○市長（田畠誠一君）** 治公民館につきましては、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持・管理など、地域の自治活動の根本を担う組織であり、また、共生・協働の活動に取り組むまちづくり協議会の中核的構成団体でもあります。

さらには、子ども会活動などの人材育成や文化活動などの社会教育的活動だけでなく、敬老会をはじめとする社会福祉活動など、多様な役割も担っております。

したがって、現在、地域コミュニティ組織の育成や住民自治活動の支援等については、まちづくり防災課を所管課としておりますので、引き続き、これまで同様の体制で支援に取り組んでまいります。

**○11番（東 育代君）** 引き続き、まちづくり防災課ということですが、まちづくり協議会のもとになる団体組織は、それぞれの責務を担いながら地域の中で活動を展開してきた歴史があります。木で言えば根っここの部分が弱くなったら、よい果実は実らないと思います。根っここの部分をしっかりと育てることも行政の役割ではないでしょうか。

先日、「生活研究グループが市来農芸高校と連携して商品開発」と新聞記事を見ました。これは、食のまち推進課が一生懸命連携をとられたということであるようございますが、このように、市の担当課との連携、支援、協力の結果であって、研修の機会や情報の共有で成果が出てきたものと喜んでおります。

地域づくりの核である自治公民館は、いろいろな責務があることは重々承知しておりますが、人づくりが基本ではないかと思います。「向こう三軒両隣」という言葉があります。社会教育関連団体でもある自治公民館の所管を社会教育課に戻すことは考えられないのか、再度お聞きします。

**○市長（田畠誠一君）** 先ほど申し上げましたおり、自治公民館については、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持・管理など、地域の自治活動の根本を担う組織であり、また、共生・協働の活動に取り組むまちづくり協議会の中核的な団体でもあります。さらには、子ども会活動などの人材育成や文化活動などの社会教育的活動だけでなく、敬老

会をはじめとする社会福祉活動など、多様な役割も担っております。

したがって、現在、地域コミュニティ組織の育成や住民自治活動の支援などについては、まちづくり防災課を所管課としておるところであります。

**○11番（東 育代君）** なぜこの担当課ということにこだわるのかと申しますと、まちづくり協議会と自治公民館の垣根、あるいはすみ分けがなくなったことによって、その他の団体組織との関係性に弊害が出てきているからなんです。

まちづくり協議会は、各部、総務部とか女性部とか福祉部とか青少年育成部などありますよね。組織を構成するときに、構成員であるそれぞれの団体組織が担ってきた事業や役割を振り分けました。まちづくり協議会が発足した後、それぞれの部が中心となって動き出しました。それはそれで成果が出ている地区もありますのでいいわけなんですが、問題はこの構成員でございます。

地域を担ってきた各種団体や組織の機能を踏襲する動きが出てきたことです。市民にとって一番身近なところにある自治公民館、女性団体は、これまでの歴史を振り返りますと、常に地域の中で車の両輪となって地域を支えてきました。ところが、まちづくり協議会に独裁的なリーダーが出てきたところです。今後さらに、「強いものには巻かれろ」ではないですが、同調する人が出てくることを懸念しております。

自治公民館は、地域の中には地域づくりの核です。先ほどから答弁があるように、そう思っております。これまでの地区公民館の組織を再構築し、その機能を発展・拡充させるものだと推進計画にありましたが、地区公民館制度がなくなったことによって、地区公民館長がそのまま、まちづくり協議会長へ移行してきたのが現状でございます。構成員であり地域を担ってきた各種団体、組織の機能をまちづくり協議会長が踏襲する動きが出てきたことによる弊害です。

御存じだと思いますが、既に一部の地区では、女性団体は、まち協の中の女性部という位置づけになってしましました。まち協の許可が必要であって、ま

ち協の采配に委ねられてきている現実があります。そういう意識をお持ちの会長さんがいます。結果、既存の団体の活動が制限され、存続の危機が生じてきています。既存の団体・組織の中からの代表がまち協の会長ではないかと思っておりましたが、そうではないようです。

地区公民館も既存の団体の一つと捉えるべきではないでしょうか。地区公民館制度は存続させるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（田畠誠一君） 東育代議員御存じのとおり、また、みずから活動してこられましたが、本市では特に、全国でも名だたる婦人会が100年余りに及び本市の発展に大きく貢献をしてきました。昨日もちょっと文化センターの前に行きましたが、あの大時計を見たら、これも太陽国体における記念事業として婦人会が設置したものであります。

ことほどさように、戦前から、出征兵士を送ることから、婦人会の皆さん方の活動というのは、まさに本市の歴史沿革そのものであり、その実績というのは、それは珠玉と輝く、値するものだと私はいつも尊敬しております。これは、私のみならず、多くの市民の皆さん方が異口同音にそんな思いで称えておいでだと思います。

ちょっと長くなりましたが、そのように本市は、歴史的に女性団体の活動が、地域づくりに大きく貢献されてきました。今申し上げたとおりであります、例を。共生・協働のまちづくりにおいても、女性の受け持つ役割というよりも、女性ならではの重要な役割があると私は認識しております。

本市では、少子高齢化や世帯構造の変化、つながりの希薄化など進む中で、環境、防犯、防災、福祉や子育てなどにおいて、一つの公民館では対応できない課題解決に向けて、自治公民館、婦人会をはじめ、PTA、消防団、企業など、さまざまな団体が対等な立場でまちづくり協議会を組織して、地域の問題解決を目指し、取り組みが進められております。

中でも、自治公民館と女性団体は、いずれも地域づくりの核となるべき組織であります。市としましても、それぞれの活動の充実と連携が図られるよう、啓発と支援に努めてまいりたいと思います。

また、まちづくり協議会の中では、このような形でお互い協力し合って、いい形で、住みやすい地域づくりを実績として重ねておいであります。今後とも、積極的な参画を期待していきたいと思います。

また、今回、いろいろ、今、東育代議員から議会で御意見を賜りました。やはりまちづくり協議会の皆さんの中で、より一層みんなお互いに理解を深め合って、手をとり合って進むことが一番大事ですので、今朝の下迫田議員の御質問にもお答えしましたけれども、「チームいちき串木野」ですね。やっぱりチーム丸々まちづくり協議会が一番大事だと思います。

こういった議論が今出来たことを、御意見を述べられましたことは、まちづくり協議会のほうへもしっかりとつなぎをして、少しでもよりよい形ができるように、私たちも努めてまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） 今、市長のほうから答弁いただきましたが、先ほども述べましたけれども、このまちづくり協議会ができたことによって、いろいろな各部の事業が振り分けられて、それがそのまち協の組織の中の部としての事業に振り分けられたんです。そうすることによって、まち協の事業になってきました、今の現状は。

そうすることによって、先ほども述べましたけれど、まち協の中の女性部という捉え方になっててしまっているんです、現状。婦人会、女性団体でけれど、女性団体の事業も、まち協の中の部に割り振りをされました。その部が中心となってまち協が動きますので。

まち協はまち協で非常に大事なことだと思っているんです。一つの小さな自治公民館単位ではできないので、それは思うんですが、先ほども述べましたように、まち協の中の女性部という捉え方をされる方が出てきております。そういうことによって、女性団体の活動に制限が出てきてしまっているんです。

まち協の設立のときに、ここら辺の危機感を何回となく訴えてまいりましたが、そんなことはないですよという担当課の答弁をいたしました。平成23年3月から始まって、5年経過しましたが、このまでいくと、5年先、女性団体の存続は不透明

となってきているのが実情です。一度壊れたものを立て直すことはできません。

新たな地域自治組織の設置としてのまちづくり協議会ができました。まち協をなくしてくださいということではございません。現場の既存の団体がより活躍できることが前提だと私は思っております。そういうことで、地区公民館制度は存続させるべきではないかと思っております。そして、従来のとおり風通しのよい自治公民館、女性団体が、地域づくりの核として、お互いに持ちつ持たれつの中で、地域と一体となっていくことを願っているわけなんですが、いかがでしょうか。

○市長（田畠誠一君） 私ども市民の使命というのは、それぞれの地域がお互いに親睦と融和を図りながら、そして、力強く、楽しく、明るく前進していく、それが私ども市民生活の究極の目的だと思います。そういった形をつくるために、これまで、さつき私は婦人会の100年の歴史を申し上げましたが、婦人会の皆さん、PTAの皆さん、消防団、企業の皆さん、高齢者の皆さん、みんながそれをお立場で、これまでの力をより大きく発揮するために、そういった形で一つの輪になって、お互い尊重し合って、まちづくり協議会の中で地域づくりを進めていくことが、このまちづくり協議会の目的ですよね。

だから、まちづくり協議会の中で、お互い尊重し合って、ですね。例えば、今まで婦人会の皆さんが一生懸命主体的に頑張ってこられた。それはまち協の中でもね、また婦人会の皆さんに、あなた方がこれまでばらしい実績を挙げてこられた。あなた方のまさに専門分野ですよと、これからも頑張ってください。私たちも今度は新たに応援しましょうと。こういう形のはずでなければいけないと私は思っているんです。

だから、私は、さつき申し上げましたとおり、ただいまのこの議論やらを踏まえて、まちづくり協議会の中でもお話をていきたいというふうに思っております。

○11番（東 育代君） まちづくり協議会が制度的にできて、非常にいい形で取り組みをなさっている

ところもあるんです。それはそれで本当に認めます。いいと思っております。

ただ、既存の組織・団体が、その中に女性団体があつたり、PTAがあつたり、自治公民館もあるわけなんですよね。そこの団体の代表がまち協の会長になるというのがまち協の会長ですよね。

ところが、その組織の中に、自治公民館長部会というようなのはないわけですよね。自治公民館部会というのもないわけですよ、16地区の中には。自治公民館というのは、じゃあもう、まち協会長の流れの中になってしまっているのが現実です。現状です。もう少しこちら辺を精査していただきたいなという思いがしております。

ちょっと時間が、ここだけを言うわけにいかないので、もう少し残っておりますけれど、先日、講演会でこんなことを言われたんです。50年前に、ある哲学者が「21世紀は物で栄え、心で滅びる時代が来る」と言われて、警鐘を鳴らされたそうです。どういうことかというと、自動ドアをあける、すうっと。周りに気配りの必要がない。アナログの時代であれば、戸を開けたら、後ろから人が来たら待ってあげる気配りをする。その時間があると。そのような心を滅ぼす時代が来ると言われました。

今、まち協に市役所が持っている権限と財源を地域に移譲していくとありますが、時として、この部分が非常に利害関係が生じてきているのかなということも懸念をしているところでございます。

縷々、いろいろと話をいたしましたが、現状をもう一回精査していただきたいなという思いでの御提言でございます。

次に、もう少しお聞きします。地域おこし協力隊が本市でも元気なまちおこしに努めていらっしゃいます。先日も新聞で見ました。市民と語る会の中で、女性の方が「この地域おこし協力隊の活動はまちの中だけの問題に取り組んでいただくんですか。周辺地域には関係がないんですか」ということを意見をされました。今後の地域おこし協力隊の取り組みについて伺います。

○政策課長（満瀬健士郎君） 地域おこし協力隊の周辺地域での活動ということでございますけれども、

現在の本市の協力隊は、ミッション型といって、あらかじめ任務を定めておく方式でございまして、移住・定住でありますとか、食のまちづくり、観光、まちおこしといったもののミッションを担いまして活動しております。

それぞれの活動の中では、先日もございましたジャンボタニシの捕獲作戦、あるいは、麓地域のまち歩きなど、市街地あるいは周辺地域の分け隔てなく活動を行ってきております。今後とも、地域との連携を図りながら、幅広く活動を行ってまいりたいと思っております。

なお、地域おこし協力隊の中には、もう一つ、地域の中に入り込んで支援を行うというタイプもございます。例えば、地域のニーズといたしまして、空き家の再生でありますとか、古民家の再生とかもあるかと思いますが、そういうことの導入に当たりましては、地域での課題の解決、あるいは必要性というもの、それから、協力隊の、具体的に何をしていただかくという役割、あるいは地域の方々の協力・支援体制というのが大変重要になってまいりますので、まずはそういうことの内容について、まちづくり協議会、あるいは地域で話し合っていただいて、協力隊の導入の方向性というのを見出していただけたらなと考えております。

**○11番（東 育代君）** 地域おこし協力隊、周辺との連携を今から進めていくということですので、よろしくお願ひをしたいと思っております。

次に、高齢者及び障がい者等への福祉サービスについてということで少しお聞きします。

2025年には、1人の高齢者を2人で支える時代となってくると言われております。いちき串木野市の医師会在宅医療推進事務局の冊子がありますが、この中にも在宅医療、在宅介護というのがずっと書いてあります。

ひとり暮らしや老老介護の在宅介護の支援体制についてお伺いいたします。24時間いつでも対応できる体制の整備が必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（田畠誠一君）** ひとり暮らしの在宅医療、介護の支援体制についてであります。

現在、本市では、大方の医療機関で、必要に応じ往診や訪問診療がなされ、2カ所の訪問看護ステーションで24時間体制の訪問看護が提供されております。

また、介護では、訪問介護が主なサービスとなっておりますが、24時間サービスを提供される事業所は市内にはない状況です。

今後、増加する高齢者の在宅生活に対応するため、市医師会へ委託事業としている在宅医療、介護連携推進事業において、関係機関とともに協議を進め、本市に限られた医療・介護資源を有効に機能させるよう、市としても積極的に本事業を推進してまいりたいと考えております。

また、本年度策定する第7期介護保険事業計画では、居宅サービスの基盤充実の検討をしてまいりたいと考えています。

**○11番（東 育代君）** いろいろと取り組みをされているようなんですが、先日、在宅医療・介護連携推進事業の推進チームの連絡会に教育民生委員として数名参加をいたしました。この中で、「住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるいちき串木野市を目指します」とありました。

今後とも、医師会と市が連携しながら、急速に進行する高齢化社会に対応するための取り組みを進めていただきたいと思いますが、その中で、低所得者の福祉サービスについて少しお聞きします。

いろんな訪問サービスとか、いろいろあるんですが、限られた介護サービスの範囲では、在宅医療、在宅介護を受けるのは厳しいということもあるんですけれども、低所得者に対する福祉サービスについてお聞きします。

**○福祉課長（後湯正実君）** 低所得者への福祉サービスの件ですけれども、車椅子を利用した福祉タクシーの利用とかございますけれども、本市は、障がい者や高齢者で運転免許証を自主返納をされた方につきましては、タクシーの1割引きの割引制度がございます。また、障がい者の手帳所持者は、いきいきバス、いきいきタクシー料金においても半額の割引制度がございます。

他市の状況におきましても、主に障がい者への助成を行っている市はありますけれども、低所得者への助成についてはございません。現在のところ、本市においても、低所得者についての福祉タクシーの料金の助成については考えていないところでございます。

**○11番（東 育代君）** 低所得者への福祉サービスについてということでお聞きいたしました。

今から、ひとり暮らしも含め、老老介護も含め、長寿社会になると、どうしても交通手段というところが一番問題になってくると思います。ここら辺についての気配りも、今から市としてどのような方向があるのかなということを取り組みをしていただきたいと思っているところでございます。

次の質問に移ります。市営墓地の管理体制と環境整備についてということで質問をさせていただきます。

市営墓地の現状について伺います。今、野元墓地、木原墓地の2カ所でどのくらいの枠があるのか、未使用の枠がどのくらいあるのか、市営墓地の現状について伺います。

**○生活環境課長（上原 昇君）** 市営墓地は、現在、木原墓地と野元墓地の2カ所があり、木原墓地については、昭和31年から市営墓地として供用を開始され、現在、2,866の使用可能枠のうち、2,478枠が使用されており、空き枠は388枠であります。

また、野元墓地は、昭和59年に整備され、現在、使用可能枠678枠のうち604枠が使用されており、空き枠は74枠という状況であります。

**○11番（東 育代君）** 現状をお聞きしました。

また、この所有者と連絡がとれないところがどのくらいあるのかということと、それから、今、県外在住者やこまめに墓を訪問できない高齢者にかわって掃除等を代行する墓守サービスが好評のようですが、今後、ふるさと納税の返礼にもこの墓地管理サービスがあるのか、全体的な整備は指定管理者がなさっていると思いますが、個人で墓守サービスを利用されていらっしゃるところもあるでしょうし、雑草が繁茂しているところもあるようですが、管理状況、体制等はいかがでしょうかお聞きします。

**○生活環境課長（上原 昇君）** 平成21年度から平成23年度にかけ、所有者の追跡調査を実施しました。野元墓地については、全て継承については判明しておりますが、木原墓地については、当時、2,725枠を調査し、158枠について所有者が判明しない状況がありました。

また、管理困難者の対応と今後の方針ということで、高齢により墓参りできない方や、遠方に居住しなかなか墓参りできない方の墓石については、無管理状態となっているものもあります。

本市のシルバー人材センターや民間の代行業においては、お墓の清掃等の管理を請け負っているところがありますので、できればこちらの事業所等を活用していただきたいと考えております。

**○食のまち推進課長（馬場裕之君）** このような墓の管理をふるさと納税の返礼にということでございますが、現在、本市の返礼品の中にそういうサービス的な返礼はございません。

しかしながら、現在、職員で構成しておりますふるさと納税プロジェクト会議という会議の中でも、こういうような墓の管理とか、空き家の管理といったサービス的な返礼品のほうも今後研究していくはどうかというような意見もございましたので、どのような方々がこういうサービスに対してのパートナー企業になっていただくか、そこら辺の課題も検討しながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

**○11番（東 育代君）** 答弁いただきました。子どもが県外にいたり、親戚が周囲にいなかったりして、墓じまいを考える人が今後ますます増えそうな感じです。

このような中、経年劣化が見られる木原墓地では、今後ますます管理困難者、所有者との連絡のとれない墓等は増えると思われますが、市で撤去し、無縁墓、共同墓として1カ所に集約し整備することが可能なのか、また、周辺を整備し、墓地公園として供養塔などの建設は考えられないのか、市営墓地の環境整備についてお伺いいたします。

**○生活環境課長（上原 昇君）** 管理困難者や所有者不明な墓地については、個人財産や祭祀財産であ

ることから、強制撤去については今のところ考えておりません。

また、木原墓地には、この世で亡くなった方は新たに浄土に生まれ、先祖や仏に会うことができるという意味の俱会一處なる碑が建立されておりますので、できればこちらをお参りいただけたらと考えております。

今後、墓の形態については、ますます納骨堂なるものへの改葬が増え、墓地の管理、あり方については大きな課題と認識しております。

**○11番（東 育代君）** 人口減少社会に対応する取り組みということで、妊娠期から子育て、それから順次お墓という終末期までの質問をいたしました。

少子高齢化による急激な人口減少社会の対応は、行政サービスも追いつかないようですが、メリハリのある市の取り組み、市長のリーダーシップを期待して、一般質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（中里純人君）** 以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（中里純人君）** 本日は、これで散会します。  
お疲れさまでした。

散会 午後 5時43分